

「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」の事業の概要と実績（令和2年度末）

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
1	子供家庭支援区市町村包括補助事業 (先駆的事業・選択事業・一般事業)	福祉保健局		区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図る。	60区市町村(23区26市5町6村) ○先駆的事業:36件、67,672千円 ○選択事業(サービスの充実):888件、2,214,108千円 ○選択事業(基盤の整備):427件、1,222,720千円 ○一般事業:95件、377,461千円 合計 1,446件 3,881,961千円	60区市町村(23区26市5町6村) ○先駆的事業:68件、92,576千円 ○選択事業(サービスの充実):811件、2,053,093千円 ○選択事業(基盤の整備):474件、1,163,390千円 ○一般事業:107件、370,297千円 合計 1,460件 3,679,356千円	60区市町村(23区26市5町6村) ○先駆的事業:21件、49,155千円 ○選択事業(サービスの充実):749件、1,947,339千円 ○選択事業(基盤の整備):578件、1,145,167千円 ○一般事業:187件、3,988,287千円 合計 1,535件 7,129,948千円	60区市町村(23区26市5町6村) ○先駆的事業:26件、317,216千円 ○選択事業(サービスの充実):724件、1,970,932千円 ○選択事業(基盤の整備):452件、1,187,774千円 ○一般事業:191件、3,442,985千円 合計 1,393件 6,918,907千円	60区市町村(23区26市5町6村) ○先駆的事業:4件、36,158千円 ○選択事業(サービスの充実):677件、1,836,921千円 ○選択事業(基盤の整備):522件、1,069,634千円 ○一般事業:198件、2,893,943千円 合計 1,401件 5,836,656千円
2	☆生涯を通じた女性の健康支援事業	福祉保健局		電話相談事業(「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」)により女性の様々な悩みに対応するとともに、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行う。	女性のための健康ホットライン 1,261件 不妊・不育ホットライン 440件 妊娠相談ほっとライン 電話 3,700件、メール 985件 妊娠適齢期等に関する普及啓発webサイト及びリーフレットを制作 妊娠支援ポータルサイトを制作 LINEチャットボット「妊娠したかも相談@東京」を制作 妊産婦向けオンライン相談 355件	女性のための健康ホットライン 1,092件 不妊・不育ホットライン 302件 妊娠相談ほっとライン 電話 3,325件、メール 799件 妊娠適齢期等に関する普及啓発webサイト及びリーフレットを制作 妊娠支援ポータルサイトを制作	女性のための健康ホットライン 1,127件 不妊・不育ホットライン 393件 妊娠相談ほっとライン 電話 2,661件、メール 425件 妊娠適齢期等に関する普及啓発webサイト及びリーフレットを制作	女性のための健康ホットライン 703件 不妊・不育ホットライン 410件 妊娠相談ほっとライン 電話 2,360件、メール 379件 朝日新聞及び情報サイト「withnews」「マイナビプレッシャーズ」に広告記事を掲載した。	女性のための健康ホットライン 719件 不妊・不育ホットライン 501件 妊娠相談ほっとライン 電話 2,352件、メール 496件 毎日新聞及び情報サイト「マイナビプレッシャーズ」に広告記事を掲載するとともに、インターネット広告を実施した。
3	☆不妊検査・不妊治療費の助成	福祉保健局		不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する(平成29年度事業開始)。 また、特定不妊治療の費用の一部(特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療の費用の一部も含む)を助成する。平成30年度から、対象を事実婚の方にも拡大。	○不妊検査等助成 助成件数 10,383件 ○特定不妊治療費助成 助成件数 20,667件	○不妊検査等助成 助成件数 6,930件 ○特定不妊治療費助成 助成件数 17,530件	○不妊検査等助成 助成件数 5,190件 ○特定不妊治療費助成 助成件数 16,651件	○不妊検査等助成 助成件数 2,000件 ○特定不妊治療費助成 助成件数 17,431件	特定不妊治療費助成件数 18,474件 (治療1回につき上限額A20万円/B25万円/C・F7.5万円/D・E15万円。治療開始時の妻の年齢が39歳まで通算6回、妻の年齢が40歳～42歳まで通算3回、43歳以上は助成対象外)
4	◆不育症検査費の助成	福祉保健局		妊娠はするものの、2回以上の流産等を繰り返し、子供を持ってないと言われるいわゆる不育症について、不育症のリスク因子を特定するための検査に係る費用の一部を助成する。	助成件数 1,166件				
5	◆けんこう子育て・とうきょう事業	福祉保健局		妊産婦や子育て家庭の不安感・負担感を軽減させるために、ニーズに応じた子育てスキルを提供することで子供の健やかな成長と虐待の未然防止を図る。	○調査研究・コンテンツ開発等の具体的な事業活動を開始、モデル自治体として2自治体でのパイロット事業開始のための調整を実施 ○自治体向け導入マニュアルの作成、配布				

◆…第2期計画において追加した事業
☆…「未来の東京」戦略事業

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
6	☆とうきょうママパパ応援事業 (旧 出産・子育て応援事業 (ゆりかご・とうきょう事業))	福祉保健局	■	全ての妊婦を対象に専門職が面接を行い、心身の状態や家庭の状況を把握し、ニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援する。	55区市町村(21区26市3町5村)が実施	46区市町村(19区21市3町3村)が実施	43区市町村(17区20市3町3村)が実施	41区市町村(17区19市3町2村)が実施	32区市町村(16区11市3町2村)が実施
7	☆在宅子育てサポート事業	福祉保健局		生後1歳未満の子供を持ち、保育サービスを受けていない家庭を対象として、家事支援サービスの利用支援を行うことで、保護者の負担軽減をはかるとともに、支援が必要な家庭を適切なサービスにつなぎ、要支援家庭への移行を未然に防止する。	5区市(3区2市)	4区市(1区3市)	4区市(1区3市)	平成30年度から実施のため、なし。	
8	◆子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局		公的な支援につがっていない子供のいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援する。	3区	1区			
9	母子保健支援事業	福祉保健局		母子保健運営協議会の開催や区市町村職員等を対象とした研修の実施により、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。	母子保健運営協議会:年1回開催 母子保健研修:年4回開催(1,2,3月に実施)、コロナ影響により書面開催	母子保健運営協議会:年1回開催 母子保健研修:年10回開催(5,6,7,9,10,11,12,1,2月に実施)、参加者合計1,522名	母子保健運営協議会:年1回開催 母子保健研修:年10回開催(5,6,7,8,9,10,11,12,1,2月に実施)、参加者合計1,697名	母子保健運営協議会:年1回開催 母子保健研修:年10回開催(5,6,7,8,9,10,11,12,1,2月に実施)、参加者合計1,538名	母子保健運営協議会:年1回開催 母子保健研修:年10回実施(5,6,7,8,9,10,11,12,1,2月に実施)、参加者合計2,006名
10	TOKYO子育て情報サービス	福祉保健局		妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットや電話(自動音声)により24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図る。	web 12,145件	音声 945件 web 6,836件	音声 1054件 web 8809件	音声 1,328件 WEB 8,313件	音声 1,637件 WEB 9,227件
11	東京都こども医療ガイド	福祉保健局		子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図る。	ホームページアクセス件数 225,983件	ホームページアクセス件数 1,472,988件	ホームページアクセス件数 1,055,349件	ホームページアクセス件数 1,002,430件	ホームページアクセス件数 389,694件
12	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	福祉保健局		休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットにより医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応していく。	案内件数 2,327,509件 ・携帯サイト 41,658件 ・ホームページ 2,268,714件 ・音声自動応答サービス 17,137件	案内件数 4,885,847件 ・携帯サイト 81,823件 ・ホームページ 4,788,052件 ・音声自動応答サービス 15,972件	案内件数 5,467,994 ・携帯サイト 74,881件 ・ホームページ 5,377,117件 ・音声自動応答サービス 15,996件	案内件数 4,491,893件 ・携帯サイト:59,820件 ・ホームページ:4,413,866件 ・音声自動応答サービス:18,207件	案内件数 2,605,135件 ・携帯サイト:39,036件 ・ホームページ:2,547,150件 ・音声自動応答サービス:18,949件
13	☆電話相談「子供の健康相談室」(小児救急相談)	福祉保健局		子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師(必要に応じて小児科医師)が対応し、保護者の不安の軽減を図る。	相談受付件数: 102,003件	相談受付件数: 145,426件	相談受付件数: 100,600件	・相談受付件数 89,683件	・相談受付件数 68,630件

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
14	子育て家庭のための情報交流コーナーの設置	病院経営本部		小児総合医療センターにおいて、子育て家族同士の交流が図れるファミリールーム・交流コーナーや、子供の病気や医療に関する情報収集ができる情報コーナーを設置し、家族の子育て力を高めていく。	令和2年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため、情報コーナー(森のライブラリー)を4月8日から休館とした。開館の実績は年間2回(令和元年度297回)、来館者数は年間延べ53人(令和元年度延べ9,523人)であった。また、患者家族向けに学びの場を提供することを目的とし、診療各科によるミニ勉強会についても、感染予防対策のため開催を中止した。(令和元年度8回開催、262名参加)図書については、利用者アンケートや多職種の見解等も含めて検討し、精神疾患・小児がん、周産期医療等、当院特有の疾患について、子ども向け、家族向けのものを中心に選定した。	ボランティアの協力により、情報コーナー(森のライブラリー)を年間297回(昨年度298回)開館し、来館者数は年間延べ9,523人と昨年度(延べ9,351人)とほぼ同水準である。また、患者家族向けに学びの場を提供することを目的とし、診療各科によるミニ勉強会を8回開催、計262名(昨年度189名)の参加があり、昨年度よりも参加者が増加した。図書については、利用者アンケートや多職種の意見等も含めて検討し、精神疾患・小児がん・周産期医療等、当院特有の疾患についてのものを中心に選定した。	ボランティアの協力により、情報コーナー(森のライブラリー)を年間298回(昨年度270回)開館し、来館者数は年間延べ9,351人と昨年度(延べ8,294人)に比べ増加傾向にある。また、患者家族向けに学びの場を提供することを目的とし、診療各科によるミニ勉強会を7回開催、計189名の参加があった。図書については、利用者アンケートの他、「森のライブラリーPT」で収集した多職種の意見等も含めて検討し、当院の患者に多い疾患についてのもや、外国人向けのもの等も充実させた。	ボランティアの協力により、情報コーナー(森のライブラリー)を年間270回(月平均22.5回)開館し、来館者数は1回平均31.8人と昨年度(平均25.1人)に比べ増加傾向にある。また、患者家族向けに学びの場を提供することを目的とし、診療各科によるミニ勉強会を5科17回開催、計753名の参加があった。さらに、利用者が情報収集しやすい環境の整備及び子育て家族同士が相互に交流を図る場の提供を目的とし、「森のライブラリーPT」において施設の抱える課題を検討し改善を踏まえ、アンケート用紙をより利用者の声を収集しやすい内容に変更した。	ボランティアの協力により、情報コーナー(森のライブラリー)の年間開館回数は323回(月平均27回)と高水準を維持している。また、来館者数も1日平均25.1人と昨年に比べ増加傾向にある。また、患者家族向けに学びの場を提供することを目的とし、診療各科によるミニ勉強会を5科17回開催、計753名の参加があった。さらに、利用者が情報収集しやすい環境の整備及び子育て家族同士が相互に交流を図る場の提供を目的とし、「森のライブラリーPT」において施設の抱える課題を検討し改善を踏まえ、アンケート用紙をより利用者の声を収集しやすい内容に変更した。
15	来院小児患者付き添い家族(児童)の一時預かり	病院経営本部		小児総合医療センターにおいて、ボランティア等を活用した患者家族の一時預かりサービスを実施し、付き添い家族が安心して病院へのお見舞いができるようにする。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、4月に2日間、7月に7日間の計9日間のみの運営となった。(1日平均利用1.8人)預かり人数については前年度預かり人数1570人から1554人減(マイナス98.9%)の16人であった。	ボランティアの協力によりキッズルームを運営した。(1日平均利用6.7人)昨年度に引き続きボランティアを安定的に確保できたことで、昨年度(244日)とほぼ同程度の234日、キッズルームを開設できた。預かり人数については前年度預かり人数1,830人から260人減(マイナス15%)の1,570人であった。	ボランティアの協力によりキッズルームを運営した。(1日平均利用7.5人)昨年度に引き続きボランティアを安定的に確保できたことで、昨年度(243日)と同程度の244日、キッズルームを開設できた。預かり人数については1,830人となり、前年度預かり人数1,737人を上回った。	ボランティアの協力によりキッズルームを運営した。(1日平均利用7.1人)昨年度に引き続きボランティアを安定的に確保できたことで、昨年度(241日)と同程度の243日、キッズルームを開設できたが、預かり人数については1,737人となり、前年度預かり人数1,968人を下回った。	ボランティアの協力によりキッズルームを運営した。(1日平均利用8.2人)昨年度に引き続きボランティアを安定的に確保できたことで、昨年度と同じ日数の241日、キッズルームを開設できた。また、預かり人数についても1,968人と、前年度預かり人数の1,974人と比較して同程度の実績であった。
16	各種医療費助成制度(妊娠高血圧症候群等の医療費助成)	福祉保健局		「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。	○妊娠高血圧症候群医療費助成(金額)1,583千円(実人員)10人	○妊娠高血圧症候群医療費助成(金額)2,109千円(実人員)10人	○妊娠高血圧症候群医療費助成(金額)2,506千円(実人員)13人	○妊娠高血圧症候群医療費助成(金額)1,664千円(実人員)6人	○妊娠高血圧症候群医療費助成(金額)1,193千円(実人員)10人
16	各種医療費助成制度(未熟児養育医療費助成)	福祉保健局		「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。	○未熟児養育医療費助成(金額)145,226千円(実人員)6,271人(暫定値)	○未熟児養育医療費助成(金額)149,692千円(実人員)7,006人	○未熟児養育医療費助成(金額)152,480千円(実人員)6,862人	○未熟児養育医療費助成(金額)151,933千円(実人員)2,451人	○未熟児養育医療費助成(金額)144,859千円(実人員)2,570人
16	各種医療費助成制度(小児慢性特定疾病医療費助成)	福祉保健局		「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。	○小児慢性特定疾病医療費助成(金額)1,983,997千円(実人員)8,309人	○小児慢性特定疾病医療費助成(金額)2,050,361千円(実人員)8,465人	○小児慢性特定疾病医療費助成(金額)1,974,286千円(実人員)7,469人	○小児慢性特定疾病医療費助成(金額)1,999,572千円(実人員)7,666人	○小児慢性特定疾病医療費助成(金額)1,884,816千円(実人員)7,515人
16	各種医療費助成制度(乳幼児医療費助成)	福祉保健局		「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。	○乳幼児医療費助成対象者数(市町村部のみ)187,075人 助成件数(市町村部のみ)2,718,962件	○乳幼児医療費助成対象者数(市町村部のみ)192,623人 助成件数(市町村部のみ)3,828,332件	○乳幼児医療費助成対象者数(市町村部のみ)195,764人 助成件数(市町村部のみ)3,959,481件	○乳幼児医療費助成対象者数(市町村部のみ)197,531人 助成件数(市町村部のみ)3,996,479件	○乳幼児医療費助成対象者数(市町村部のみ)197,426千円(対象者数)199,606人(助成件数)4,056,538件
16	各種医療費助成制度(義務教育就学児医療費助成)	福祉保健局		「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。	○義務教育就学児医療費助成対象者数(市町村部のみ)244,995人 助成件数(市町村部のみ)2,489,836件	○義務教育就学児医療費助成対象者数(市町村部のみ)246,842人 助成件数(市町村部のみ)3,125,005件	○義務教育就学児医療費助成対象者数(市町村部のみ)248,754人 助成件数(市町村部のみ)3,196,980件	○義務教育就学児医療費助成対象者数(市町村部のみ)248,722人 助成件数(市町村部のみ)3,127,618件	○義務教育就学児医療費助成【市町村部のみ】(金額)3,552,159千円(対象者数)249,719人(助成件数)3,190,673件

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
17	小児救急医療体制の充実(初期・二次救急)	福祉保健局		子供の急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。 入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。	<初期救急>41区市町村(22区16市2町1村) <二次救急>79床(53施設)	<初期救急>42区市町村(22区17市2町1村) <二次救急>79床(53設)	<初期救急>40区市町村(20区17市2町1村) <二次救急>79床(53設)	<初期救急>40区市町村(20区17市2町1村) <二次救急>80床(54施設)	<初期救急>40区市町村(20区17市2町1村) <二次救急>80床(52施設)
18	地域における小児医療研修	福祉保健局		地域の小児初期救急診療事業に参加する医師を確保するため、小児科二次救急医療機関における地域の診療所の医師等を対象とした臨床研修や、小児救急医療への参加を促進する小児救急研修会、地域で小児救急医療に従事する医師の研修会を実施する。	地域小児医療研修(臨床研修) 4名 小児救急コース 45名 小児救急研修会 53名	地域小児医療研修(臨床研修) 7名 小児救急研修会 139名	地域小児医療研修(臨床研修) 9名 小児救急研修会 94名	地域小児医療研修(臨床研修) 10名 小児救急研修会 156名	地域小児医療研修(臨床研修) 12名 小児救急研修会 101名
19	休日・全夜間診療事業参画医療機関施設整備費等補助(小児)	福祉保健局		小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行う。	2施設	2施設	2施設	1施設	2施設
20	休日・全夜間診療事業(小児・専任看護師配置)	福祉保健局		休日・全夜間診療事業(小児)を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。	4施設	5施設	7施設	7施設	7施設
21	◆小児集中治療室医療従事者研修事業	福祉保健局		良質な小児救命、集中治療体制を維持していくため、東京都小児救命救急センターにおいて医師等に対する小児の集中治療に係る専門的な実地研修を行う。	2施設	2施設	2施設	2施設	
22	☆こども救命センターの運営	福祉保健局		重篤な小児救急患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施する。合わせて、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。	4施設	4施設	4施設	4施設	4施設
23	東京都小児医療協議会	福祉保健局		小児医療体制の確保・充実に向けた検討・協議を行う「東京都小児医療協議会」を設置する。協議会では、小児救急医療体制の確保等に向け、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築について検討・協議を行う。	協議会01回 連絡会等1回 他 ※新型コロナウイルス感染症対策による中止	協議会0回 連絡会等1回 他 ※新型コロナウイルス感染症対策による中止	協議会1回 連絡会等1回 他	協議会1回 連絡会等1回 他	協議会1回 部会等2回 他
24	周産期医療システムの整備	福祉保健局		出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。	NICU(新生児集中治療室)病床数 356床(参考) 総合周産期母子医療センター 14所 地域周産期母子医療センター 14所	NICU(新生児集中治療室)病床数 344床(参考) 総合周産期母子医療センター 13所 地域周産期母子医療センター 14所	NICU(新生児集中治療室)病床数 329床(参考) 総合周産期母子医療センター 13所 地域周産期母子医療センター 14所	NICU(新生児集中治療室)病床数 329床(参考) 総合周産期母子医療センター 13所 地域周産期母子医療センター 14所	NICU(新生児集中治療室)病床数 329床(参考) 総合周産期母子医療センター 13所 地域周産期母子医療センター 14所

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
25	周産期医療施設等整備費補助	福祉保健局		都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体胎児から新生児に至る一貫した医療を提供する。	施設整備(小児)1施設 施設整備(地域産科)1施設 設備整備(小児)13施設 設備整備(周産期)5施設 設備整備(地域産科)11施設 設備整備(GCU)8施設 周産期救急研修用物品5施設	施設整備(周産期)1施設 設備整備(小児)14施設 設備整備(周産期)5施設 設備整備(地域産科)9施設 設備整備(GCU)7施設 周産期救急研修用物品5施設	施設整備(小児)2施設 施設整備(地域産科)1施設 施設整備(GCU)1施設 設備整備(小児)16施設 設備整備(周産期)7施設 設備整備(地域産科)10施設 設備整備(GCU)10施設 周産期救急研修用物品5施設	施設整備(小児)1施設 施設整備(地域産科)1施設 設備整備(小児)16施設 設備整備(周産期)6施設 設備整備(地域産科)11施設 設備整備(GCU)10施設 周産期救急研修用物品5施設	設備整備(小児)16施設 設備整備(周産期)6施設 設備整備(地域産科)11施設 設備整備(GCU)10施設 周産期救急研修用物品5施設
26	母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	福祉保健局		救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。	指定6施設	指定6施設	指定6施設	指定6施設	6施設
27	周産期搬送コーディネーターの配置	福祉保健局		総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を集中して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児の迅速な医療の確保を図る。	周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施した。	周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施した。	周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施した。	周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施した。	周産期搬送コーディネーターを配置し、都内全域の搬送調整を実施した。
28	☆周産期医療ネットワークグループの構築	福祉保健局		周産期医療ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携をすすめ、リスクに応じた医療提供体制を構築する。	都内全域を8つのブロックに分け、周産期医療ネットワークグループの連携会議を実施	都内全域を8つのブロックに分け、周産期医療ネットワークグループの連携会議を実施	都内全域を8つのブロックに分け、周産期医療ネットワークグループの連携会議を実施	周産期医療ネットワークグループの構築を進め、計8グループで連携会議を開催した。	周産期医療ネットワークグループの構築を進め、計8グループで連携会議を開催した。
29	周産期連携病院の確保	福祉保健局		ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を必要に応じ整備していくことにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図る。	12施設	12施設	12施設	指定10施設	10施設指定
30	多摩新生児連携病院の確保	福祉保健局		区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的高いリスクの高い新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。	2施設(東京慈恵会医科大学附属第三病院、青梅市立総合病院)	1施設(東京慈恵会医科大学附属第三病院)	1施設(東京慈恵会医科大学附属第三病院)	指定1施設	指定2施設
31	在宅移行支援病床運営事業	福祉保健局		NICUやGCUに長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、NICU・GCUと在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行の促進を図る。	11施設44床(都立施設除く)	8施設38床(都立施設除く)	8施設38床(都立施設除く)	8施設36床(都立施設を除く)	6施設34床(都立施設を除く)
32	在宅療養児一時受入支援事業	福祉保健局		NICU等長期入院児等の在宅療養中の定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを実施する。	23施設49床(都立施設除く)	19施設42床(都立施設除く)	18施設39床(都立施設除く)	18施設40床(都立施設を除く)	15施設32床(都立施設を除く)

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
33	地域医療を担う医師養成事業 (医師奨学金)	福祉保健局		将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等(小児医療、周産期医療、救急医療等)の医師の確保及び質の向上を図る。	【特別貸与】 奨学金被貸与者 268名 (うち新規被貸与者 25名(順天堂大学10名、杏林大学10名、東京慈恵会医科大学5名)) ・被貸与者のうち24名が臨床研修を終了し、令和3年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。 【一般貸与】 平成29年度をもって新規採用を終了	【特別貸与】 奨学金被貸与者 243名 (うち新規被貸与者 24名(順天堂大学10名、杏林大学10名、東京慈恵会医科大学4名)) ・被貸与者のうち24名が臨床研修を終了し、令和2年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。 【一般貸与】 平成29年度をもって新規採用を終了 ・被貸与者のうち4名が臨床研修を終了し、令和2年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。	【特別貸与】 奨学金被貸与者 243名 (うち新規被貸与者 24名(順天堂大学10名、杏林大学10名、東京慈恵会医科大学4名)) ・被貸与者のうち24名が臨床研修を終了し、令和2年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。 【一般貸与】 被貸与者のうち4名が臨床研修を終了し、令和2年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。	【特別貸与】 奨学金被貸与者 194名 (うち新規被貸与者 25名(順天堂大学10名、杏林大学10名、東京慈恵会医科大学5名)) ・被貸与者のうち12名が臨床研修を終了し、平成30年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。 【一般貸与】 奨学金被貸与者 11名 (うち新規被貸与者 6名) ・被貸与者のうち5名が臨床研修を終了し、平成30年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。	【特別貸与】 奨学金貸与者 149名 (新規被貸与者 25名(順天堂大学10名、杏林大学10名、東京慈恵会医科大学5名)) ・被貸与者のうち5名が臨床研修を終了し、平成29年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。 【一般貸与】 奨学金貸与者 13名 (うち新規被貸与者 5名) ・被貸与者のうち7名が臨床研修を終了し、平成29年度から指定領域(小児・周産期等)への従事を開始する。
34	産科医等育成・確保支援事業	福祉保健局		地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修後の専門的な研修において、研修手当を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。	確保支援事業 73施設 育成支援事業 14施設	確保支援事業 75施設 育成支援事業 16施設	確保支援事業 79施設 育成支援事業 17施設	確保支援事業 88施設 育成支援事業 15施設	補助実績 94施設
35	新生児医療担当医育成・確保支援事業	福祉保健局		NICU入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図るとともに、臨床研修修了後の専門的な研修において、研修医手当を支給することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図る。	確保支援事業 12施設 育成支援事業 4施設	確保支援事業 13施設 育成支援事業 4施設	確保支援事業 13施設 育成支援事業 5施設	確保支援事業 13施設 育成支援事業 5施設	補助実績 14施設
36	病院勤務者勤務環境改善事業	福祉保健局		都内医療体制の安定的な確保が可能となるよう、病院勤務医師及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた医師等の再就業を支援する取組を行う病院を支援する。	延べ91(実数69)の病院へ補助を実施 《勤務環境改善及び再就業支援事業》 ○ 復職研修及び就労環境改善事業 39病院 ○ 相談窓口の設置 8病院 《チーム医療推進の取組》 38病院 《勤務環境改善施設・設備整備事業》 休憩室・当直室の新築、増改築又は改修に係る施設・設備の整備 ・ 施設整備 3病院 ・ 設備整備 3病院	延べ60(実数44)の病院へ補助を実施 《勤務環境改善及び再就業支援事業》 ○ 復職研修及び就労環境改善事業 25病院 ○ 相談窓口の設置 5病院 《チーム医療推進の取組》 30病院 《勤務環境改善施設・設備整備事業》 休憩室・当直室の新築、増改築又は改修に係る施設・設備の整備 ・ 施設整備 0病院 ・ 設備整備 0病院	延べ65(実数51)の病院へ補助を実施。 《勤務環境改善及び再就業支援事業》 ○ 復職研修及び就労環境改善事業 25病院 ○ 相談窓口の設置 6病院 《チーム医療推進の取組》 27病院 《勤務環境改善施設・設備整備事業》 休憩室・当直室の新築、増改築又は改修に係る施設・設備の整備 ・ 施設整備 5病院 ・ 設備整備 2病院	延べ59病院(実数:48病院)に補助を実施 ○ 病院研修及び就労環境改善 23病院 ○ 相談窓口の設置 8病院 ○ チーム医療推進の取組 30病院 ○ 設備整備事業 1病院	延べ62病院(実数:46病院)に補助を実施 ○ 病院研修及び就労環境改善 23病院 ○ 相談窓口の設置 8病院 ○ チーム医療推進の取組 30病院 ○ 設備整備事業 1病院
37	医療保健政策区市町村包括補助事業	福祉保健局		身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、医療保健サービスの向上を推進する。	交付確定額 1,619,830千円	交付確定額 1,578,808千円	交付確定額 1,654,488千円	交付確定額 1,559,907千円	交付確定額 1,576,667千円

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
38	☆要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉保健局		母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。	○子供家庭支援区市町村包括補助事業 28か所の自治体が実施	○子供家庭支援区市町村包括補助事業 28か所の自治体が実施	○子供家庭支援区市町村包括補助事業 28か所の自治体が実施	○子供家庭支援区市町村包括補助事業 27か所の自治体が実施	○子供家庭支援区市町村包括補助事業 28か所の自治体が実施
39	乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)	福祉保健局	■	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援する。	58区市町村(23区26市4町5村)	58区市町村(23区26市4町5村)	58区市町村(23区26市4町5村)	56区市町村(23区25市4町4村)	55区市町村(23区25市4町3村)
40	子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局		地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援する。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援する。	【参考】子供家庭支援センター事業 60区市町村(23区26市5町6村) 【参考】子供家庭支援センター事業(先駆型から類型変更) 55区市町(23区26市5町1村)	【参考】子供家庭支援センター事業 60区市町村(23区26市5町6村) 【参考】子供家庭支援センター事業(先駆型から類型変更) 55区市町(23区26市5町1村)	【参考】子供家庭支援センター事業 60区市町村(23区26市5町6村) 【参考】子供家庭支援センター事業(先駆型から類型変更) 54区市町(23区26市5町)	【参考】子供家庭支援センター事業 60区市町村(23区26市5町6村) 【参考】先駆型子供家庭支援センター事業 53区市町(23区26市4町)	【参考】子供家庭支援センター事業 60区市町村(23区26市5町6村) 【参考】先駆型子供家庭支援センター事業 53区市町(23区26市4町)
41	養育支援訪問事業	福祉保健局	■	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援する。	55区市町村(23区26市5町1村)	55区市町村(23区26市5町1村)	55区市町村(23区26市5町1村)	54区市町(23区26市5町)	53区市町(23区26市4町)
42	親の子育て力向上支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局		子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通して子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。	事業実施 26区市(12区14市)	事業実施 30区市(15区15市)	事業実施 29区市(16区13市)	事業実施 30区市(17区13市)	事業実施 29区市(16区13市)
43	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	福祉保健局	■	子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援する。	51区市町(23区26市2町)(実績報告ベース) ショートステイ 51区市町(23区26市2町) トワイライトステイ 24区市(16区8市)	51区市町(23区26市2町)(実績報告ベース) ショートステイ 51区市町(23区26市2町) トワイライトステイ 23区市(15区8市)	51区市町(23区26市2町)(実績報告ベース) ショートステイ 51区市町(23区26市2町) トワイライトステイ 22区市(14区8市)	51区市町(23区26市2町)(実績報告ベース) ショートステイ 51区市町(23区25市2町) トワイライトステイ 22区市(14区8市)	50区市町(23区25市2町)(実績報告ベース) ショートステイ 50区市町(23区25市2町) トワイライトステイ 21区市(13区8市)
44	☆要支援家庭を対象としたショートステイ事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局		養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援する。	13区1市	12区1市	10区1市	3区1市	実施自治体2自治体
45	子育て短期支援事業実施施設の整備	福祉保健局		保護者の利便性やケースワークの質の向上を図るため、子供家庭支援センターに併設した子育て短期支援事業実施施設を整備する区市町村を支援する。	令和元年度をもって、事業終了	実施自治体0自治体	実施自治体0自治体	実施自治体0自治体	実施自治体0自治体
46	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)<子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>	福祉保健局	■	仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。	53区市町村(23区26市3町1村) 令和2年度 提供会員14,375,14,405人 (実績報告速報値ベース)	53区市町村(23区26市3町1村) 平成31年度 提供会員15,107人 (実績報告ベース)	51区市町(23区25市3町) 平成30年度 提供会員17,473人 (実績報告ベース)	51区市町(23区25市3町) 平成29年度 提供会員17,466人 (実績報告ベース)	50区市町(23区24市3町) 平成28年度 提供会員17,505人 (実績報告ベース)
47	☆ファミサポマイスター推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局		ファミリー・サポート・センターで子育てを援助する提供会員に、子育てに関する研修の充実を行い、受講した提供会員に対して報酬の上乗せを行うことで、提供会員の質と量を確保する。	3区市	3区市	1市	平成30年度から実施	

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
48	一時預かり事業	福祉保健局	■	保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。	55区市町村 年間延べ利用児童数:723,424人(幼稚園型を除く) 【令和2年度決算ベース】	55区市町村 年間延べ利用児童数:763,754人(幼稚園型を除く) 【令和元年度決算ベース】	54区市町村 年間延べ利用児童数:830,844人(幼稚園型を除く) 【平成30年度決算ベース】	57区市 年間延べ利用児童数:789,889人(幼稚園型を除く) 【平成29年度決算ベース】	57区市 年間延べ利用児童数:707,177人(幼稚園型を除く) 【平成28年度決算ベース】
49	☆子供の居場所創設事業	福祉保健局		子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点)を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援する。	6か所	14か所	12か所	9か所	6か所
50	☆子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局		子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、配達や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援する。	36区市町(18区17市1町) 273箇所	28区市町(16区11市1町) 174箇所	26区市町(14区11市1町) 117箇所	平成30年度から実施	
51	☆地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)の充実	福祉保健局	■	身近な地域で親子が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供する子育てひろばの整備や相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば:289か所(20区20市1村) ※令和2年9月1日時点	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば:285か所(20区17市1村) ※令和元年9月1日時点	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば:247か所(19区18市) ※平成30年9月1日時点	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば:224か所(19区16市) ※平成29年9月1日時点	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば:214か所(17区16市) ※平成28年9月1日時点
52	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉保健局		区市町村において、子供を守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援する。	51区市町(22区25市3町1村)	49区市町(22区25市3町1村)	49区市町(22区24市2町1村)	47区市町(23区22市2町)	47区市町(23区22市2町)
53	◆子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業	福祉保健局		児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援する。	10区8市	9区5市	9区5市	3区4市	
54	4152(よいこに)電話	福祉保健局		土・日・祝日(年末年始を除く)を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応える。	相談受理件数:8,052件	相談受理件数:8,551件	相談受理件数:9,334件	相談受理件数 9,266件	相談受理件数 9,007件
55	◆☆児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業	福祉保健局		児童虐待の未然防止を図るため、近年、コミュニケーション手段として浸透しているソーシャルメディアのうち、最も利用されている無料通話アプリ(LINE)を活用した相談窓口を設置する。	○友達登録者数(年度末時点):19,002人 ○相談対応件数:11,274件 ○児童相談所連携件数:73件	○友達登録者数(年度末時点):9,293人 ○相談対応件数:4,878件 ○児童相談所連携件数:88件	○友達登録者数(トライアル終了時):989人 ○相談対応件数:576件 ○児童相談所連携件数:8件		
56	☆利用者支援事業	福祉保健局	■	子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する区市町村を支援する。	23区26市1町2村で実施。(東京都子供・子育て支援交付金交付申請より) ○基本型:118か所(13区14市) ○特定型:49か所(18区17市) ○母子保健型:128か所(22区24市1町1村)	23区26市1町1村で実施。(東京都子供・子育て支援交付金交付申請より) ○基本型:101か所(13区14市) ○特定型:48か所(18区17市) ○母子保健型:121か所(22区24市1町1村)	21区25市1町1村で実施。(東京都子供・子育て支援交付金交付申請より) ○基本型:95か所(12区13市) ○特定型:44か所(16区16市) ○母子保健型:120か所(21区24市1町1村)	21区25市1村で実施。(東京都子供・子育て支援交付金交付申請より) ○基本型:85か所(12区13市) ○特定型:43か所(16区16市) ○母子保健型:109か所(20区19市1村)	20区22市で実施。(東京都子供・子育て支援交付金交付申請より) ○基本型:65か所(12区10市) ○特定型:39か所(13区15市) ○母子保健型:90か所(17区9市)

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
57	☆地域子育て支援研修	福祉保健局		<p>年々複雑化する子供家庭相談に、的確に対応できる人材を育成するため、子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点(子育てひろば)等、地域における子育て支援・相談業務等に関わる職員を対象に、子育て支援をめぐる相談業務に必要な技術・知識の付与や更なる専門性の向上を図り、区市町村の支援体制を総合的に強化する。</p>	<p>地域子育て支援機関研修 計3回開催 受講者271名</p> <p>子供家庭支援センター職員研修 計20回開催 受講者336名</p> <p>区市町村児童相談業務研修 計1回開催 受講者88名</p> <p>子育てひろば職員研修 計10回開催 受講者923名</p> <p>子育て援助活動支援事業アドバイザー研修 計4回開催 受講者93名</p>	<p>地域子育て支援機関研修 計2回開催 受講者439名</p> <p>子供家庭支援センター職員研修 計30回開催 受講者554名</p> <p>区市町村児童相談業務研修 計1回開催 受講者87名</p> <p>子育てひろば職員研修 計10回開催 受講者923名</p> <p>子育て援助活動支援事業アドバイザー研修 計4回開催 受講者93名</p>	<p>地域子育て支援機関研修 計2回開催 受講者315名</p> <p>子供家庭支援センター職員研修 計26回開催 受講者476名</p> <p>区市町村児童相談業務研修 計1回開催 受講者84名</p> <p>子育てひろば職員研修 計10回開催 受講者825名</p> <p>子育て援助活動支援事業アドバイザー研修 計6回開催 受講者143名</p>	<p>地域子育て支援機関研修 計2回開催 受講者252名</p> <p>子供家庭支援センター職員研修 計26回開催 受講者433名</p> <p>区市町村児童相談業務研修 計1回開催 受講者93名</p> <p>子育てひろば職員研修 計10回開催 受講者960名</p> <p>子育て援助活動支援事業アドバイザー研修 計6回開催 受講者141名</p>	<p>地域子育て支援機関研修 計2回開催 受講者365名</p> <p>子供家庭支援センター職員研修 計38回開催 受講者490名</p> <p>子育てひろば職員研修 計10回開催 受講者654名</p> <p>子育て援助活動支援事業アドバイザー研修 計6回開催 受講者151名</p>
58	☆子育て支援員研修	福祉保健局		<p>保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材の確保と質の向上を図る。</p>	<p>1,356名養成 <内訳> ・地域保育コース 774名 ・地域子育て支援コース 299名 ・放課後児童コース 217名 ・社会的養護コース 66名</p>	<p>2,510名養成 <内訳> ・地域保育コース 1,703名 ・地域子育て支援コース 454名 ・放課後児童コース 283名 ・社会的養護コース 70名</p>	<p>2,503名養成 <内訳> ・地域保育コース 1,795名 ・地域子育て支援コース 407名 ・放課後児童コース 226名 ・社会的養護コース 75名</p>	<p>2,117名養成 <内訳> ・地域保育コース 1,480名 ・地域子育て支援コース 353名 ・放課後児童コース 150名 ・社会的養護コース 134名</p>	<p>2,144名養成 <内訳> ・地域保育コース 1,478名 ・地域子育て支援コース 385名 ・放課後児童コース 142名 ・社会的養護コース 139名</p>
59	子育て支援人材発掘！とうきょうチルミルプロジェクト	福祉保健局		<p>子育てに携わる人材を「とうきょうチルミル」と総称し、広く都民に周知するとともに、子育て機運の醸成を図るとともに、子育て支援を担う人材の確保を促進する。</p>	<p>広報用素材の作成</p>				
60	☆子供が輝く東京・応援事業	福祉保健局		<p>社会全体で子育てを支えるため、都の出入り及び都民や企業の寄付による基金を活用し、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を行う事業者を支援する。</p>	<p>事業採択: 11事業 内訳 定額助成: 8事業 成果連動型助成: 3事業</p>	<p>事業採択: 11事業 内訳 定額助成: 8事業 成果連動型助成: 3事業</p>	<p>事業採択: 21事業 内訳 定額助成: 14事業 成果連動型助成: 7事業</p>	<p>事業採択: 18事業</p>	<p>事業採択: 17事業</p>
61	☆地域における多世代交流拠点の整備	福祉保健局		<p>地域住民同士がつながり、助け合えるよう、高齢者・障害者・母子・子供など、誰もが気軽に立ち寄ることができる、空き家等を活用した地域における多世代交流拠点の整備を支援する。</p>	<p>多世代交流拠点を設置している区市町村 22区市 (「都内区市町村の地域福祉計画の策定状況調査」より)</p>	<p>多世代交流拠点を設置している区市町村 20区市 (「都内区市町村の地域福祉計画の策定状況調査」より)</p>	<p>多世代交流拠点を設置している区市町村 16区市 (「都内区市町村の地域福祉計画の策定状況調査」より)</p>		
62	☆アレルギー疾患対策	教育庁		<p>(教育庁) アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進する。</p>	<p>【アレルギー疾患対応研修実施状況】 学校教職員対象 動画配信 3,237名 学校栄養職員対象 3回 307名</p>	<p>【アレルギー疾患対応研修実施状況】 学校教職員対象 6回 3,850名 学校栄養職員対象 2回 504名</p>	<p>【アレルギー疾患対応研修実施状況】 学校教職員対象 8回 3,798名 学校栄養職員対象 2回 417名</p>	<p>【アレルギー疾患対応研修実施状況】 学校教職員対象 8回 3,547名 学校栄養職員対象 2回 406名</p>	<p>【アレルギー疾患対応研修実施状況】 学校教職員対象 8回 3,418名 学校栄養職員対象 2回 413名</p>

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
62	☆アレルギー疾患対策	福祉保健局		(福祉保健局) 東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づき、適切な自己管理方法等の情報提供、状態に応じた適切な医療が受けられる体制の整備、相談体制の充実や社会福祉施設等における緊急時対応体制の整備などに取り組む。	【人材育成】 ○子供のアレルギー相談実務研修(年3回) (動画配信) ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修(年1回) (動画配信) ○アレルギー対応体制強化研修 企画立案・推進編(年1回) 書面による情報提供 【普及啓発】 ○子供のアレルギー講演会(年1回) (動画配信) ○アレルギー教室:都保健所1か所にて実施 34名参加	【人材育成】 ○子供のアレルギー相談実務研修(年3回) 計1,110名 ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修(年2回) 計1,215名 ○アレルギー対応体制強化研修 リーダー養成編(年2回) 計1,068名 企画立案・推進編(年2回) 計47名 【普及啓発】 ○子供のアレルギー講演会(年1回) 109名 ○アレルギー教室:都保健所6か所にて実施 349名参加	【人材育成】 ○子供のアレルギー相談実務研修(年3回) 計1,043名 ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修(年2回) 計1,255名 ○アレルギー対応体制強化研修 リーダー養成編(年2回) 計883名 企画立案・推進編(年2回) 計64名 【普及啓発】 ○子供のアレルギー講演会(年1回) 317名 ○アレルギー教室:都保健所6か所にて実施 536名参加	【人材育成】 ○子供のアレルギー相談実務研修(年3回) 1,107名参加 ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修(年2回) 1,189名参加 ○アレルギー対応体制強化研修 リーダー養成編(年2回) 879名参加 企画立案・推進編(年2回) 54名参加 【普及啓発】 ○子供のアレルギー講演会(年1回) 435名参加 ○アレルギー教室:都保健所6か所にて実施 421名参加	【人材育成】 ○子供のアレルギー相談実務研修(年3回) 1,029名参加 ○ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修(年4回) 2,699名参加 ○アレルギー対応体制強化研修(年2回) 105名参加 【普及啓発】 ○子供のアレルギー講演会(年1回) 200名参加 ○アレルギー教室:都保健所6か所にて実施 487名参加
63	食を通じた子供の健全育成	教育庁		(教育庁) 子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図る。また、区市に栄養教諭を継続して配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図る。	○栄養教諭の複数配置の推進(16区3市) ○栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催	○栄養教諭の複数配置の推進(14区2市) ○栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催	○栄養教諭の複数配置の推進(14区3市) ○栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催 ○栄養教諭による「食に関する指導」実践報告書の作成及び配布	○栄養教諭の複数配置の推進(16区3市) ○栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催 ○栄養教諭による「食に関する指導」実践報告書の作成及び全公立学校への配布	○栄養教諭の複数配置の推進(16区3市) ○栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催 ○栄養教諭による「食に関する指導」研究報告書の作成及び全公立学校への配布
63	食を通じた子供の健全育成	福祉保健局		(福祉保健局) 幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援する。 「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自自治体の取組を支援する。	○「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及啓発 ・幼稚園・保育所等の職員向け講習会の開催及び親子食育教室等の開催支援 3回 ・親子食育教室等の開催 267回 ○「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 1回	○「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及啓発 ・幼稚園・保育所等の職員向け講習会の開催及び親子食育教室等の開催支援 5回 ・親子食育教室等の開催 286回 ・イベント等 1回 ○「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 2回	○「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及啓発 ・幼稚園・保育所等の職員向け講習会の開催及び親子食育教室等の開催支援 4回 ・親子食育教室等の開催 172回 ・イベント等 1回 ○「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 2回	○「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及啓発 ・幼稚園・保育所等の職員向け講習会の開催及び親子食育教室等の開催支援 5回 ・親子食育教室等の開催 373回 ・イベント等 1回 ○「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」の開催 2回	○栄養教諭の複数配置の推進(16区3市) ○栄養教諭等による食育リーダーの支援等による食育の推進 ○栄養教諭・学校栄養職員の資質及び技能向上を目的とした研修会の開催 ○栄養教諭による「食に関する指導」研究報告書の作成及び全公立学校への配布

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
64	小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁		幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図る。このことにより、幼稚園、保育所等の就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進する。	○就学前教育カンファレンスについては、参集型による開催を中止し、以下の3動画を掲載し、都内の就学前施設及び小学校に対して、動画視聴に関する周知を図った ○掲載した動画は次のとおりである。 ・東京都教育委員会説明「就学前教育と小学校教育との円滑な接続に向けて」 ・平成31年度研究開発委員会 就学前教育委員会 指導資料説明「就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目指して～『思考力、判断力、表現力等の基礎』つなかりを捉え、指導の改善に生かすための工夫～」 ・令和元年度 荒川区 就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会報告「就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発」	○就学前教育カンファレンスの開催 770名参加 ・東京都の就学前教育の現状について ・実践報告「港区における保幼小の連携交流について」 「『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を生かした保幼小接続の実践～研究開発委員会指導資料を活用して～」 ・グループ協議① ・講演「就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続のための具体的な取組に向けて」 幼児教育調査官による講演 ・グループ協議②	○就学前教育カンファレンスの開催 823名参加 ・東京都の就学前教育の現状について ・実践報告「新幼稚園教育要領に基づいた保育・教育をどのように実践しているか」 公立幼稚園と私立幼稚園による実践事例の紹介 ・パネルディスカッション「新幼稚園教育要領等の全面実施を迎えて」 公立小学校長、公立幼稚園長、公立保育園長、私立幼稚園長による討論 ・講演「これからの保育・教育に求められること」 大学教授による講演	○就学前教育カンファレンスの開催 771名参加 ・東京都の就学前教育の現状について ・パネルディスカッション「就学前教育と小学校教育との円滑な接続の実態について」 公立小学校長、公私立幼稚園長、公立保育園長による討論 ・講演「これからの就学前教育と小学校教育との円滑な接続」 大学教授による講演	○就学前教育カンファレンスの開催 706名参加 ・指導資料説明「就学前教育カリキュラム改訂版」について ・実践報告「就学前教育カリキュラム改訂版」を活用した取組について 公立幼稚園、私立幼稚園による実践事例の紹介 ・パネルディスカッション「就学前教育の質の向上を考える」 大学教授、公立幼稚園会長による討論
65	☆乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁		子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。	○生活リズム教材の作成・配布 12万4千部 ○生涯学習情報HPIによる資料・教材等情報提供(通年・継続) ○地域における家庭教育支援の取組の推進(地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 19区市)	○保護者向け資料の作成・配布 12万7千部 ○生活リズム教材の作成・配布 12万4千部 ○生涯学習情報HPIによる資料・教材等情報提供(通年・継続) ○地域における家庭教育支援の取組の推進(地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 19区市)	○保護者向け資料の作成・配布 11万7千部 ○生活リズム教材の作成・配布 12万4千部 ○オリジナルウェブサイトによる資料・教材等情報提供(通年・継続) ○地域における家庭教育支援の取組の推進(地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 21区市)	○保護者向け資料の作成・配布 12万4千部 ○生活リズム教材の作成・配布 12万5千部 ○オリジナルウェブサイト及び携帯サイトによる保護者・支援者向けの資料・教材等情報提供(通年・継続) ○地域における家庭教育支援の取組の推進(地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 20区市)	○保護者向け資料の作成・配布 12万5千部 ○生活リズム教材の作成・配布 12万5千部 ○オリジナルウェブサイト及び携帯サイトによる保護者・支援者向けの資料・教材等情報提供(通年・継続) ○地域における家庭教育支援の取組の推進(地域の活動支援、人材養成、学習機会提供等の支援 16区市)

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
66	子供の読書活動の推進	教育庁		<p>児童・生徒の成長段階に合わせた読書活動推進のための取組及び読書活動の基盤づくりのための取組等を行う。また、関係機関と連携し、公立学校のほか、私立学校や児童福祉施設への情報提供も進めていく。</p> <p>○乳幼児が読書を好きになり、身近に感じることができるよう、絵本の読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発</p> <p>○小・中学生が目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書の実施方法の工夫や異年齢・異校種間での読み聞かせによる交流等を進めるための区市町村への支援</p> <p>○高校生等が課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業における調べ学習等の指導の推進や、読書の幅を広げ読解力を向上させるための多様なジャンルのおすすめ本の紹介等</p> <p>○障害のある児童・生徒が読書に親むことができるよう、読み聞かせ等の工夫やIT機器活用等の指導、多様な指導事例の紹介等</p> <p>○読書環境の充実のための学校図書館のリニューアル事例の紹介や人材育成の支援等</p>	○「第四次東京都子供読書活動推進計画」の策定・公表	<p>○「児童・生徒の読書状況等に関する調査」「児童・生徒の読書状況に関する調査」「学校における読書活動に関する取組状況の調査」、「区市町村教育委員会指導事務主管課の施策の状況調査」及び「区市町村子供の読書活動推進主管課(図書館等)の状況調査」の実施</p> <p>○「児童・生徒の読書状況等に関する調査」の調査結果を公表</p>	<p>○不読率の高い都立学校及び不読率の低い学校に対する、学校への個別訪問を実施</p> <p>○訪問でのヒアリングを踏まえ、学校で課題となっている学校図書館の活用に関する効果的な手法等についてホームページで公表</p>	<p>○「児童・生徒の読書状況等に関する調査」(「児童・生徒の読書状況に関する調査」、「学校における読書活動に関する取組状況の調査」、「区市町村教育委員会指導事務主管課の施策の状況調査」及び「区市町村子供の読書活動推進主管課(図書館等)の状況調査」)の実施</p> <p>○「児童・生徒の読書状況等に関する調査」の調査結果を公表</p>	<p>○平成27年度「児童・生徒の読書状況等に関する調査」の調査結果を公表</p> <p>○調査結果を踏まえ、不読率の高い都立学校に対して読書活動に関する研修を受講するよう指導</p> <p>○学校における読み聞かせ等のノウハウが課題となっていることから、読み聞かせボランティアのスキルアップのためのDVDを作成し、学校や図書館等に配布</p> <p>○「読書のすすめ」をホームページで公表</p>
67	私立幼稚園等への助成	生活文化局		<p>○私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助</p> <p>私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。</p> <p>○私立幼稚園等施設型給付費負担金</p> <p>新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図る。</p> <p>○私立幼稚園等特色教育等推進補助</p> <p>新制度に移行する私立幼稚園等に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助する。</p>	<p>○私立幼稚園経常費補助 468園</p> <p>○私立幼稚園教育振興事業費補助 126園</p> <p>○私立幼稚園等施設型給付費負担金 196園(都内園)</p> <p>○私立幼稚園等特色教育等推進補助 62園</p>	<p>○私立幼稚園経常費補助 475園</p> <p>○私立幼稚園教育振興事業費補助 132園</p> <p>○私立幼稚園等施設型給付費負担金 184園(都内園)</p> <p>○私立幼稚園等特色教育等推進補助 91園</p>	<p>○私立幼稚園経常費補助 491園</p> <p>○私立幼稚園教育振興事業費補助 144園</p> <p>○私立幼稚園等施設型給付費負担金 157園(都内園)</p> <p>○私立幼稚園等特色教育等推進補助 83園</p>	<p>○私立幼稚園経常費補助 495園</p> <p>○私立幼稚園教育振興事業費補助 157園</p> <p>○私立幼稚園等施設型給付費負担金 138園(都内園)</p> <p>○私立幼稚園等特色教育等推進補助 84園</p>	<p>○私立幼稚園経常費補助 497園</p> <p>○私立幼稚園教育振興事業費補助 167園</p> <p>○私立幼稚園等施設型給付費負担金 131園(都内園)</p> <p>○私立幼稚園等特色教育等推進補助 81園</p>

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
68	☆私立幼稚園等における預かり保育の充実	生活文化局		<p>○私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業(幼稚園型)を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。 また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保育施設との連携による卒園児受入れ、2歳児の定期利用に取り組む私立幼稚園を「TOKYO子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行う。</p>	<p>○私立幼稚園預かり保育推進補助 518園 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 217園(うち「TOKYO子育て応援幼稚園」114園)</p>	<p>○私立幼稚園預かり保育推進補助 525園 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 207園(うち「TOKYO子育て応援幼稚園」108園)</p>	<p>○私立幼稚園預かり保育推進補助 547園 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 186園(うち「TOKYO子育て応援幼稚園」91園)</p>	<p>○私立幼稚園預かり保育推進補助 566園 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 163園(うち「TOKYO子育て応援幼稚園」73園)</p>	<p>○私立幼稚園預かり保育推進補助 617園 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 100園</p>
69	私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化局		<p>○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。 ○私立幼稚園等施設等利用費負担金 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された施設等利用給付の一部を負担し、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。</p>	<p>○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,612,711人(134,393人/月) ※実費徴収に係る補足給付を行う事業及び保育所等利用多子世帯負担軽減事業を含む ○私立幼稚園等施設等利用費負担金 年間延べ1,477,504人(123,125人/月)</p>	<p>○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,339,092人(111,591人/月) ※実費徴収に係る補足給付を行う事業を含む</p>	<p>○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,009,578人(84,132人/月) ※実費徴収に係る補足給付を行う事業を含む</p>	<p>○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,051,798人(87,650人/月) ※実費徴収に係る補足給付を行う事業を含む</p>	<p>○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 年間延べ1,079,189人(89,932人/月) ※実費徴収に係る補足給付を行う事業を含む</p>
70	☆公立幼稚園における預かり保育の充実	教育庁		<p>新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業(幼稚園型)を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。</p>	<p>都内公立幼稚園154園中63園(13区)で実施</p>	<p>都内公立幼稚園158園中61園(13区)で実施</p>	<p>都内公立幼稚園161園中59園(10区)で実施</p>	<p>都内公立幼稚園161園中56園(9区)で実施</p>	<p>都内公立幼稚園165園中46園(8区)で実施</p>

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
71	保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育)	福祉保健局	<p>地域の実情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取り組む区市町村を支援していく。</p> <p>○認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設</p> <p>○認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設</p> <p>○認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設</p> <p>○家庭的保育事業 家庭的保育者がその居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業</p> <p>○小規模保育事業 定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業</p> <p>○居宅訪問型保育事業 家庭的保育者が、乳児または幼児の居宅において保育を行う事業</p> <p>○事業所内保育事業 事業主が、従業員及び地域の児童のために保育を行う事業</p> <p>○企業主導型保育事業 国の助成を受けて、企業が主として従業員のために保育を行う事業</p>	<p>保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育等)</p> <p>保育サービスの利用児童数 323,703人 (令和3年4月1日現在)</p>	<p>保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育等)</p> <p>保育サービスの利用児童数 320,558人 (令和2年4月1日現在)</p>	<p>保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育等)</p> <p>保育サービスの利用児童数 309,176人 (平成31年4月1日現在)</p>	<p>保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育等)</p> <p>保育サービスの利用児童数 293,767人 (平成30年4月1日現在)</p>	<p>保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、定期利用保育等)</p> <p>保育サービスの利用児童数 277,708人 (平成29年4月1日現在)</p>	
72	子育て推進交付金	福祉保健局		子育て支援の主体である市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援を充実。	39市町村	39市町村	39市町村	39市町村	39市町村
73	☆<保育サービスの拡充>認可保育所	福祉保健局		○賃貸物件による保育所等を設置するために要する開設前の建物賃借料の一部を補助することにより、保育所の設置を促進する。	<p>認可保育所施設数及び定員数 (R2.4.1現在) (R3.4.1現在) 3,325か所 → 3,477か所 303,093人 → 313,364人 増加施設数: 152か所 増加定員数: 10,271人</p> <p>○賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業 26区市</p>	<p>認可保育所施設数及び定員数 (H31.4.1現在) (R2.4.1現在) 3,066か所 → 3,325か所 285,121人 → 303,093人 増加施設数: 259か所 増加定員数: 17,972人</p> <p>○賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業 30区市</p>	<p>認可保育所施設数及び定員数 (H30.4.1現在) (H31.4.1現在) 2,811か所 → 3,066か所 266,473人 → 285,121人 増加施設数: 255か所 増加定員数: 18,648人</p> <p>○賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業 25区市</p>	<p>認可保育所施設数及び定員数 (H29.4.1現在) (H30.4.1現在) 2,558か所 → 2,811か所 247,105人 → 266,473人 増加施設数: 253か所 増加定員数: 19,368人</p> <p>○賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業 28区市</p>	<p>認可保育所施設数及び定員数 (H28.4.1現在) (H29.4.1現在) 2,342か所 → 2,558か所 230,334人 → 247,105人 増加施設数: 216か所 増加定員数: 16,771人</p> <p>○賃貸物件による保育所の開設準備経費補助事業 26区市</p>
74	☆<保育サービスの拡充>認証保育所	福祉保健局		大都市特性に合わせた都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設に対して、運営費、修繕費及び開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認証保育所の設置促進の取組を支援する。	<p>認証保育所施設数・定員数 (R2.4.1現在) (R3.4.1現在) 537か所 → 500か所 18,072人 16,718人</p>	<p>認証保育所施設数・定員数 (H31.4.1現在) (R2.4.1現在) 575か所 → 537か所 19,551人 18,072人</p>	<p>認証保育所施設数・定員数 (H30.4.1現在) (H31.4.1現在) 610か所 → 575か所 20,759人 19,551人</p>	<p>認証保育所施設数・定員数 (H29.4.1現在) (H30.4.1現在) 631か所 → 610か所 21,418人 20,759人</p>	<p>認証保育所施設数・定員数 (H28.4.1現在) (H29.4.1現在) 664か所 → 631か所 22,665人 21,418人</p>

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
75	☆＜保育サービスの拡充＞認定こども園	生活文化局		開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。	○認定こども園開設準備経費補助0園	○認定こども園開設準備経費補助1園	○認定こども園開設準備経費補助0園	○認定こども園開設準備経費補助0園	認定こども園施設数・定員数 (H29.4.1現在) 109施設 ⇒ 120施設 21,130人 ⇒ 23,334 増加施設数 11か所 増加定員数 2,204人 うち幼保連携型の保育を必要とする子どもの定員数 (H29.4.1現在) 27か所 2,715人 ※ 幼保連携型は、平成27年度から単一の施設種別に変更している。 うち幼稚園型の保育を必要とする子ども(ただし、認証保育所の定員は除く。)の定員数 (H29.4.1現在) 42か所 2,610人
75	☆＜保育サービスの拡充＞認定こども園	福祉保健局		開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。	認定こども園施設数・定員数 (R3.4.1現在) 155施設 ⇒ 162施設 29,864人 ⇒ 30,829人 増加施設数 7か所 増加定員数 965人	認定こども園施設数・定員数 (R2.4.1現在) 145施設 ⇒ 155施設 28,150人 ⇒ 29,864人 増加施設数 10か所 増加定員数 1,714人	認定こども園施設数・定員数 (H31.4.1現在) 129施設 ⇒ 145施設 25,346人 ⇒ 28,150人 増加施設数 16か所 増加定員数 2,804人	認定こども園施設数・定員数 (H30.4.1現在) 120施設 ⇒ 129施設 23,334人 ⇒ 25,346人 増加施設数 9か所 増加定員数 2,012人	認定こども園施設数・定員数 (H29.4.1現在) 109施設 ⇒ 120施設 21,130人 ⇒ 23,334人 増加施設数 11か所 増加定員数 2,204人
76	☆＜保育サービスの拡充＞定期利用保育事業 ※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	福祉保健局		認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい独自の定期利用保育事業を引き続き実施していく。	年間延べ利用児童数:175,123人【令和2年度決算ベース】	年間延べ利用児童数:211,551人【令和元年度決算ベース】	年間延べ利用児童数:229,769人【平成30年度決算ベース】 (年間延べ利用児童数:205,207人)【平成30年度確定】	年間延べ利用児童数:207,996人【平成29年度決算ベース】 (年間延べ利用児童数:189,207人)【平成29年度確定見込(速報値)】	年間延べ利用児童数:168,589人【平成28年度決算ベース】 (年間延べ利用児童数:165,755人)【平成28年度確定見込(速報値)】
77	☆＜保育サービスの拡充＞家庭的保育事業	福祉保健局		区市町村が行う都独自の家庭的保育事業に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による家庭的保育事業を活用した保育サービスの拡充の取組を支援する。	4区、5市が活用	4区、5市が活用	5区、5市が活用	定員93人減 2,532人(H29.4.1現在) →2,439人(H30.4.1現在)	定員11人減 2,543人(H28.4.1現在) →2,532人(H29.4.1現在)
78	☆＜保育サービスの拡充＞小規模保育事業	福祉保健局		開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による小規模保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。	7施設(区市町村を通じて賃借料を補助した施設数)	7施設(区市町村を通じて賃借料を補助した施設数)	22施設(区市町村を通じて賃借料を補助した施設数)	24施設(区市町村を通じて賃借料を補助した施設数)	30施設(区市町村を通じて改修費または賃借料を補助した施設数)
79	＜保育サービスの拡充＞居宅訪問型保育事業	福祉保健局		地域型保育事業の一つである居宅訪問型保育事業を活用して、待機児童対策に取り組む区市町村を支援することにより、区市町村による居宅訪問型保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。	9区が活用	9区が活用	7区が活用		
80	☆＜保育サービスの拡充＞事業所内保育事業	福祉保健局		開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による事業所内保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。	実施区市町村なし	1区で実施。	3区で実施。	3区1市が活用	8区市(13事業所)の利用
81	☆＜保育サービスの拡充＞企業主導型保育事業	産業労働局		○企業主導型保育施設の設置を促進するため、開設にあたり国の助成の対象とならない備品等の購入経費を支援するとともに、ウェブサイトを活用し、企業間の共同利用を支援する。 ○企業主導型保育の地域枠の確保・拡大を図るため、地域枠分について、保育士等の処遇改善に向けた取組を支援する。	交付決定 35件	交付決定 13件	交付決定 83件	交付決定 156件	

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
81	☆＜保育サービスの拡充＞企業主導型保育事業	福祉保健局		○企業主導型保育施設の設置を促進するため、開設にあたり国の助成の対象とならない備品等の購入経費を支援するとともに、ウェブサイトを活用し、企業間の共同利用を支援する。 ○企業主導型保育の地域枠の確保・拡大を図るため、地域枠分について、保育士等の処遇改善に向けた取組を支援する。	14区市 69施設 延べ児童数7,088人 【令和2年度決算ベース】 (企業主導型保育事業活用支援事業) 2区市	14区市 62施設 延べ児童数6,527人 【令和元年度決算ベース】 (企業主導型保育事業活用支援事業) 2区市	11区市 47施設 延べ児童数2,841人	2区市 4施設 延べ児童数70人	
82	☆企業による保育施設設置支援事業	産業労働局		必要な人材を確保するため、育児中の女性等の活用を考える企業に対し、企業内の保育施設設置に関する普及啓発を行うとともに、相談に対応する。	企業内の保育施設の設置・運営に関する相談 173件 企業内保育施設設置セミナー 568社 保育施設設置企業見学会 112社 共同利用情報提供WEBサイト新規掲載件数 7件 共同利用推進セミナー 54社 共同利用交流会 18社	企業内の保育施設の設置・運営に関する相談 345件 企業内保育施設設置セミナー 192社 保育施設設置企業見学会 55社 共同利用情報提供WEBサイト新規掲載件数 17件 共同利用推進セミナー 106社 共同利用交流会 29社	企業内の保育施設の設置・運営に関する相談 998件 企業内保育施設設置セミナー 458社 保育施設設置企業見学会 61社 共同利用情報提供WEBサイト新規掲載件数 48件	企業内の保育施設の設置・運営に関する相談 646件 企業内保育施設設置セミナー 846社 保育施設設置企業見学会 60社	
83	☆ベビーシッター利用支援事業	福祉保健局		保育認定を受けたにもかかわらず、保育所等の保育サービスを利用できずに養育する乳幼児が待機児童となっている保護者、育児休業を1年間取得した後復職する保護者、一時的に保育を必要とする保護者等が、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を支援する。	12区7市が活用	10区5市が活用	5区1市が活用		
84	◆保育所等利用多子世帯負担軽減事業	福祉保健局		生計を同一にする子が2人以上いる世帯等に対し、私立認可保育所等に通う第2子以降の保育料(利用者負担分)について、負担軽減を行う区市町村を支援する。	[令和2年度交付決定ベース] 23区26市2町1村で実施 年間延べ利用児童数197,115人	※令和元年度は国の無償化制度開始に合わせて10月からの6か月間の実施 23区26市2町1村で実施 年間延べ利用児童数93,392人			
85	☆認可外保育施設利用支援事業	福祉保健局		認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助する区市町村を支援し、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進及び質の向上を図る。	年間延利用児童数：209,806人	年間延利用児童数：222,305人	年間延利用児童数：237,716人	年間延利用児童数：244,971人	
86	☆緊急1歳児受入事業	福祉保健局		待機児童が多い1歳児を、新設の認可保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、緊急的に受け入れる区市町村を支援する。	6区3市	5区4市	4区2市		
87	◆認証保育所1歳児受入促進事業	福祉保健局		待機児童解消に有効かつ保護者のニーズを踏まえた取組を推進するため、認証保育所を活用し、1歳児に対する保育サービスの拡大を図る。	1区1市	令和2年度開始事業			
88	☆待機児童解消区市町村支援事業	福祉保健局		保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため、国の整備費補助の補助基準額に「高騰加算」を上乘せし、待機児童解消に向けた区市町村の取組を支援する。	39区市町(23区15市1町)	40区市町(23区16市1町) 決算見込額：23,214,235千円	40区市(23区17市) 決算見込額：22,897,123千円	41区市(23区18市) 決算額：23,377,925千円	41区市(23区18市) 決算額：13,806,824千円
89	保育環境改善等事業	福祉保健局		駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等により、待機児童の解消を図る区市町村を支援する。	3区市	2区	2区	4区市(3区1市)	5区市(3区2市)

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
90	☆保育所等用地確保の支援	福祉保健局		<p>都用地の減額貸付や、定期借地権設定に際して授受される一時金への補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、保育所等の整備を促進する。</p> <p>○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。</p> <p>○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。都内の地価高騰に対応するため、借地料補助の上限額及び都の負担割合を引き上げ、区市町村と事業者の負担を軽減する。</p>	<p>○都用地を活用した認可保育所の設置促進 区市町村における事業者公募:0件</p> <p>○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 2件</p> <p>○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 31件</p>	<p>○都用地を活用した認可保育所の設置促進 区市町村における事業者公募:4件</p> <p>○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 7件</p> <p>○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 23件</p>	<p>○都用地を活用した認可保育所の設置促進 区市町村における事業者公募:6件</p> <p>○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 5件</p> <p>○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 21件</p>	<p>○都用地を活用した認可保育所の設置促進 区市町村における事業者公募:6件</p> <p>○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 11件</p> <p>○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 16件</p>	<p>○都用地を活用した認可保育所の設置促進 区市町村における事業者公募:1件</p> <p>○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 1件</p> <p>○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 14件</p>
91	☆民有地マッチング事業	福祉保健局		<p>民有地や空き家等を活用した認可保育所や小規模保育等の整備を進めるため、不動産事業者等と連携して物件確保に取り組む区市町村を支援する。</p>	1区	2区	4区市(3区1市)	3区	1区
92	福祉インフラ民有地マッチング協議会	福祉保健局		<p>不動産情報を有する業界団体や金融機関、東京都構成する福祉インフラ民有地マッチング協議会において、物件情報の共有方法や保育所等の施設整備に係る情報提供方法などについて協議を行い、民有地や空き家等を活用した保育所等の整備を進める。</p>	<p>・都内区市町村と協議会構成団体等の連携窓口を取りまとめ、双方に情報提供を行った。</p>	<p>・都内区市町村と協議会構成団体等の連携窓口を取りまとめ、双方に情報提供を行った。</p>	<p>・都内区市町村と協議会構成団体等の連携窓口を取りまとめ、双方に情報提供を行った。</p> <p>・都内区市町村と協議会構成団体等との連携状況及び民有地等を活用した保育所等の整備に係る取組状況等についての調査を実施 調査:平成31年2月</p>	<p>・都内区市町村と協議会構成団体等の連携窓口を取りまとめ、双方に情報提供を行った。</p> <p>・都内区市町村と協議会構成団体等との連携状況及び民有地等を活用した保育所等の整備に係る取組状況等についての調査を実施 第1回調査:平成29年9月 第2回調査:平成30年1月</p>	<p>・都、不動産関係団体、金融機関等からなる、「福祉インフラ民有地マッチング協議会」を立ち上げ、会議を実施。 第1回協議会:平成28年11月 第2回協議会:平成29年3月</p>
93	とうきょう保育ほうれんそう	福祉保健局		<p>都用地を活用した保育所の整備を推進するため、民間保育事業者等からの都用地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供する。 *ほうれんそう:「方法のアドバイス(ほう)」、「連携(れん)」、「相談(そう)」の頭文字をとったもの。</p>	受付実績 143件	受付実績 143件	受付実績 125件	受付実績 104件	受付実績 62件
94	☆民有地を活用した保育所等整備促進税制	主税局		<p>待機児童の解消に向け、民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、23区内において、保育所等として使用するために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を減免する。</p>	固定資産税・都市計画税(23区) 土地 561件	固定資産税・都市計画税(23区) 土地 241件	固定資産税・都市計画税(23区) 土地 62件	固定資産税・都市計画税(23区) 土地 0件	
95	認証保育所に対する減免	主税局		<p>認証保育所の設置を税制面から支援し、児童福祉の増進を図るため、その事業者等に課する不動産取得税、固定資産税・都市計画税(23区内)及び事業所税(23区内)を減免する。</p>	<p>①不動産取得税 土地1件、家屋1件</p> <p>②固定資産税・都市計画税(23区) 土地615件、家屋613件、償却資産178件</p> <p>③事業所税(23区) 33件</p>	<p>①不動産取得税 家屋1件</p> <p>②固定資産税・都市計画税(23区) 土地615件、家屋614件、償却資産206件</p> <p>③事業所税(23区) 37件</p>	<p>①不動産取得税 土地1件、家屋1件</p> <p>②固定資産税・都市計画税(23区) 土地620件、家屋621件、償却資産218件</p> <p>③事業所税 35件</p>	<p>①不動産取得税 家屋2件</p> <p>②固定資産税・都市計画税(23区) 土地621件、家屋623件、償却資産223件</p> <p>③事業所税 35件</p>	

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
96	◆福祉インフラ整備への協力	交通局		○保育所等の整備を推進するため設置された「 都有地活用推進本部 」に参画し、活用可能な局有地を情報提供する。 ○都営バス大塚支所跡地について、保育所等の整備を条件として土地を貸し付けることで、子育て支援に貢献する。	○「 都有地活用推進本部 」を通じ、区市等に対して局有地の情報提供を実施(年3回)。 ○貸付を開始した都営バス大塚支所跡地について、工事の進捗及び事業者の地元区等との調整状況を適宜確認。				
97	◆夜間帯保育事業	福祉保健局		深夜帯の保育や24時間保育に取り組む認証保育所を支援することで、都民が安心して利用できる夜間帯(22時から翌7時まで)及び休日の保育を提供する。	1施設				
98	夜間保育事業	福祉保健局	■	保護者の就労等の事情により、夜間(おおよそ午後10時までのニーズ)に対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。	延長保育事業(午後9時までの開所) 10区市 夜間保育所 3区 計13区市(10区3市)(上記のいずれか又は両方を実施)	延長保育事業(午後9時までの開所) 10区市 夜間保育所 3区 計10区市(8区2市)(上記のいずれか又は両方を実施)	延長保育事業(午後10時までの開所) 11区市 夜間保育所 3区 計11区市(7区4市)(上記のいずれか又は両方を実施)	延長保育事業(午後10時までの開所) 10区市 夜間保育所 3区 計13区市(9区4市)(上記のいずれか又は両方を実施)	延長保育事業(午後10時までの開所) 11区市 夜間保育所 3区 計14区市(9区5市)(上記のいずれか又は両方を実施)
99	延長保育事業	福祉保健局	■	保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。	51区市町 (23区26市2町)【交付決定ベース】	51区市町 (23区26市2町)【交付決定ベース】	51区市町 (23区26市2町)【交付決定ベース】	51区市町 (23区26市2町)【交付決定ベース】	51区市町 (23区26市2町)【交付決定ベース】
100	休日保育事業	福祉保健局	■	保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。	現時点で回答不可(厚労省の調査をもとに区市町村の実績を集計するが、集計できていないため。)	25区市(13区、12市)	21区市(11区市、10市)	25区市(13区、12市)	26区市(14区12市)
101	☆病児保育事業の充実	福祉保健局	■	○病中又は病気の回復期等において、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援する。 ○病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者への病児のケアに関する情報提供を行う取組、保育所や自宅で児童が発症した際のお迎えサービスの実施、駅近郊の施設による自治体間の広域利用など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援する。	159か所	159か所	150か所	144か所	134か所
102	☆医療的ケア児への支援 <子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>	福祉保健局		医療的ケア児を受け入れる保育所等への看護師の派遣や、医療的ケアを行う看護師、保健師、又は助産師を保育所等に配置する区市町村を支援する。	国分 7区市 都包括 5区市	国分 1市 都包括 6区市	国分 1市 都包括 5区市	4市	
103	☆送迎保育ステーション事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局		自宅から遠距離にある保育所でも通えるよう、保護者にとって利便性のよい保育所等に送迎ステーションを設置し、バス等により児童の送迎を行う区市町村を支援する。	2区	2区	2区	2区	1区

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
104	都庁内に地域に開放した保育施設の設置	総務局		民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成28年度に都自らがシンボリックな事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置する(平成28年10月設置済み)。	定員48名を以下のように配分し、運営 1/2(24名):地域枠として新宿区民の子供を受入れ 1/2(24名):従業員枠として、都職員等及び近隣の協定締結企業の子供を受入れ	定員48名を以下のように配分し、運営 1/2(24名):地域枠として新宿区民の子供を受入れ 1/2(24名):従業員枠として、都職員等及び近隣の協定締結企業の子供を受入れ	定員48名を以下のように配分し、運営 1/2(24名):地域枠として新宿区民の子供を受入れ 1/2(24名):従業員枠として、都職員等及び近隣の協定締結企業の子供を受入れ	定員48名を以下のように配分し、運営 1/2(24名):地域枠として新宿区民の子供を受入れ 1/2(24名):従業員枠として、都職員等及び近隣の協定締結企業の子供を受入れ	・関係機関との調整・申請等の開設準備を実施。 ・平成28年8月に施設竣工、同年10月に開所。
105	保育の質の確保	福祉保健局		○保育所等における保育の提供体制や事故防止対策等について、事業者から運営状況等の報告を求めるとともに、区市町村と連携した効果的な指導監督を行うことにより、適正な施設運営及びサービスの質の確保を図る。 ○質を確保するため、各施設及び事業における自己評価や第三者評価の実施を促していく。 ○区市町村による保育従事職員に対する研修受講促進の取組を支援していく。 ○認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行う。また、認証保育所の施設長及び中堅保育士を対象とした研修や、家庭的保育者研修、認可外保育施設に従事する職員を対象としたテーマ別研修を実施。 ○認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行う。 ○保育所、認定こども園等における保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面や各基準の遵守状況等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援する。 ○認証保育所へ移行する認可外保育施設に対して、運営費や改修費の一部を補助することにより、認可外保育施設の保育の質を確保するとともに、待機児童解消に向けた受	【認証保育所等研修事業】 認証保育所施設長研修54人、認証保育所中堅保育士研修57人、家庭的保育者研修15人、病児・病後児保育研修32人、病児・病後児(訪問型)保育研修-人、認可外保育施設職員テーマ別研修2,063人	【認証保育所等研修事業】 認証保育所施設長研修99人、認証保育所中堅保育士研修202人、家庭的保育者研修58人、病児・病後児保育研修69人、病児・病後児(訪問型)保育研修15人、認可外保育施設職員テーマ別研修6,643人	【認証保育所等研修事業】 認証保育所施設長研修138人、認証保育所中堅保育士研修236人、家庭的保育者研修87人、病児・病後児保育研修79人、病児・病後児(訪問型)保育研修23人、認可外保育施設職員テーマ別研修6,561人	【認証保育所等研修事業】 認証保育所施設長研修138人、認証保育所中堅保育士研修244人、家庭的保育者研修99人、居宅訪問型保育研修37人、病児・病後児保育研修91人、病児・病後児(訪問型)保育研修9人、認可外保育施設職員テーマ別研修6,382人、	【認証保育所等研修事業】 認証保育所施設長研修136人、認証保育所中堅保育士研修271人、家庭的保育者研修118人、認可外保育施設職員テーマ別研修5,698人、居宅訪問型保育研修39人、病児・病後児保育研修64人
106	☆保育所等における児童の安全対策強化事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局		保育所等における、監視モニターやベビーセンサー等の設備の導入を促進し、児童の安全対策を一層強化するとともに、保育従事職員の心理的な負担軽減を図る区市町村を支援する。	7区3市、24施設	16区16市2町、616施設	15区13市、541施設	16区市町(6区9市1町) (交付決定ベース)	
107	☆保育サービス推進事業及び保育力強化事業	福祉保健局		アレルギー児対応や育児困難家庭への支援などの特別保育や、障害児保育、地域子育て支援など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。	保育サービス推進事業 50区市町 2,252施設 保育力強化事業 47区市町 680施設	保育サービス推進事業 50区市町 2,045施設 保育力強化事業 47区市町 758施設	保育サービス推進事業 49区市町 1,391施設 保育力強化事業 47区市町 844施設	保育サービス推進事業 49区市町 1,765施設 保育力強化事業 48区市町 796施設	保育サービス推進事業 49区市町 1,073施設 保育力強化事業 48区市町 877施設
					【令和2年度決算ベース】	【令和元年度決算ベース】	【平成30年度決算ベース】	【平成29年度決算ベース】	【平成28年度決算ベース】

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
108	◆保育体制強化事業	福祉保健局		地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(保育支援者)を、保育に係る周辺業務や園外活動時における見守り活動に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。	国分:15区市 都分:2区				
109	◆保育事業者の事務負担軽減等に関する調査・分析	福祉保健局		複数の事業者による業務の集約化や有効な保育施策に取り組む自治体の事例等について調査し、その結果を展開すること等により、区市町村の取組を支援する。	①都内保育事業者等の業務実態調査(アンケート調査、ヒアリング調査、タイムスタディ調査) ②自治体の取組事例の調査 ③調査結果の分析及び分析結果に基づく対応策の検討 ①～②の調査結果を分析し、保育事業者の業務効率化施策、待機児童解消後の保育施策等を検討				
110	☆保育人材の確保及び定着支援	福祉保健局		○保育士有資格者に対する就職支援研修及び就職相談会の一体的な実施や、保育人材コーディネーターによる就職支援及び就職後のフォローアップを行うことにより、保育人材の確保・定着を図る。 ○保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、保育士の確保を図る。 ○指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、保育士の養成・確保を図る。 ○保育事業者等が保育従事者向けの宿舎を借り上げる際に要する経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び定着を図る。 ○保育従事者の職責に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援し、保育人材の確保及び定着を図る。 ○保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保を図る。 ○保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、保育人材の確保・定着を図る区市町村の取組を支援する。 ○保育士養成施設が行う、卒業予定者向け就職説明会やOBとの交流会等の取組を支援することにより、新卒者の保育施設等への就職を促進する。	保育人材確保事業 ○就職支援研修・相談会 年6回実施(世田谷区、武蔵野市、江戸川区、北区、中野区、町田市) 参加者数 147名 / うち就職決定者20名 ○保育士就職支援セミナー(7回)参加者数 75名 ○コーディネーター 5名配置(常勤1、嘱託4) 保育従事職員資格取得支援事業(7区2市実施) 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業(23区25市1町2村実施) 保育人材確保支援事業(9区5市実施)	保育人材確保事業 ○就職支援研修・相談会 年6回実施(世田谷区、武蔵野市、江戸川区、北区、中野区、西東京市) 参加者数 195名 / うち就職決定者32名 ○保育士就職支援セミナー(10回)参加者数 162名 ○コーディネーター 5名配置(常勤1、嘱託4) 保育従事職員資格取得支援事業(7区6市実施) 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業(23区25市1町1村実施) 保育人材確保支援事業(11区7市実施)	保育人材確保事業 ○就職支援研修・相談会 年6回実施(世田谷区、立川市、江東区、国分寺市、武蔵野市、中野区) 参加者数 227名 / うち就職決定者32名 ○保育士就職支援セミナー(10回)参加者数 218名 ○コーディネーター 5名配置(常勤1、嘱託4) 保育従事職員資格取得支援事業(5区5市実施) 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業(23区25市1村実施) 保育人材確保支援事業(8区5市実施)	保育人材確保事業 ○就職支援研修・相談会 年6回実施(立川市、江戸川区、八王子市、武蔵野市、世田谷区、北区) 参加者数 321名 / うち就職決定者55名 ○保育士就職支援セミナー(10回)参加者数 240名 ○コーディネーター 5名配置(常勤1、嘱託4) 保育従事職員資格取得支援事業(9区2市実施) 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業(23区20市実施)	保育人材確保事業 ○就職支援研修・相談会 年6回実施(立川市、台東区、町田市、世田谷区、武蔵野市、江東区) 参加者数 332名 / うち就職決定者40名 ○保育士就職支援セミナー(10回)参加者数 266名 ○コーディネーター 4名配置(常勤1、嘱託3) 保育従事職員資格取得支援事業(9区2市実施) 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業(23区11市実施)

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
111	保育士等キャリアアップ研修支援事業	福祉保健局		技能・経験を積んだ職員に対する国の新たな処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修等を実施する指定研修実施機関を支援する。	【保育士等キャリアアップ研修指定数】 1乳児保育 70回 定員3,970人 2幼児教育 49回 定員2,747人 3障害児保育 58回 定員2,648人 4食育・アレルギー対応 48回 定員2,737人 5保健衛生・安全対策 59回 定員2,203人 6保護者対応・子育て支援 67回 定員3,145人 7マネジメント 68回 定員3,253人 8保育実践 0回 定員0人	【保育士等キャリアアップ研修指定数】 1乳児保育 53回 定員3,840人 2幼児教育 42回 定員3,045人 3障害児保育 61回 定員4,030人 4食育・アレルギー対応 31回 定員2,317人 5保健衛生・安全対策 41回 定員2,100人 6保護者対応・子育て支援 37回 定員2,780人 7マネジメント 73回 定員4,128人 8保育実践 1回 定員70人	【保育士等キャリアアップ研修指定数】 1乳児保育 37回 定員3,205人 2幼児教育 27回 定員2,060人 3障害児保育 33回 定員2,353人 4食育・アレルギー対応 21回 定員1,750人 5保健衛生・安全対策 18回 定員1,110人 6保護者対応・子育て支援 27回 定員2,030人 7マネジメント 74回 定員4,169人 8保育実践 1回 定員50人		
112	☆都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施	病院経営本部		区市町村が行う病児・病後児保育を支援するため、小児科のある都立・公社病院において、区市町村のニーズを踏まえた上で、病児・病後児保育事業を実施する。	都立墨東病院 【令和2年度実績】 ・実利用児童数6名 ・延利用児童数16名 都立駒込病院(令和3年2月1日開室) 【令和2年度実績】 ・実利用児童数1名 ・延利用児童数2名 公社多摩北部医療センター 【令和2年度実績】 ・実利用児童数34名 ・延利用児童数43名 公社東部地域病院 【令和2年度実績】 ・実利用児童数72名 ・延利用児童数123名	都立墨東病院 【令和元年度実績】 ・実利用児童数280名 ・延利用児童数509名 公社多摩北部医療センター 【令和元年度実績】 ・実利用児童数249名 ・延利用児童数357名 公社東部地域病院 【令和元年度実績】 ・実利用児童数301名 ・延利用児童数532名	都立墨東病院 【平成30年度実績】 ・実利用児童数242名 ・延利用児童数519名 公社多摩北部医療センター 【平成30年度実績】 ・実利用児童数307名 ・延利用児童数399名 公社東部地域病院(平成31年2月1日開室) 【平成30年度実績】 ・実利用児童数26名 ・延利用児童数26名	都立墨東病院において、病児・病後児保育を引き続き実施。 【平成29年度実績】 ・実利用児童数144名 ・延利用児童数235名	都立墨東病院において、病児・病後児保育を引き続き実施。 【平成28年度実績】 ・実利用児童数96名 ・延利用児童数179名
113	☆自然を活用した東京都版保育モデルの検討	生活文化局		保育の充実を図るため、都内の自然環境を活用して保育を行う東京都版保育モデルを作成する。		事業終了	○私立幼稚園等自然体験支援事業費補助 263園	平成30年度から実施	
113	☆自然を活用した東京都版保育モデルの検討	福祉保健局		保育の充実を図るため、都内の自然環境を活用して保育を行う東京都版保育モデルを作成する。		事業終了	12区市	平成30年度から実施	
114	◆保育所等における園外活動支援事業	福祉保健局		バス等の送迎により、豊かな自然の中での外遊びの機会を提供するとともに、地域を越えた保育所等の子供達との交流を通して、普段よりも多い人数の中で活動することで、社会性を身に着ける。また、保育者同士が交流することで、多様な保育の提供及び保育の質の向上を図る。	実績なし				

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
115	◆子供・子育てに関する施設等情報サイト(こぼる)の運用	福祉保健局		○都は、子ども・子育て支援法第58条の規定に基づき、教育・保育情報について、当該施設から報告を受け、その後、その報告内容を公表しなければならない。 ○令和2年9月末より従来の「子ども・子育て支援全国総合システム(旧システム)」に代わり、新たに「子ども・子育て支援情報公表システム(新システム)」が公開予定。 ○新システムでは、教育・保育情報の一元管理だけでなく、情報公表まで行うことができるようになっている。また、旧システムでのデータの入力対象に加え、新システムでは認可外保育施設も対象となった。 ○都はこぼるサイトにおいて、保育施設だけでなく教育施設も加えたシステムを作成し、利用者が多様な施設や事業者の中から希望に叶う施設・事業を検索し、選択することができる。					
116	☆認定こども園の設置支援	生活文化局		開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。 幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。	○認定こども園開設準備経費補助0園	○認定こども園開設準備経費補助1園	○認定こども園開設準備経費補助0園	○認定こども園開設準備経費補助0園	認定こども園施設数・定員数(H29.4.1現在) 109施設 ⇒ 120施設 21,130人 ⇒ 23,334 増加施設数 11か所 増加定員数 2,204人 うち幼保連携型の保育を必要とする子どもの定員数(H29.4.1現在) 27か所 2,715人 ※ 幼保連携型は、平成27年度から単一の施設種別に変更している。 うち幼稚園型の保育を必要とする子ども(ただし、認証保育所の定員は除く。)の定員数(H29.4.1現在) 42か所 2,610人
116	☆認定こども園の設置支援	福祉保健局		開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。 幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。	認定こども園施設数・定員数(R3.4.1現在) 155施設 ⇒ 162施設 29,864人 ⇒ 30,829人 増加施設数 7か所 増加定員数 965人	認定こども園施設数・定員数(R2.4.1現在) 145施設 ⇒ 155施設 28,150人 ⇒ 29,864人 増加施設数 10か所 増加定員数 1,714人	認定こども園施設数・定員数(H31.4.1現在) 129施設 ⇒ 145施設 25,346人 ⇒ 28,150人 増加施設数 16か所 増加定員数 2,804人	認定こども園施設数・定員数(H30.4.1現在) 120施設 ⇒ 129施設 23,334人 ⇒ 25,346人 増加施設数 9か所 増加定員数 2,012人	認定こども園施設数・定員数(H29.4.1現在) 109施設 ⇒ 120施設 21,130人 ⇒ 23,334人 増加施設数 11か所 増加定員数 2,204人
117	保育教諭の確保	生活文化局		保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用(任用)されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。	幼稚園免許取得支援事業補助 2園	幼稚園免許取得支援事業補助 1園	幼稚園免許取得支援事業補助 3園	○幼稚園免許取得支援事業補助 2園	特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 859人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得 462人 補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】(6区実施) 幼稚園教諭免許取得支援事業【特例制度に対する補助】(1区実施)

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
117	保育教諭の確保	福祉保健局		保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用(任用)されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。	特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得513人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得208人 補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】(3区2市実施)	特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 851人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得348人 補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】(3区4市実施)	特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 1,071人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得 318人 補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】(1区5市実施)	特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 1,335人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得 293人 補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】(4区1市実施)	特例制度利用の実績 幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得 859人 保育士資格所有者における幼稚園教諭免許取得 462人 補助制度の実績 保育従事職員資格取得支援事業【特例制度に対する補助】(6区実施) 幼稚園教諭免許取得支援事業【特例制度に対する補助】(1区実施)
118	☆地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	オリンピック・パラリン	■	子供から大人まで、幅広い世代の市民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。	57区市町村 146クラブ (23区:69クラブ、25市:68クラブ、4町:4クラブ、5村:5クラブ)	56区市町村 144クラブ (22区:68クラブ、25市:67クラブ、4町:4クラブ、5村:5クラブ)	56区市町村 140クラブ (22区:65クラブ、25市:66クラブ、4町:4クラブ、5村:5クラブ)	56区市町村 136クラブ (22区:61クラブ、25市:66クラブ、4町:4クラブ、5村:5クラブ)	54区市町村 132クラブ (22区:59クラブ、24市:65クラブ、3町:3クラブ、5村:5クラブ)
119	訪問型スポーツ・レクリエーション促進事業	オリンピック・パラリン		区市町村等が保育園や高齢者福祉施設等において、スポーツ・レクリエーション教室等を実施する際に、講師の派遣や運営ノウハウの提供などに対して支援する。	4区市町村において、計11回の実施	15区市町村において、計40回の実施			
120	総合的な子供の基礎体力向上の方策の推進	教育庁	■	子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上の方策を推進する。 具体的には、東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究、中学校「東京駅伝」大会の開催等により、体力向上を図る。	○東京都統一体力テスト実施…希望する公立学校対象(943校 352,872人) ※新型コロナウイルスの状況による ○アクティブプラン to 2020 実践事例集…12,100部配布 ○第12回中学生「東京駅伝」大会中止及び発展的に事業終了 ※新型コロナウイルスの状況による ○全国体力・運動能力、運動週間等調査(中止)	○東京都統一体力テスト実施…全公立学校対象(2,176校 939,265人)・実施報告書配布 ○アクティブプラン to 2020 実践事例集…12,300部配布 ○第11回中学生「東京駅伝」大会実施 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県順位 【小学生】男子21位、女子25位 【中学生】男子40位、女子35位	○東京都統一体力テスト実施…全公立学校対象(2,176校 939,265人)・実施報告書配布 ○アクティブプラン to 2020 実践事例集…12,300部配布 ○第10回中学生「東京駅伝」大会実施 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県順位 【小学生】男子21位、女子24位 【中学生】男子42位、女子38位	○東京都統一体力テスト実施…全公立学校対象(2,178校 936,981人)・実施報告書配布 ○アクティブプラン to 2020 実践事例集…12,300部配布 ○第9回中学生「東京駅伝」大会実施 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県順位 【小学生】男子20位、女子20位 【中学生】男子41位、女子39位	○東京都統一体力テスト実施…全公立学校対象(2,184校 933,788人)・実施報告書配布 ○アクティブプラン to 2020 実践事例集…12,300部配布 ○「体力を高めるガイドライン」…2,200部配布 ○第8回中学生「東京駅伝」大会実施 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査 都道府県順位 【小学生】男子18位、女子18位 【中学生】男子43位、女子41位

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
121	☆オリンピック・パラリンピック教育の推進	教育庁		次の事業を実施することにより、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。 ○オリンピック・パラリンピック教育の全校展開(公立学校) ○段階に応じたボランティア活動等を推進する「東京ユースボランティア」(公立学校) ○障害者スポーツの体験や交流会等を実施する「スマイルプロジェクト」(公立学校) ○アスリートとの直接交流を実施する「夢・未来プロジェクト」(公立学校及び私立学校) ○世界の多様性を学ぶとともに実際の国際交流を推進する「世界ともだちプロジェクト」(公立学校) ○環境への取組を推進する「スクールアクション「もったいない」大作戦」(公立学校)	・オリンピック・パラリンピック教育推進事業(全公立学校 約2,300校) ・オリンピック・パラリンピック教育アワード校(171172校) ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校300校、私立学校15校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布 ・オリンピック・パラリンピック教育カンファレンス(3回) ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会 ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校98校、私立学校05校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布 ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会 ・スクールアクション「もったいない」大作戦(全公立学校 約2,300校) ・文化プログラム・学校連携事業(173144校)	・オリンピック・パラリンピック教育推進事業(全公立学校 約2,300校) ・オリンピック・パラリンピック教育アワード校(180校) ・パラリンピック競技応援校の指定(50校) ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校300校、私立学校15校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布 ・オリンピック・パラリンピック教育カンファレンス(3回) ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会 ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校300校、私立学校15校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布 ・オリンピック・パラリンピック教育実践報告会(3回) ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会(3回) ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校300校、私立学校10校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布 ・オリンピック・パラリンピック教育の考え方・進め方に関する全校説明会(10回) ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校220校、私立学校10校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布及び活用(約67万冊) ・オリンピック・パラリンピック教育の考え方・進め方に関する全校説明会(10回) ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校220校、私立学校10校) ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会(3回) ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会(6回) ・パラリンピックスポーツ指導者講習会の実施(3回)	・オリンピック・パラリンピック教育推進事業(全公立学校 約2,300校) ・オリンピック・パラリンピック教育アワード校(154校) ・パラリンピック競技応援校の指定(20校) ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校300校、私立学校15校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布 ・オリンピック・パラリンピック教育実践報告会(3回) ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会(3回) ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校300校、私立学校10校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布 ・オリンピック・パラリンピック教育の考え方・進め方に関する全校説明会(3回) ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校300校、私立学校10校) ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会(3回) ・パラリンピックスポーツ指導者講習会の実施(14回) ・東京都公立学校バラスポーツ交流大会の実施 ・スクールアクション「もったいない」大作戦(全公立学校 約2,300校) ・被災地等と連携したバラスポーツ体験交流の実施 ・文化プログラム・学校連携事業(173校) ・ポッチャ交流行事推進事業(2地区)	・オリンピック・パラリンピック教育推進事業(全公立学校 約2,300校) ・オリンピック・パラリンピック教育アワード校(136校) ・パラリンピック競技応援校の指定(10校) ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校300校、私立学校10校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布 ・オリンピック・パラリンピック教育の考え方・進め方に関する全校説明会(3回) ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校220校、私立学校10校) ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会(3回) ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会(6回) ・バラスポーツ指導者講習会の実施(10回) ・東京都公立学校ポッチャ交流大会の実施	・オリンピック・パラリンピック教育推進事業(全公立学校 約2,300校) ・オリンピック・パラリンピック教育アワード校(100校) ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校220校、私立学校10校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布及び活用(約67万冊) ・オリンピック・パラリンピック教育の考え方・進め方に関する全校説明会(10回) ・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(公立学校220校、私立学校10校) ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会(3回) ・オリンピック・パラリンピック教育推進のための教員研修会(6回) ・バラスポーツ指導者講習会の実施(3回)
121	☆オリンピック・パラリンピック教育の推進	生活文化局		次の事業を実施することにより、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。 ○アスリートとの直接交流を実施する「夢・未来プロジェクト」(私立学校)	・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(私立学校5校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本を小学4年生、中学1年生、高校1年生に配布、パンフレットを小学1年生に配布	・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(私立学校15校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本を小学4年生、中学1年生、高校1年生に配布、パンフレットを小学1年生に配布	・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(私立学校15校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本を小学4年生、中学1年生、高校1年生に配布、パンフレットを小学1年生に配布	・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(私立学校10校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布	・アスリート学校派遣事業「夢・未来プロジェクト」の実施(私立学校10校) ・オリンピック・パラリンピック教育学習読本及び学習ノートを小学校4年生以上の全児童・生徒に配布及び活用(約67万冊)
122	スポーツ特別強化校の指定	教育庁		都立高校の部活動強化を通じ、他の生徒への運動に対する興味を喚起し、スポーツの裾野拡大や体力・運動能力の向上、心身の健全育成を図る。	都立高校が全国大会や関東大会への出場及び都大会での上位進出を目指して、競技力向上を一層推進していくことを目的として、平成30年度「第Ⅱ期スポーツ特別強化校」を40校58部指定した。 関東大会の団体種目及び全国大会の個人種目・団体種目において、都立校で出場した生徒に占めるスポーツ特別強化校の生徒の割合が全体の5割以上を占めている。 スポーツ特別強化校の指定前と比較すると、競技成績が向上している。	都立高校が全国大会や関東大会への出場及び都大会での上位進出を目指して、競技力向上を一層推進していくことを目的として、平成30年度「第Ⅱ期スポーツ特別強化校」を40校58部指定した。 関東大会の団体種目及び全国大会の個人種目・団体種目において、都立校で出場した生徒に占めるスポーツ特別強化校の生徒の割合が全体の5割以上を占めている。 スポーツ特別強化校の指定前と比較すると、競技成績が向上している。	都立高校が全国大会や関東大会への出場及び都大会での上位進出を目指して、競技力向上を一層推進していくことを目的として、平成30年度「第Ⅱ期スポーツ特別強化校」を40校58部指定した。 関東大会の団体種目及び全国大会の個人種目・団体種目において、都立校で出場した生徒に占めるスポーツ特別強化校の生徒の割合が全体の5割以上を占めている。 スポーツ特別強化校の指定前と比較すると、競技成績が向上している。	都立高校が全国大会や関東大会への出場及び都大会での上位進出を目指して、競技力向上を一層推進していくことを目的として、平成27年度に「スポーツ特別強化校」を23校50部指定した。 関東大会の団体種目及び全国大会の個人種目・団体種目において、都立校で出場した生徒に占めるスポーツ特別強化校の生徒の割合が全体の5割以上を占めている。 スポーツ特別強化校の指定前と比較すると、競技成績が向上している。	都立高校が全国大会や関東大会への出場及び都大会での上位進出を目指して、競技力向上を一層推進していくことを目的として、平成27年度に「スポーツ特別強化校」を23校50部指定した。

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
123	☆「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施	教育庁		<p>児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施する。</p> <p>○学習指導要領の目標・内容の実現状況の定着状況を把握するため、小学校第5学年の児童及び中学校第2学年の生徒を対象に、国語、社会、算数・数学、理科、英語(中学校のみ)の調査を悉皆で実施する。</p> <p>○学力調査の結果を分析し、授業改善のポイントを示した報告書を作成し、各学校に配布するとともに、保護者向けのリーフレットを作成し、配布する。</p> <p>○学力調査の結果に基づき、学力に課題がみられる学校の授業改善の取組を支援するために、国語、社会、算数・数学、理科、英語等を担当する指導主事がチームを編成して学校訪問し、指導・助言を行う。</p> <p>○基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用を図り、基礎的・基本的な事項の定着を図る。</p> <p>○「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、効果的な習熟度別指導を推進する。</p>	<p>○令和2年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」調査問題等を都内全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布</p> <p>○改訂版「東京ベーシック・ドリルソフト」の活用推進</p> <p>○「子供たちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む指導と評価の一体化を目指して(実践事例)」を作成し、都内全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布</p> <p>○「東京方式 習熟度別指導ガイドライン(改訂版)《小学校 算数、中学校 数学》」及び「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン(改訂版)《中学校 英語》」を作成し、都内全公立小・中学校等及び全区市町村教育委員会に配布</p>	<p>○「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施(7月5日(木))</p> <p>・都内公立小学校 小5年 1,283校 93,535名</p> <p>・都内公立中学校 中2年 623校 71,128名</p> <p>・自校の教員による採点</p> <p>・個人票作成プログラム(個人票・学校票)及び採点要領の作成、配布</p> <p>・区市町村教育委員会及び全小・中学校向け報告書の作成、配布</p> <p>・保護者向けリーフレットの作成、配布</p> <p>○「東京ベーシック・ドリルソフト」の活用推進</p> <p>○「東京方式 1単位時間の授業スタイル」の推進</p> <p>○「小学校算数、中学校数学及び英語における効果的な習熟度別指導」の研修会を開催</p>	<p>○「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施(7月5日(木))</p> <p>・都内公立小学校 小5年 1,283校 93,535名</p> <p>・都内公立中学校 中2年 623校 71,128名</p> <p>・自校の教員による採点</p> <p>・個人票作成プログラム(個人票・学校票)及び採点要領の作成、配布</p> <p>・区市町村教育委員会及び全小・中学校向け報告書の作成、配布</p> <p>・保護者向けリーフレットの作成、配布</p> <p>○「東京ベーシック・ドリルソフト」の活用推進</p> <p>○「東京方式 1単位時間の授業スタイル」の推進</p> <p>○「小学校算数、中学校数学及び英語における効果的な習熟度別指導」の研修会を開催</p>	<p>○「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施(7月6日)</p> <p>・都内公立小学校 小5年 1,285校 91,434名</p> <p>・都内公立中学校 中2年 625校 72,601名</p> <p>・自校の教員による採点</p> <p>・個人票作成プログラム(個人票・学校票)及び採点要領の作成、配布</p> <p>・区市町村教育委員会及び全小・中学校向け報告書の作成、配布</p> <p>・教員向けリーフレット及び保護者向けリーフレットの作成、配布</p> <p>○「東京ベーシック・ドリルソフト」の作成、全小・中学校への配布(CD)及びホームページへの掲載</p> <p>○「東京方式 1単位時間の授業スタイル」に基づいた授業実践・協議会の開催</p> <p>○「小学校算数、中学校数学及び英語における効果的な習熟度別指導」の研修会を開催</p>	<p>○「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施(7月7日)</p> <p>・都内公立小学校 小5年 1,289校 87,598名</p> <p>・都内公立中学校 中2年 626校 73,281名</p> <p>・自校の教員による採点</p> <p>・個人票作成プログラム(個人票・学校票)及び採点要領の作成、配布</p> <p>・区市町村教育委員会及び全小・中学校向け報告書の作成、配布</p> <p>・教員向けリーフレット及び保護者向けリーフレットの作成、配布</p> <p>○「東京ベーシック・ドリルソフト」の作成、全小・中学校への配布(CD)及びホームページへの掲載</p> <p>○「東京方式 1単位時間の授業スタイル」に基づいた授業実践・協議会の開催</p> <p>○「小学校算数、中学校数学及び英語における効果的な習熟度別指導」の研修会を開催</p>
124	◆校内寺子屋	教育庁		<p>義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援するため、「学力向上研究校」として10校を指定し、実施している。平成30年度から、指定校を30校に拡充して実施する。</p>	<p>・30校の平均実施回数58回。1回当たり平均16人が出席している。平均出席率は60.4%である。</p> <p>・継続的に校内寺子屋に参加している生徒については、学業不振による中途退学者が16人。</p>	<p>・30校の平均実施回数65回。1回当たり平均8.7人が出席している。平均出席率は61.9%である。</p> <p>・継続的に校内寺子屋に参加している生徒については、学業不振による中途退学者数は、昨年度から減少</p>	<p>・30校の平均実施回数64回。1回当たり平均7.9人が出席している。平均出席率は65.8%である。</p> <p>・継続的に校内寺子屋に参加している生徒には、学業不振による中途退学者が8人。</p>	<p>・10校の平均実施回数57回。1回当たり平均5.8人が出席している。平均出席率は40.8%である。</p> <p>・継続的に校内寺子屋に参加している生徒には、学業不振による中途退学者が0人。</p>	
125	☆都立高校学力スタンダードに基づく指導	教育庁		<p>具体的な学習目標を明示した「都立高校学力スタンダード」を参考に、都立高校が自校の学力スタンダードを作成・活用し、組織的・効果的な指導を実施する。</p>	<p>・対象校171校において、自校の「学力スタンダード」を作成して明確な到達目標を定めた上で、学力調査等で生徒の学力を把握し、繰り返しの指導することにより、学力を確実に定着させている。</p> <p>・教科会の定例化、授業進度・生徒状況の共有化、考査問題の統一化が進み、組織的・効果的な指導及び評価を行う体制が整ってきており、引き続き確かな学力の定着を目指している。</p> <p>・学習の定着状況を共有化し組織的な指導を行っている学校が84.8%</p> <p>・学力スタンダード科目の定期考査の共通化について、全ての科目で完全又は一部で共通化して実施した学校が90.2%</p> <p>・学力向上データベースへアクセスし、標準問題を閲覧したり、活用したりした学校の割合が30.1%</p>	<p>・対象校172校において、自校の「学力スタンダード」を作成して明確な到達目標を定めた上で、学力調査等で生徒の学力を把握し、繰り返しの指導することにより、学力を確実に定着させている。</p> <p>・教科会の定例化、授業進度・生徒状況の共有化、考査問題の統一化が進み、組織的・効果的な指導及び評価を行う体制が整ってきており、引き続き確かな学力の定着を目指している。</p> <p>・学習の定着状況を共有化し組織的な指導を行っている学校が86.7%</p> <p>・学力スタンダード科目の定期考査の共通化について、全ての科目で完全又は一部で共通化して実施した学校が88.6%</p> <p>・学力向上データベースへアクセスし、標準問題を閲覧したり、活用したりした学校の割合が42.8%</p>	<p>・対象校172校において、自校の「学力スタンダード」を作成して明確な到達目標を定めた上で、学力調査等で生徒の学力を把握し、繰り返しの指導することにより、学力を確実に定着させている。</p> <p>・教科会の定例化、授業進度・生徒状況の共有化、考査問題の統一化が進み、組織的・効果的な指導及び評価を行う体制が整ってきており、引き続き確かな学力の定着を目指す。</p> <p>・学力向上データベースを構築し、各学校が学力調査問題を作成する上で参考となる標準問題を保存した。</p>	<p>・対象校172校において、自校の「学力スタンダード」を作成して明確な到達目標を定めた上で、学力調査等で生徒の学力を把握し、繰り返しの指導することにより、学力を確実に定着させている。</p> <p>・教科会の定例化、授業進度・生徒状況の共有化、考査問題の統一化が進み、組織的・効果的な指導及び評価を行う体制が整ってきており、引き続き確かな学力の定着を目指す。</p> <p>・学力向上データベースを構築し、各学校が学力調査問題を作成する上で参考となる標準問題を9月及び2月に保存を行った。</p>	

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
126	☆都立専門高校技能スタンダードの実施	教育庁		専門高校において生徒が身に付けるべき主な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード」を活用した取組を全都立専門高校職業学科にて実施し、生徒の専門的な技術・技能の習得を徹底する。	全ての都立専門高校(職業学科)において実施した。平成29年度に実施した状況調査の結果及び取組状況を元に、改善の検討を行った。	全ての都立専門高校(職業学科)において実施した。平成29年度に実施した状況調査の結果及び取組状況を元に、改善の検討を行った。	全ての都立専門高校(職業学科)において実施した。平成29年度に実施した状況調査の結果及び取組状況を元に、改善の検討を行った。	全ての都立専門高校(職業学科)において実施した。平成28年度に実施した状況調査の結果及び取組状況を元に、改善の検討を行った。	全ての都立専門高校(職業学科)において実施した。これまでの成果を検証し、改善を図るため、実施状況を調査した。
127	理数教育の推進	教育庁		科学の専門家から直接指導を受ける「ジュニア科学塾」の実施、理数リーディング校の指定など、公立小・中・高校における理数教育を充実し、理数の専門的授業を通じ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。	【義務】 ・東京都小学生科学展…全区市町村及び特別支援学校から、計63点の作品が出品されたが、緊急事態宣言発令のため点字は中止となった。 ・中学生科学コンテスト…感染症拡大防止のため中止 ・東京ジュニア科学塾…感染症拡大防止のため会場に集合しての実施は中止。第3回のみオンラインで実施した。327名の児童・生徒が参加した。 ・理数教育カンファレンス…2020オリンピック・パラリンピック開催予定のため中止 ・理科教育推進支援事業に5地区を指定し、3年次計画の最終年次の取組を行った。	【義務】 ・東京都小学生科学展…全区市町村及び特別支援学校から、計64点の作品を出品した。 ・中学生科学コンテスト…54校から152チームが参加した。 ・東京ジュニア科学塾…科学塾一般コースに446名、専修コースに40名の生徒が参加した。 ・理数教育カンファレンス…小学校からの理科教育推進教員等と中学校から理科教員の代表等を含め、1835名が参加した。 ・理科教育推進支援事業に5地区を指定し、3年次計画の2年次の取組を進めた。	【義務】 ・東京都小学生科学展…全区市町村及び特別支援学校から、計64点の作品を出品した。 ・中学生科学コンテスト…83校から188チームが参加した。 ・東京ジュニア科学塾…科学塾一般コースに387名、専修コースに40名の生徒が参加した。 ・理数教育カンファレンス…小学校からの理科教育推進教員等と中学校から理科教員の代表等を含め、1835名が参加した。 ・理科教育推進支援事業に5地区を指定し、3年次計画の1年次の取組を進めた。	【義務】 ・東京都小学生科学展…全区市町村及び特別支援学校が、計64の作品を出品 ・中学生科学コンテスト…87校から176チーム参加 ・東京ジュニア科学塾…科学塾に330名、専修コースに43名の生徒が参加 ・理数教育カンファレンス…小学校から理科教育推進教員等が1268名、中学校から理科教員の代表606名が参加 ・観察実験アシスタント…30区市町村、小学校614校、中学校77校が理科観察実験支援員を活用 ・理科支援ボランティア活用モデル地域…計4地区がモデル地域として、ボランティアを活用	【義務】 ・学カステップアップ推進地域…指定した10区市が、基礎学力定着アドバイザー及び外部指導員を活用して学力向上のための取組を実施した。 ・中学生科学コンテスト…71校から161チームが参加。 ・東京都理科観察実験支援事業…平成27年度から3地区増の28区市町村が理科観察実験支援員を活用した。 ・小学生科学展…61区市町村が作品を出品した。 ・理数教育カンファレンス…小学校から理科教育推進教員1300名、中学校からは理科主任等577名が参加
127	理数教育の推進	教育庁		科学の専門家から直接指導を受ける「ジュニア科学塾」の実施、理数リーディング校の指定など、公立小・中・高校における理数教育を充実し、理数の専門的授業を通じ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。	【高校】 ・理数アカデミー校として指定された中高一貫教育校1校は、探究活動の実施・充実、国内の研究施設等における研修、教員研修、大学や研究機関との連携、Tokyoサイエンスフェアの参加等を通して、6年間一貫した教育活動を通して、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図るとともに、組織体制の構築を図った。 ・理数リーディング校として指定された3校は、探究活動の実施、大学や研究機関との連携、専門家による指導、科学の祭典の参加、各種コンテスト等への参加などの取組を通して、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図った。 ・理数研究校として指定された学校は、理数に関するテーマについての研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等での発表、科学の祭典への参加を通して、理数に関して特色ある教育活動を推進するなど、理数好きの生徒の裾野の拡大を図った。 ・Tokyoサイエンスフェア研究発表会において、理数アカデミー校(1校)、	【高校】 ・理数アカデミー校として指定された中高一貫教育校1校は、探究活動の実施・充実、国内の研究施設等における研修、教員研修、大学や研究機関との連携、科学の祭典等を通して、6年間一貫した教育活動を通して、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図るとともに、組織体制の構築を図った。 ・理数リーディング校として指定された3校は、探究活動の実施、大学や研究機関との連携、専門家による指導、科学の祭典の参加、各種コンテスト等への参加などの取組を通して、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図った。 ・理数研究校として指定された学校は、理数に関するテーマについての研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等での発表、科学の祭典への参加を通して、理数に関して特色ある教育活動を推進するなど、理数好きの生徒の裾野の拡大を図った。 ・「科学の祭典」において、平成31年度科学の甲子園東京都大会には、44校参加した。また、研究発表会において、理数アカデミー校(1校)、	【高校】 ・理数アカデミー校として指定された中高一貫教育校1校は、探究活動の実施・充実、国内の研究施設等における研修、教員研修、大学や研究機関との連携、科学の祭典等を通して、6年間一貫した教育活動を通して、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図った。 ・理数リーディング校として指定された3校は、探究活動の実施、大学や研究機関との連携、専門家による指導、科学の祭典の参加、各種コンテスト等への参加などの取組を通して、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図った。 ・理数研究校として指定された学校は、理数に関するテーマについての研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等での発表、科学の祭典への参加を通して、理数に関して特色ある教育活動を推進するなど、理数好きの生徒の裾野の拡大を図った。	【高校】 ・理数アカデミー校として指定された中高一貫教育校1校は、探究活動の実施・充実、国内の研究施設等における研修、教員研修、大学や研究機関との連携、科学の祭典等を通して、6年間一貫した教育活動を通して、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図った。 ・理数リーディング校として指定された3校は、探究活動の実施、大学や研究機関との連携、専門家による指導、科学の祭典の参加、各種コンテスト等への参加などの取組を通して、科学的に探究する能力や態度、課題を解決する能力、論理的思考力、科学的な感性・創造性の育成を図った。 ・理数研究校として指定された学校は、理数に関するテーマについての研究を行うとともに、その成果を校内や各種科学コンテスト等での発表、科学の祭典への参加を通して、理数に関して特色ある教育活動を推進するなど、理数好きの生徒の裾野の拡大を図った。	【高校】 ○理数アカデミー校(1校)、理数イノベーション校(3校)の各指定校における取組について、外部評価を実施し、次年度以降の取組につなげる。 ○科学の祭典の開催に当たり、都立高校、都立中等教育学校の生徒への参加を促し、30校の参加を目標とする。さらに、生活文化局や私立学校協会等とも連携を図り、参加校の更なる拡大を図る。 ○指定校以外の学校の生徒を対象として、理数研究ラボへの参加希望者について80名を目標とする。希望する生徒に大学等と連携した研究活動を行わせることで、理数分野への興味関心を高め、コミュニケーション力やプレゼンテーション力を身に付けさせる。

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
128	公立小中学校におけるICT利活用モデル検証事業	教育庁		2019年度から2020年度まで検証したICT利活用モデル検証事業で得られた成果を最終報告書としてまとめ、都として区市町村で展開可能な整備モデルを提示・普及していく。	○都教育委員会が検証実施地区として指定した区市町村教育委員会(千代田区・町田市)が指定するICT利活用モデル検証事業実施校において実践研究を実施した。千代田区の実施校では、家庭学習と運動した一人1台のアクティブラーニング型授業における学びの変容の可視化調査を行い、町田市の実施校では、ICTの機器構成と活用事例の取りまとめを実施した。 ○都内外公立学校、私立学校及び海外教育機関のICT活用事例の調査分析を行った。	・平成30年度に区市町村に提示した1人1台環境整備の実現に向けた方向性を踏まえ、先進的にICT機器を整備・活用している都内検証実施自治体の中から、検証地区を決定し、検証を開始した。	(1)活用支援 6地区18校で実施(1地区小学校2校、中学校1校) (2)モデル検証 有識者を交えた検討委員회를6回実施	(1)活用支援 6地区18校で実施(1地区小学校2校、中学校1校) (2)環境整備 328校で実施	○出前ICT環境整備支援事業・ICTアドバイザー事業6地区18校で実施(1地区小学校2校、中学校1校) ○LAN工事整備支援事業214校で実施
129	道徳教育の推進	教育庁		東京都道徳教育教材集等の活用を図るとともに、公立小・中学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、子供たちの豊かな心の育成について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進する。	○都内全ての区市町村立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び都立中学校・中等教育学校、区立特別支援学校(一部)、都立特別支援学校(一部)の、計1,916校で実施 ○授業公開への参加者数48,095人。意見交換会への参加者数10,213人。 (内Web授業公開への参加者13,252人。Web意見交換会への参加者数2,285人。)	○都内全ての区市町村立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び都立中学校・中等教育学校、区立特別支援学校(一部)、都立特別支援学校(一部)の、計1,919校で実施 ○授業公開への参加者数490,332人。意見交換会への参加者数112,818人。 ○平成30年3月に各学校に配布した意見交換会導入ビデオ資料(DVD教材)の使用実績399校(全体の21%)。	○都内全ての区市町村立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校1,886校と、都立中学校・中等教育学校10校、区立特別支援学校3校及び都立特別支援学校23校の、計1,922校で実施 ○授業公開への参加者数493,711人。意見交換会への参加者数108,454人。 ○平成30年3月に各学校に配布した意見交換会導入ビデオ資料(DVD教材)の使用実績399校(全体の21%)。	○都内全ての区市町村立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校1,889校と、都立中学校・中等教育学校10校、区立特別支援学校3校及び都立特別支援学校22校の、計1,924校で実施 ○授業公開への参加者数478,360人 ○意見交換会導入ビデオ資料(DVD教材)を都内全公立小・中学校等及び関係諸機関に配布	○都内全ての区市町村立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校1,895校と、都立中学校・中等教育学校10校、区立特別支援学校3校及び都立特別支援学校23校の、計1,931校で実施。 ○授業公開への参加者数492,969人(過去最高)。
130	スクールサポーター制度	警視庁		児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行う。	令和元年度実績 ○ 学校訪問(公立) 30,938回(私立) 5,746回 ○ 各種非行防止活動 22,862回 ○ 児童生徒の安全確保対策 49,227回 ○ 環境浄化活動 5,358回 ○ 相談、警戒等その他の活動 12,890回	令和元年度実績 ○ 学校訪問(公立) 30,938回(私立) 5,746回 ○ 各種非行防止活動 22,862回 ○ 児童生徒の安全確保対策 49,227回 ○ 環境浄化活動 5,358回 ○ 相談、警戒等その他の活動 12,890回	平成30年度実績 ○ 学校訪問(公立) 31,466回(私立) 6,151回 ○ 各種非行防止活動 32,957回 ○ 児童生徒の安全確保対策 65,025回 ○ 環境浄化活動 6,916回 ○ 相談、警戒等その他の活動 12,628回	平成29年度実績 ○ 学校訪問(公立) 32,061回(私立) 5,923回 ○ 各種非行防止活動 37,462回 ○ 児童生徒の安全確保対策 66,675回 ○ 環境浄化活動 7,690回 ○ 相談、警戒等その他の活動 8,729回	○ 学校訪問(公立) 34,376回(私立) 6,545回 ○ 各種非行防止活動 38,346回 ○ 児童生徒の安全確保対策 63,105回 ○ 環境浄化活動 7,553回 ○ 相談、警戒等その他の活動 9,208回
131	思春期に係る相談、研修の実施	福祉保健局		ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行う。 ・思春期・青年期の専門相談の実施・学校等の関係機関向けの事例検討会(研修)や、家族向けの家族講座の開催	○ 思春期・青年期専門相談(家族講座等) 2,401件 ○ 思春期・青年期デイケア(ユースプロジェクト等) ○ 各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 ○ 研修の実施 ○ 都教職員研修センター主催研修への協力 ○ リフレットの作成・配布等 各精神保健福祉センターのホームページに掲載	○ 思春期・青年期専門相談(家族講座等) 2,119件 ○ 思春期・青年期デイケア(ユースプロジェクト等) ○ 各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 ○ 研修の実施 ○ 都教職員研修センター主催研修への協力 ○ リフレットの作成・配布等 各精神保健福祉センターのホームページに掲載	○ 思春期・青年期専門相談(家族講座等) 2,047件 ○ 思春期・青年期デイケア(ユースプロジェクト等) ○ 各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 ○ 研修の実施 ○ 都教職員研修センター主催研修への協力 ○ リフレットの作成・配布等 各精神保健福祉センターのホームページに掲載	○ 思春期・青年期専門相談(家族講座等) 1,926件 ○ 思春期・青年期デイケア(ユースプロジェクト等) ○ 各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 ○ 研修の実施 ○ 都教職員研修センター主催研修への協力 ○ リフレットの作成・配布等 各精神保健福祉センターのホームページに掲載	○ 思春期・青年期専門相談(家族講座等) 1,853件 ○ 思春期・青年期デイケア(ユースプロジェクト等) ○ 各区市町村への会議・事例検討会等参加協力を通じた技術援助 ○ 研修の実施 ○ 都教職員研修センター主催研修への協力 ○ リフレットの作成・配布等 各精神保健福祉センターのホームページに掲載

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
132	HIV／エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施	福祉保健局		<p>都民のHIV／エイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都南新宿検査・相談室、東京都多摩地域検査・相談室や保健所において、HIV検査・性感染症検査や相談を行う。</p>	<p>1 普及啓発 ○対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配布 ○新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 ○東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 ○東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 ○同年代の仲間同士と一緒にHIV／エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 ○豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉーてぃー」を通年設置</p> <p>2 相談・検査 ○東京都HIV／エイズ電話相談5,692件 ○都保健所における相談・検査40件 ○東京都新宿東口検査・相談室10,290件 ○東京都多摩地域検査・相談室1,057件</p>	<p>1 普及啓発 ○対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配布 ○新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 ○東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 ○東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 ○同年代の仲間同士と一緒にHIV／エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 ○豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉーてぃー」を通年設置 ○繁華街で若者（勤労者を含む）を対象としたイベントを開催</p> <p>2 相談・検査 ○東京都HIV／エイズ電話相談16,320件 ○都保健所における相談・検査2,450件 ○東京都南新宿検査・相談室12,897件 ○東京都多摩地域検査・相談室2,166件</p>	<p>1 普及啓発 ○対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配布 ○新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 ○東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 ○東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 ○同年代の仲間同士と一緒にHIV／エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 ○豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉーてぃー」を通年設置 ○繁華街で若者（勤労者を含む）を対象としたイベントを開催</p> <p>2 相談・検査 ○東京都HIV／エイズ電話相談16,320件 ○都保健所における相談・検査2,450件 ○東京都南新宿検査・相談室12,897件 ○東京都多摩地域検査・相談室2,166件</p>	<p>1 普及啓発 ○対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配布 ○新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 ○東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 ○東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 ○同年代の仲間同士と一緒にHIV／エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 ○豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉーてぃー」を通年設置 ○繁華街で若者（勤労者を含む）を対象としたイベントを開催</p> <p>2 相談・検査 ○東京都HIV／エイズ電話相談14,351件 ○都保健所における相談・検査2,288件 ○東京都南新宿検査・相談室11,397件 ○東京都多摩地域検査・相談室1,327件</p>	<p>1 普及啓発 ○対象別（一般都民、患者・感染者、外国人向け）パンフレット、リーフレットの作成・配布 ○新聞・雑誌・インターネットなどを活用した普及啓発の実施 ○東京都HIV検査・相談月間（6月1日～6月30日）における啓発活動の集中的展開 ○東京都エイズ予防月間（11月16日～12月15日）における啓発活動の集中的展開 ○同年代の仲間同士と一緒にHIV／エイズのことを考える、エイズ・ピア・エデュケーションの実施 ○豊島区池袋保健所のエイズ知ろう館に、エイズ啓発拠点「ふぉーてぃー」を通年設置 ○繁華街で若者（勤労者を含む）を対象としたイベントを開催</p> <p>2 相談・検査 ○東京都HIV／エイズ電話相談10,127件 ○都保健所における相談・検査2,003件 ○東京都南新宿検査・相談室9,451件 ○東京都多摩地域検査・相談室1,531件</p>
133	☆未成年者の喫煙防止対策	教育庁		<p>未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。 ○リーフレット等の作成・配布やホームページ等による普及啓発 ○小中高校生を対象に未成年者喫煙防止ポスターコンクールの実施 ○小中高校生を対象とした喫煙・受動喫煙の健康影響についての普及啓発を実施 ○小中高校生を対象にたばこの健康影響について考えてもらうためのポスター公募 ○都内公立学校に対して、敷地内禁煙とする受動喫煙防止対策の推進依頼</p>	<p>○全都立学校にて継続して敷地内全面禁煙を実施。 ○平成30年度における区市町村立学校の敷地内全面禁煙の割合が、全都平均では小学校99.3%(29年度96.9%)、中学校96.7%(29年度92.4%)となった。 ○未成年者喫煙防止リーフレットの作成・配布について、福祉保健局と協力して行った。 ○未成年者喫煙防止ポスターコンクールの学校への応募案内について、福祉保健局と協力して行った。</p>	<p>○全都立学校にて継続して敷地内全面禁煙を実施。 ○平成30年度における区市町村立学校の敷地内全面禁煙の割合が、全都平均では小学校99.3%(29年度96.9%)、中学校96.7%(29年度92.4%)となった。 ○未成年者喫煙防止リーフレットの作成・配布について、福祉保健局と協力して行った。 ○未成年者喫煙防止ポスターコンクールの学校への応募案内について、福祉保健局と協力して行った。</p>	<p>○全都立学校にて継続して敷地内全面禁煙を実施。 ○平成30年度における区市町村立学校の敷地内全面禁煙の割合が、全都平均では小学校99.3%(29年度96.9%)、中学校96.7%(29年度92.4%)となった。 ○未成年者喫煙防止リーフレットの作成・配布について、福祉保健局と協力して行った。 ○未成年者喫煙防止ポスターコンクールの学校への応募案内について、福祉保健局と協力して行った。</p>	<p>○全都立学校にて継続して敷地内全面禁煙を実施。 ○平成29年度における区市町村立学校の敷地内全面禁煙の割合が、全都平均では小学校96.9%(28年度96.6%)、中学校92.4%(28年度91.2%)となった。 ○未成年者喫煙防止リーフレットの作成・配布について、福祉保健局と協力して行った。 ○未成年者喫煙防止ポスターコンクールの学校への応募案内について、福祉保健局と協力して行った。</p>	<p>○中学生用リーフレットの増刷及び配付 136,000部（配付先）都内国公立私立中学校（1年生分のみ）及び中学生のいる特別支援学校等 ○都内在住又は在学の小学4年生から高校生までを対象に「未成年者喫煙防止ポスター」を募集。応募総数 1,418点（内訳）小学生の部 358点、中学生の部 929点、高校生の部 131点 ○未成年者喫煙防止教育動画 2,400部（配付先）都内国公立私立小・中学校及び小・中学生のいる特別支援学校等</p>

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
133	☆未成年者の喫煙防止対策	福祉保健局		<p>未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。</p> <p><未成年者の喫煙防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中高生用副教材やリーフレット、ホームページ等において、未成年者や胎児・妊産婦への喫煙・受動喫煙防止に関する啓発を実施（教育・福保） ○小中高生を対象に未成年者喫煙防止ポスターコンクールの実施 ○都内公立学校に対して、敷地内禁煙とする受動喫煙防止対策の推進依頼（教育） ○両親学級等において、喫煙の健康被害等を啓発（福保） <p><受動喫煙の健康影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年4月1日施行の「東京都子ども受動喫煙から守る条例」及び令和2年4月1日から全面施行した「東京都受動喫煙防止条例」・「改正健康増進法」に基づき、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止する取組を実施（福保） 	<p>未成年者の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、以下の事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○未成年者喫煙防止に関するDVD貸与及びホームページでの情報提供 ○小中高生を対象とした未成年者喫煙防止ポスターコンクールを実施（応募総数：380作品） ○禁煙教育校種別副教材の増刷（都内の小学校6年生・中学校2年生・高校1年生を対象に配布） ○禁煙啓発リーフレット「自分のために。家族のために。タバコ、やめませんか？～禁煙でみんな幸せに～」の作成・印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度未成年者喫煙防止ポスターコンクールを実施（応募総数：1,330作品） ○小中高生用の禁煙教育校種別副教材を作成・印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度未成年者喫煙防止ポスターコンクールを実施（応募総数：1,591作品） ○大学生向けイベントを実施 ○中学1年生向け未成年者喫煙防止リーフレットを作成・配布（134,450部） 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生用リーフレットの増刷及び配付 134,450部（配付先）都内国公立私立中学校（1年生分のみ）及び中学生のいる特別支援学校等 ○都内在住又は在学の小学4年生から高校生までを対象に「未成年者喫煙防止ポスター」を募集。応募総数 1,418点（内訳）小学生の部 358点、中学生の部 929点、高校生の部 131点 ○未成年者喫煙防止教育動画 2,400部（配布先）都内国公立私立小・中学校及び小・中学生のいる特別支援学校等 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生用リーフレットの増刷及び配付 136,000部（配付先）都内国公立私立中学校（1年生分のみ）及び中学生のいる特別支援学校等 ○都内在住又は在学の小学4年生から高校生までを対象に「未成年者喫煙防止ポスター」を募集。応募総数 1,418点（内訳）小学生の部 358点、中学生の部 929点、高校生の部 131点 ○未成年者喫煙防止教育動画 2,400部（配布先）都内国公立私立小・中学校及び小・中学生のいる特別支援学校等
134	地域における青少年の健全育成	都民安全推進本部		<p>青少年の正義感や倫理観などを育む取組に加え、地域の中で多様性の尊重や受容の意識を育む機会を提供するとともに、区市町村等が実施する青少年の健全育成に向けた取組を推進する。</p>		平成29年度事業終了	平成29年度事業終了	<p>開催回数 175回 受講者 3,201人</p> <p>※ 早期からの「しつけ」の後押し事業</p> <p>親が子供への「しつけ」を普通にながら子供への規範意識をばぐんでいけるよう、都内区市町村が開催する子育て関連講座に、民間事業者と連携して多様な指導員を派遣</p>	開催回数 167回 受講者 3,463人
134	☆地域における青少年の健全育成	生活文化局		<p>青少年の正義感や倫理観などを育む取組に加え、地域の中で多様性の尊重や受容の意識を育む機会を提供するとともに、区市町村等が実施する青少年の健全育成に向けた取組を推進する。</p>	○青少年応援プロジェクト@地域 17回	○青少年応援プロジェクト@地域 17回	○青少年応援プロジェクト@地域 19回		
135	☆学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁		<p>地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協働する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の地域学校協働活動推進事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「地域学校協働本部」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数（計590団体） ○地域コーディネーターの基礎研修の実施（3回） ○地域協働活動推進フォーラムの実施（1回） ○地域学校協働活動推進事業の実施（33区市町、1,225校） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数（計586団体） ○地域コーディネーターの基礎研修の実施（2回） ○地域協働活動推進フォーラムの実施（1回） ○地域学校協働活動推進事業の実施（31区市町、1,201校） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数（計576団体） ○地域コーディネーターの基礎研修の実施（2回） ○地域協働活動推進フォーラムの実施（1回） ○地域学校協働活動推進事業の実施（30区市町、1,141校） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数（計548団体） ○地域コーディネーターの基礎研修（2回実施） ○学校支援ボランティア推進協議会の設置（29区市町 1030校） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域教育推進ネットワーク東京都協議会の加盟団体数（計502団体） ○教育支援コーディネーターの基礎研修（2回実施） ○学校支援ボランティア推進協議会の設置（28区市町 915校）
136	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁		<p>都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」（11月第1土曜日）を中心として、学校・家庭・地域が協働する取組を推進する。</p>	○学校教育支援団体等への感謝状贈呈	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発用ポスター・リーフレットの作成 ○各種イベントの開催 ○学校教育支援団体等への感謝状贈呈 ○東京都教育委員による学校訪問 ○その他、学校、地域等での様々な推進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発用ポスター・リーフレットの作成 ○各種イベントの開催 ○学校教育支援団体等への感謝状贈呈 ○東京都教育委員による学校訪問 ○その他、学校、地域等での様々な推進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発用ポスター・リーフレットの作成 ○各種イベントの開催 ○学校教育支援団体等への感謝状贈呈 ○東京都教育委員による学校訪問 ○その他、学校、地域等での様々な推進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発用ポスター・リーフレットの作成 ○各種イベントの開催 ○学校教育支援団体等への感謝状贈呈 ○東京都教育委員による学校訪問 ○その他、学校、地域等での様々な推進事業の実施

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
137	私立学校への助成	生活文化局		私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。	○私立幼稚園経常費補助 468園 ○私立小学校経常費補助 55校 ○私立中学校経常費補助 182校 ○私立高等学校経常費補助 235校 ○私立特別支援学校等経常費補助 228校 ○私立通信制高等学校経常費補助 8校 等	○私立幼稚園経常費補助 475園 ○私立小学校経常費補助 54校 ○私立中学校経常費補助 183校 ○私立高等学校経常費補助 235校 ○私立特別支援学校等経常費補助 239校 ○私立通信制高等学校経常費補助 8校 等	○私立幼稚園経常費補助 491園 ○私立小学校経常費補助 53校 ○私立中学校経常費補助 183校 ○私立高等学校経常費補助 235校 ○私立特別支援学校等経常費補助 231校 ○私立通信制高等学校経常費補助 8校 等	○私立幼稚園経常費補助 495園 ○私立小学校経常費補助 53校 ○私立中学校経常費補助 183校 ○私立高等学校経常費補助 236校 ○私立特別支援学校等経常費補助 214校 ○私立通信制高等学校経常費補助 9校 等	○私立幼稚園経常費補助 497園 ○私立小学校経常費補助 53校 ○私立中学校経常費補助 185校 ○私立高等学校経常費補助 236校 ○私立特別支援学校等経常費補助 198校 ○私立通信制高等学校経常費補助 8校 等
138	学校と家庭の連携推進事業	教育庁		いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わりとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。また、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」を学校に派遣する。	<実施地区>31区市町(13区、17市、1町) <実施校>小学校249校、中学校143校、計392校	<実施地区>31区市町(13区、17市、1町) <実施校>小学校236校、中学校137校、計373校	<実施地区>29区市町(12区、16市、1町) <実施校>小学校215校、中学校123校、計338校	<実施地区>31区市(14区、16市、1町) <実施校>小学校187校、中学校127校、計314校	<実施地区>32区市(14区、17市、1町) <実施校>小学校173校、中学校119校、計292校
139	☆スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁		いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うスクールソーシャルワーカーを区市町村及び都立学校に配置する。	○50区市町(23区、25市、2町)にスクールソーシャルワーカーを配置	○49区市町(22区、25市、2町)にスクールソーシャルワーカーを配置	○49区市町(22区、25市、2町)にスクールソーシャルワーカーを配置	○50区市町(22区、25市、3町)にスクールソーシャルワーカーを配置	○50区市町(22区、25市、3町)にスクールソーシャルワーカーを配置
140	☆いじめ総合対策【第2次】	教育庁		平成29年2月改訂の「いじめ総合対策【第2次】」では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた具体的な取組を定めている。各学校においては、いじめ問題の解決に向け、軽微ないじめも見逃さず、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、その他の関係者との連携の下、「いじめ総合対策【第2次】」に示す取組を確実に実施していく。	(1)令和2年度「ふれあい月間におけるいじめに関する調査」の実施(令和2年11月) (2)生活指導担当指導主事連絡会の実施(令和2年4月、6月、11月及び令和3年2月) (3)東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議(7月、11月、2月) (4)都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次】」に基づくいじめ防止対策等の実施	(1)令和元年度「ふれあい月間におけるいじめに関する調査」の実施(令和元年6月、11月) (2)生活指導担当者連絡会(全公立学校の生活指導主任等を対象とした研修会)の実施(令和元年8月) (3)東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議(7月、11月、2月) (4)都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次】」に基づくいじめ防止対策等の実施	(1)平成30年度「ふれあい月間におけるいじめに関する調査」の実施(平成30年6月、11月) (2)生活指導担当者連絡会(全公立学校の生活指導主任等を対象とした研修会)の実施(平成30年8月) (3)東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議(7月、11月、2月) (4)都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次】」に基づくいじめ防止対策等の実施	(1)平成29年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」実施(平成29年6月) (2)生活指導担当者連絡会(全公立学校の生活指導主任等を対象とした研修会)の実施(平成29年8月) (3)東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議(8月、11月、2月) (4)都内全公立学校における「いじめ総合対策【第2次】」に基づくいじめ防止対策等の実施	(1)平成27年度「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」実施(平成28年6月) (2)生活指導担当者連絡会(全公立学校の生活指導主任等を対象とした研修会)の実施(平成28年8月) (3)東京都教育委員会いじめ問題対策委員会における審議(7月、7月、11月、2月) (4)東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】の策定(平成29年2月)
141	☆スクールカウンセラー活用事業	教育庁		いじめや不登校等の未然防止、改善、解決及び学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有する者をスクールカウンセラーとして、都内公立小学校、中学校、高等学校全校に配置している。	・都内公立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育活動の改善等に役立てた。(小学校1,275校、中学校623校、高等学校248課程) ・区内町村立学校172校に配置を拡充	・都内公立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育活動の改善等に役立てた。(小学校1,278校、中学校624校、高等学校248課程) ・平成28年度から、都立高等学校全日制・定時制それぞれに別途配置、昼夜間定時制に週2回配置 通信制課程に配置 ・全配置校において年間勤務日数を35日から38日に拡充	・都内公立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育活動の改善等に役立てた。(小学校1,280校、中学校624校、高等学校248課程) ・平成28年度から、都立高等学校全日制・定時制それぞれに別途配置、昼夜間定時制に週2回配置 通信制課程に配置 ・全配置校において年間勤務日数を35日から38日に拡充	・都内公立学校にスクールカウンセラーを配置し、教育活動の改善等に役立てた。(小学校1,282校、中学校625校、高等学校248課程) ・平成28年度から、都立高等学校全日制・定時制それぞれに別途配置、通信制課程に新たに配置 ・全配置校において年間勤務日数を35日から38日に拡充	<配置の拡充> ・平成28年度～ 都立高等学校全日制・定時制それぞれに別途配置、昼夜間定時制に週2回配置 通信制課程に新たに配置 ・全配置校において年間勤務日数を35日から38日に拡充

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
142	アドバイザースタッフ派遣事業	教育庁		アドバイザースタッフ(臨床心理士等)を学校に派遣し、不登校や集団不適応の悩みをもつ児童・生徒等を支援する。	○専門家アドバイザースタッフ派遣回数 103回(緊急支援 89回を含む)	○専門家アドバイザースタッフ派遣回数 58回(緊急支援 36回を含む)	○専門家アドバイザースタッフ派遣回数 63回(緊急支援 39回を含む) ○学生アドバイザースタッフ派遣回数 50回	○専門家アドバイザースタッフ派遣回数 138回(緊急支援 85回を含む) ○学生アドバイザースタッフ派遣回数 206回	○専門家アドバイザースタッフ派遣回数 55回(緊急支援 27回を含む) ○学生アドバイザースタッフ派遣回数 328回
143	東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン	教育庁		いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行う。	令和2年度も24時間受付の電話相談を実施した。 令和2年度のいじめを主訴にした電話相談は755回であった。(文部科学省から委託されている「24時間SOSダイヤルにおけるいじめを主訴とした電話相談を含めると1,035回であった。)	令和元年度も365日、24時間受付の電話相談を実施した。 令和元年度のいじめを主訴にした電話相談は1,366回であった。 このうち、夜間帯(午後9時から翌朝午前9時まで)におけるいじめを主訴にした電話相談は426回であった	平成30年度も365日、24時間受付の電話相談を実施した。 平成30年度のいじめを主訴にした電話相談は1,722回であり、電話相談における相談内容のうち、最も多い主訴であった。 このうち、夜間帯(午後9時から翌朝午前9時まで)におけるいじめを主訴にした電話相談は564回であった	平成29年度においても引き続き、365日、24時間受付の電話相談を実施した。 平成29年度のいじめを主訴にした電話相談は2,091回であり、電話相談における相談内容のうち、最も多い主訴であった。 このうち、夜間帯(午後9時から翌朝午前9時まで)におけるいじめを主訴にした電話相談は725回であった。	平成28年度においても引き続き、365日、24時間受付の電話相談を実施した。 平成28年度のいじめを主訴にした電話相談は2,067回であり、電話相談における相談内容のうち、最も多い主訴であった。 このうち、夜間帯(午後9時から翌朝午前9時まで)におけるいじめを主訴にした電話相談は663回であった
144	防災教育の推進	教育庁		「防災ノート」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。 また、国立・私立学校においては、「防災ノート」の配布や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。	【教育庁】 ○ 学校・家庭・地域と連携した「防災ノート～災害と安全～」を作成し、都内国公私立学校の全ての児童・生徒に配布し、防災教育を一層推進した。 ○ 7月から9月までを「防災ノート～災害と安全～」活用促進月間とし、各防災体験施設や地域と連携し、小学生を対象とした親子防災体験を開催するとともに、中学生を対象とした「防災標語コンクール」を実施した。*令和2年度は、感染症対策のため、防災ノート活用促進月間及び防災標語コンクールは休止した。 ○ 防災教育ポータルを開設し、防災に関する情報を発信した。 ○ 平成24年度から、全都立学校に防災教育推進委員会を設置し、自校職員に加え、地元消防、警察、自治体、町会、自治会等の地域防災関係者を委員として、地域との連携体制を重視した防災教育を推進した。	【教育庁】 ○ 防災教育副読本「地震と安全」、防災教育補助教材「3. 11を忘れない」、「防災ノート」を発展的に統合し、「防災ノート」を発展的に統合し、学校・家庭・地域と連携した「防災ノート～災害と安全～」を作成し、都内国公私立学校の全ての児童・生徒に配布し、防災教育を一層推進した。 ○ 7月から9月までを「防災ノート～災害と安全～」活用促進月間とし、各防災体験施設で小学生を対象とした親子防災体験を開催するとともに、中学生を対象とした「防災標語コンクール」を実施した。 ○ 地域と連携した親子防災体験を開催した。 ○ 防災ポータルを開設し、防災に関する情報を発信した。 ○ 平成24年度から、全都立学校に防災教育推進委員会を設置し、自校職員に加え、地元消防、警察、自治体、町会、自治会等の地域防災関係者を委員として、地域との連携体制を重視した防災教育を推進した。	【教育庁】 ○ 防災教育副読本「地震と安全」、防災教育補助教材「3. 11を忘れない」、「防災ノート」を発展的に統合し、学校・家庭・地域と連携した「防災ノート～災害と安全～」を作成し、都内国公私立学校の全ての児童・生徒に配布し、防災教育を一層推進した。 ○ 7月から9月までを「防災ノート～災害と安全～」活用促進月間とし、各防災体験施設で小学生を対象とした親子防災体験を開催するとともに、中学生を対象とした「防災標語コンクール」を実施した。 ○ 地域と連携した親子防災体験を開催した。 ○ 防災ポータルを開設し、防災に関する情報を発信した。 ○ 平成24年度から、全都立学校に防災教育推進委員会を設置し、自校職員に加え、地元消防、警察、自治体、町会、自治会等の地域防災関係者を委員として、地域との連携体制を重視した防災教育を推進した。	【教育庁】 ○ 東日本大震災を踏まえ、防災教育副読本「地震と安全」の配布対象を、従来の小学校3年生、同5年生、中学校1年生、高等学校1年生と特別支援学校の当該学年児童・生徒に配布した。 ○ 小学校5年生と中学校2年生を対象とした、防災教育補助教材「3. 11を忘れない」を配布し、教科横断的に活用することで防災教育の推進を図った。 ○ 防災ノート「東京防災」を平成29年6月に作成し、都内全ての公立・私立学校の児童・生徒に配布した。 ○ 平成24年度から、全都立学校に防災教育推進委員会を設置し、自校職員に加え、地元消防、警察、自治体、町会、自治会等の地域防災関係者を委員として、地域との連携体制を重視した防災教育を推進している。	【教育庁】 ○ 小学校5年生と中学校2年生を対象とした、防災教育補助教材「3. 11を忘れない」を配布し、教科横断的に活用することで防災教育の推進を図った。 ○ 防災ノート「東京防災」を平成28年6月に136万部作成し、都内全ての公立・私立学校の児童・生徒に配布した。 ○ 平成24年度から、全都立学校に防災教育推進委員会を設置し、自校職員に加え、地元消防、警察、自治体、町会、自治会等の地域防災関係者を委員として、地域との連携体制を重視した防災教育を推進している。
144	防災教育の推進	生活文化局		「防災ノート」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実や、都立高校における宿泊防災訓練の実施等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。 また、国立・私立学校においては、「防災ノート」の配布や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。	【生活文化局】 ○防災ノートを都内私立学校の児童・生徒(小中高の全学年)に配布 ○防災ノートに防災体験施設の案内ページを設け、当該防災体験施設で親子防災体験を利用した際に防災グッズを配布	【生活文化局】 ○防災ノートを都内私立学校の児童・生徒(小中高の全学年)に配布 ○防災ノートに防災体験施設の案内ページを設け、当該防災体験施設で親子防災体験を利用した際に防災グッズを配布	【生活文化局】 ○防災ノートを都内私立学校の児童・生徒(小中高の全学年)に配布 ○防災ノートに防災体験施設の案内ページを設け、当該防災体験施設で親子防災体験を利用した際に防災グッズを配布	【生活文化局】 ○私立学校安全対策促進事業費補助(防災力向上事業) 37校	【生活文化局】 ○私立学校安全対策促進事業費補助(防災力向上事業) 37校

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
145	☆JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置	教育庁		JETプログラムによる外国人の招致を、平成26年度の100人から、平成30年度には240人に拡大し、全都立高等学校等(定時制課程単独校の除く。)に配置する。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助する。生徒がJETから授業や学校行事等を通じて日常的に英語の指導を受けることにより、「聞く」「話す」力を向上させるとともに異文化理解の促進を図る。	【教育庁】 JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチャイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。 ○配置実績 ・外国人英語等指導助手:239名 ・国際交流員:1名 ※新型コロナウイルス感染症の影響で31名が来日できなかったため、ALT加配予算で対応。	【教育庁】 JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチャイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。 ○配置実績 ・外国人英語等指導助手:239名 ・国際交流員:1名	【教育庁】 JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチャイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。 ○配置実績 ・外国人英語等指導助手:239名 ・国際交流員:1名	【教育庁】 JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチャイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。	【教育庁】 JET青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりする等、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチャイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高校及び中等教育学校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。
145	☆JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置	生活文化局		JETプログラムによる外国人の招致を、平成26年度の100人から、平成29年度には220人に拡大し、すべての都立高校及び中等教育学校に配置する。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助する。生徒がJETから授業や学校行事等を通じて日常的に英語の指導を受けることにより、「聞く」「話す」力を向上させるとともに異文化理解の促進を図る。	○私立学校外国語指導助手活用事業費補助 160人	○私立学校外国語指導助手活用事業費補助 198校194人	○私立学校外国語指導助手活用事業費補助 188校189人	【生活文化局】 ○私立学校外国語指導助手活用事業費補助 171校165人	【生活文化局】 ○私立学校外国語指導助手活用事業費補助 156校156人
146	☆海外留学支援事業	教育庁		【教育庁・次世代リーダー育成道場】 将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う次世代のリーダーを輩出するため、事前研修や約1年間の留学、事後研修を通して、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神、課題解決能力等を育成する。	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 ・第9期生の国内事前研修を18回実施した。 ・第8期生98名(オセアニア)がオーストラリア及びニュージーランドから帰国し、成果報告等を行った。 ・第8期生99名(北米)及び第9期生95名(オセアニア)の留学プログラムは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止となったが、事前研修の修了者に「修了証」を発行するとともに、留学先予定だった国の学生とオンラインで交流する機会を設定した。	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 ・「高校生留学フェア」に485名の参加があり、留学の機運の醸成に貢献した。 ・第7期生の国内事前研修を20回以上実施した。 ・第6期生97名がアメリカ合衆国及びカナダから、第7期生98名がオーストラリア及びニュージーランドから帰国し、成果報告等を行った。 ・第7期生99名がアメリカ及びカナダへ出発した。 ・第8期生99名がオーストラリア及びニュージーランドへ出発した。 ・第7期生99名がアメリカ及びカナダから3月末に早期帰国した。	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 ・「高校生留学フェア」に671名の参加があり、留学の機運の醸成に貢献した。 ・第7期生の国内事前研修を20回以上実施した。 ・第5期生97名がアメリカ合衆国及びカナダから、第6期生94名がオーストラリア及びニュージーランドから帰国し、成果報告等を行った。 ・第6期生97名がアメリカ及びカナダへ出発した。 ・第7期生99名がオーストラリア及びニュージーランドへ出発した。	【教育庁】 ・「高校生留学フェア」(2日間)に654名の参加があり、留学の機運の醸成に貢献した。 ・第6期生の国内事前研修を20回以上実施した。 ・第4期生98名がアメリカ合衆国、第5期生60名がオーストラリアから、40名がニュージーランドから帰国し、成果報告等を行った。 ・第5期生78名がアメリカへ、20名がカナダへ出発した。 ・第6期生98名がオーストラリアへ出発した。	【教育庁】 ・「高校生留学フェア」(2日間)に688名の参加があり、留学の機運の醸成に貢献した。 ・第5期生の国内事前研修を20回以上実施した。 ・第4期生98名がアメリカ合衆国、第5期生100名がオーストラリアへの留学を開始した。 ・第3期生95名、第4期生100名が約10か月の留学から帰国、留学成果の報告等を行った。
146	☆海外留学支援事業	生活文化局		私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助する。	【生活文化局】 ○私立高等学校海外留学推進補助6人 新型コロナウイルス感染症の影響により新規募集を中止	【生活文化局】 ○私立高等学校海外留学推進補助131校768人	【生活文化局】 ○私立高等学校海外留学推進補助124校701人	【生活文化局】 ○私立高等学校海外留学推進補助104校558人	【生活文化局】 ○私立高等学校海外留学推進補助92校512人
147	☆私立学校教員海外派遣研修事業費補助	生活文化局		世界で活躍するグローバル人材育成のため、指導力向上を目的に、私立学校が教員(国語、数学、英語、社会、理科の5教科が対象)を海外研修に派遣した場合にその経費の一部を補助する。	○私立学校教員海外派遣研修事業費補助 新型コロナウイルス感染症の影響により新規募集を中止	○私立学校教員海外派遣研修事業費補助 8校8人	○私立学校教員海外派遣研修事業費補助 7校9人	○私立学校教員海外派遣研修事業費補助 11校14人	

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
148	☆私立高等学校外部検定試験料補助	生活文化局		私立高等学校が、在籍する生徒の英語力向上を目的として外部検定試験(高等学校における英語教育レベルを満たし「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を総合的に測定でき、学校が教育活動の一環として外部検定試験実施団体に対して団体受験を申し込むもの)を実施する場合、当該試験に係る経費を補助する。	○私立高等学校外部検定試験料補助 99校32,099人	○私立高等学校外部検定試験料補助 117校37,507人	○私立高等学校外部検定試験料補助 101校25,798人	○私立高等学校外部検定試験料補助 74校16,939人	
149	☆都立国際高校での国際バカロレアの取組	教育庁		都立国際高校のバカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を展開し、国際的に認められる大学入学資格(フルディプロマ)の取得により海外大学進学を推進する。	・令和2年度卒業生(第4期生)は国際バカロレア資格(フルディプロマ)取得率95.1%を達成し、初の45点満点の結果を出した。 ・令和3年度入学者選抜(第7期生)において、募集人員20名に対して77名の応募があり、応募倍率3.9倍であった。	・令和元年度卒業生(第3期生)は国際バカロレア資格(フルディプロマ)取得率100%を達成した。 ・令和2年度入学者選抜(第5期生)において、募集人員20名に対して114名の応募があり、応募倍率5.7倍であった。	平成30年4月から、第三期生に対してディプロマ・プログラムを開始した。 なお、平成31年度入学者選抜(第4期生)においては、募集人員20名に対して100名の応募があった(応募倍率5.0倍)。	平成29年4月から、第二期生に対してディプロマ・プログラムを開始した。 なお、平成30年度入学者選抜(第三期生)においては、募集人員20名に対して107名の応募があった(応募倍率5.4倍)。	平成28年4月より第一期生に対してディプロマ・プログラムを開始した。 平成29年度入学者選抜(第三期生)では、募集人員20名に対して93名の応募があった(応募倍率4.7倍)。
150	☆東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用による、児童・生徒の英語学習の意欲向上	教育庁		小学生から高校生までを主な対象とし、体験的で実践的な学習を通じて、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、英語学習の意欲を自ら向上させることを目的に、民間事業者とともにTOKYO GLOBAL GATEWAYを開設する。児童・生徒8人につき1人のイングリッシュ・スピーカーが常に付き添い、海外の日常生活シーンや文化、ビジネス、国際貢献などの多彩な内容を、英語漬けで体験する。	平成30年9月開設。 令和2年度利用実績 学校利用・一般利用を合わせて約3万人 利用者アンケートの結果、9割以上の児童・生徒が「今後の英語学習の刺激になった」と回答し、学習意欲の向上が見られる。 また、引率教員のほとんどが、教員自身にとって得られるものがあつたと回答し、「ネイティブスピーカーによる子供たちへの質問の仕方やグループ活動の手法が参考になった」 「普段学校では見られない生徒の様子が見られた」等の声が寄せられている。	平成30年9月開設。 令和元年度利用実績 学校利用・一般利用を合わせて約9万人 利用者アンケートの結果、9割以上の児童・生徒が「今後の英語学習の刺激になった」と回答し、学習意欲の向上が見られる。 また、引率教員のほとんどが、教員自身にとって得られるものがあつたと回答し、「ネイティブスピーカーによる子供たちへの質問の仕方やグループ活動の手法が参考になった」 「普段学校では見られない生徒の様子が見られた」等の声が寄せられている。	平成30年9月開設。 平成30年度利用実績 学校利用・一般利用を合わせて約5万人 利用者アンケートの結果、9割以上の児童・生徒が「今後の英語学習の刺激になった」と回答し、学習意欲の向上が見られる。 また、引率教員のほとんどが、教員自身にとって得られるものがあつたと回答し、「ネイティブスピーカーによる子供たちへの質問の仕方やグループ活動の手法が参考になった」 「普段学校では見られない生徒の様子が見られた」等の声が寄せられている。	東京都英語村 TOKYO GLOBAL GATEWAYの開設に向け、平成28年度に決定した事業者と共に、事業内容の具体化、広報活動・施設整備支援等を行った。	整備・運営を行う民間事業者について審査委員会による審査を経て最優秀事業応募者を決定後、詳細内容について協議を行い、事業者、施設名称及び事業概要を決定した。
151	子供向け舞台芸術参加・体験プログラム	生活文化局		子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家と直接ふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施する。	○オーケストラ メイン公演・ワークショップ(3月) 1,897人 アウトリーチ(2月～3月) 延べ6回 284人 ○児童演劇 メイン公演・ワークショップ(2月～3月) 1,436人 アウトリーチ(10月～3月) 延べ69回 1,773人 ○伝統芸能 メイン公演・ワークショップ(2月) 273人 アウトリーチ(3月) 1回 88人	○オーケストラ メイン公演・ワークショップ(2月) 2,870人 アウトリーチ(10月～2月) 延べ10回 1,250人 ○児童演劇 メイン公演・ワークショップ(2月) 616人 アウトリーチ(11月～3月) 延べ64回 2,900人 ○伝統芸能 メイン公演・ワークショップ(2月) 1,072人 アウトリーチ(11月) 延べ1回 314人	○オーケストラ メイン公演・ワークショップ(2月) 2,912人 アウトリーチ(10月～2月) 延べ15回 1,775人 ○児童演劇 メイン公演・ワークショップ(2月～3月) 5,325人 アウトリーチ(11月～3月) 延べ80回 4,360人 ○伝統芸能 メイン公演・ワークショップ(2月) 804人 アウトリーチ(11月) 延べ1回 330人	○オーケストラ メイン公演・ワークショップ(3月) 2,907人 アウトリーチ(12月～2月) 延べ12回 1,397人 ○児童演劇 メイン公演・ワークショップ(2月～3月) 5,322人 アウトリーチ(11月～3月) 延べ76回 4,821人 ○伝統芸能 メイン公演・ワークショップ(1月) 930人 アウトリーチ(11月) 延べ1回 355人	○オーケストラ メイン公演・ワークショップ(3月) 4,047人 アウトリーチ(1月～3月) 延べ10回 1,286人 ○児童演劇 メイン公演・ワークショップ(2月～3月) 4,354人 アウトリーチ(1月～3月) 延べ88回 6,670人 ○伝統芸能 メイン公演・ワークショップ(1月) 682人 アウトリーチ(11月) 延べ1回 349人
152	☆芸術文化を通じた子供たちの育成	生活文化局		子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を製作・発表する機会を提供する。	ワークショップ参加者数 4,506人 鑑賞者数等 9,336人	ワークショップ参加者数 5,796人 鑑賞者数等 28,024人	ワークショップ参加者数 6,013人 鑑賞者数等 20,743人	ワークショップ参加者数 1,189人 鑑賞者数等 約16,000人	ワークショップ参加者数 1,179人 鑑賞者数等 18,605人

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
153	中学生の職場体験	教育庁		中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、職場体験庁内推進会議や業界団体等による職場体験推進協議会を設置するなどして、都内中学校等における職場体験の円滑な推進を図る。	都内公立中学校で実施したのは13校であった。	都内全公立中学校数:622校(中等教育学校、都立高等学校附属中学校、義務教育学校を含む) 参加学校数:621校(対象学年在籍の全校) 参加生徒数:7万2825人 参加校内訳:5日以上実施149校、3～4日実施380校、1～2日実施92校	都内全公立中学校数:626校(中等教育学校、都立高等学校附属中学校、義務教育学校を含む) 参加学校数:621校(対象学年在籍の全校) 参加生徒数:73,930人 参加校内訳:5日以上実施176校、3～4日実施358校、1～2日実施87校	都内全公立中学校数:626校(中等教育学校、都立高等学校附属中学校、義務教育学校を含む) 参加学校数:623校(対象学年在籍の全校) 参加生徒数:75,935人 参加校内訳:5日以上実施185校、3～4日実施344校、1～2日実施94校	都内全公立中学校数:624校(中等教育学校、都立高等学校附属中学校を含む) 参加学校数:624校(対象学年在籍の全校) 参加生徒数:77,008人 参加校内訳:5日以上実施187校、3～4日実施351校、1～2日実施86校
153	中学生の職場体験	生活文化局		中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、職場体験庁内推進会議や業界団体等による職場体験推進協議会を設置するなどして、都内中学校等における職場体験の円滑な推進を図る。	R1年度で事業終了	都内全公立中学校数:622校(中等教育学校、都立高等学校附属中学校、義務教育学校を含む) 参加学校数:621校(対象学年在籍の全校) 参加生徒数:7万2825人 参加校内訳:5日以上実施149校、3～4日実施380校、1～2日実施92校	都内全公立中学校数:626校(中等教育学校、都立高等学校附属中学校、義務教育学校を含む) 参加学校数:621校(対象学年在籍の全校) 参加生徒数:73,930人 参加校内訳:5日以上実施176校、3～4日実施358校、1～2日実施87校	都内全公立中学校数:626校(中等教育学校、都立高等学校附属中学校、義務教育学校を含む) 参加学校数:623校(対象学年在籍の全校) 参加生徒数:75,935人 参加校内訳:5日以上実施185校、3～4日実施344校、1～2日実施94校	都内全公立中学校数:624校(中等教育学校、都立高等学校附属中学校を含む) 参加学校数:624校(対象学年在籍の全校) 参加生徒数:77,008人 参加校内訳:5日以上実施187校、3～4日実施351校、1～2日実施86校
154	☆都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」の実施	教育庁		教科「奉仕」に道徳教育やキャリア教育を加えた新教科「人間と社会」を全都立高校で実施し、人間としての在り方生き方に関する教育を通じて、規範意識と社会貢献意識を向上させる。	○教科「人間と社会」推進者研修を通して、探究型の「人間と社会」の授業についての理解と普及に努めた。 ○令和3年度から使用する、探究的要素を取り入れた「人間と社会」改訂版教科書を作成した。	○教科「人間と社会」推進者研修を通して、アクティブラーニング型の「人間と社会」の授業についての理解と普及に努めた。 ○教科書改訂の方向性を示すために、令和2年度から使用する「人間と社会」改訂版教科書試行版テキストを令和2年度新入生向けに配布した。	教科「人間と社会」推進者研修を通して、アクティブラーニング型の「人間と社会」の授業についての理解と普及に努めた。	○推進者研修でアクティブ・ラーニング型の「人間と社会」の授業の普及 ○「人間と社会」用OPPシートの配付作成配付	○推進者研修でアクティブ・ラーニング型の「人間と社会」の授業の普及 ○「人間と社会」指導資料増補版の作成配付
155	勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁		高校生の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。	○キャリア教育の推進 ・東京都独自教科「人間と社会」の実施 ・キャリア教育年間指導計画(全体計画)の作成 ・コロナ禍の中でも実施可能な国際ロータリーと連携したインターンシップについての検討	○キャリア教育の推進 ・東京都独自教科「人間と社会」の実施 ・キャリア教育年間指導計画(全体計画)の作成 ・国際ロータリーと連携したインターンシップの円滑な実施	○キャリア教育の推進 ・東京都独自教科「人間と社会」の実施 ・キャリア教育年間指導計画(全体計画)の作成 ・国際ロータリーと連携したインターンシップの円滑な実施	○キャリア教育推進 ・東京都独自教科「人間と社会」の実施 ・技能習得型インターンシップの実施 ・キャリア教育年間指導計画(全体計画)の作成 ・国際ロータリーと連携したインターンシップの参加校の取組が評価され、キャリア教育優良校として文部科学省から表彰された。	○キャリア教育推進 ・東京都独自教科「人間と社会」の実施 ・技能習得型インターンシップの実施 ・キャリア教育年間指導計画(全体計画)の作成 ・国際ロータリーと連携したインターンシップの参加校の取組が評価され、キャリア教育優良校として文部科学省から表彰された。
156	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁		都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。	少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的な、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、幼稚園及び保育園での体験実習を中止した学校も多い。	少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的な、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。	少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的な、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。	少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的な、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。	少子化の進展を踏まえ、家庭科の学習において実践的・体験的な、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図っている。

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
157	不登校・中途退学対策事業	教育庁		不登校や中途退学の経験のある児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象とした実態調査・研究を行い、児童・生徒の社会的自立につながる施策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援センターの機能強化を目的としたモデル事業の成果を踏まえ、希望する全区市町村を対象とした教育支援センター機能強化補助事業を実施 平成30年度に作成し、都内全公立小・中学校及び教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」の活用促進 東京都学校・フリースクール等協議会の実施、第2回東京都学校・フリースクール等協議会（児童・生徒支援フォーラム）では、社会全体で支える子供・若者の自立の支援の在り方を提案 不登校特例校（分教室型）の開設を検討している教育委員会を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援センターの機能強化を目的としたモデル事業を継続実施 平成30年度に作成し、都内全公立小・中学校及び教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」の活用促進 教育委員会及び学校と民間施設・団体との連携検討委員会の実施 児童・生徒支援フォーラムにおいて、社会全体で支える子供・若者の自立の支援の在り方を提案 不登校特例校（分教室型）の開設を検討している教育委員会を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援センターの機能強化を目的としたモデル事業を継続実施 「児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～」を作成し、都内全公立小・中学校及び教育支援センターに配布 教育委員会とフリースクール等の民間施設・団体との意見交換会の実施 不登校・若者自立支援フォーラムにおいて、社会全体で支える子供・若者の自立の支援の在り方を提案 不登校特例校（分教室型）の開設を検討している教育委員会を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校の支援体制を強化する都モデル事業を展開（2年目） 平成29～31年度（3年間）の実施を予定している教育支援センターの機能強化を目的としたモデル事業を実施（1年目） 新たな不登校を生まないための手引（試案）作成に向けた調査・研究 小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置支援 教育委員会とフリースクール等の民間施設・団体との意見交換会の実施 不登校・若者自立支援フォーラムにおいて、社会全体で支える子供・若者の自立の支援の在り方を提案 不登校特例校（分教室型）の開設を検討している教育委員会への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置を支援するなど、不登校の支援体制を強化する都モデル事業を展開（1年目） 教育支援センターの機能強化を文科省モデル事業を展開 教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会の設置・運営を行い、平成29年2月に「教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会 報告書」を全区市町村教育委員会に配布 教育支援センターにおける指導内容・方法の充実を目的とし、民間のノウハウ等を活用した講座を試行実施 不登校・若者自立支援フォーラムにおいて、社会全体で支える子供・若者の自立の支援の在り方を提案 不登校特例校（分教室型）の開設を検討している教育委員会への支援
158	☆都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業	教育庁		都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、ユースソーシャルワーカーを学校に派遣するとともに、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対応し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 対応人数：3,152人 対応案件総数：13,786件 ユースソーシャルワーカーを継続的に派遣している学校（継続派遣校）では、自立支援担当教員を中心とした校内体制の整備が進み、学校全体で組織的に不登校・中途退学対策が行えるようになった。 やむなく中途退学した生徒についても、NPOと連携した切れ目のない支援を行うことにより都立高校への再就学、高校卒業認定資格の取得や就職決定に導くことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対応し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 対応人数：3,020人 対応案件総数：12,228件 ユースソーシャルワーカーを継続的に派遣している学校（継続派遣校）では、自立支援担当教員を中心とした校内体制の整備が進み、学校全体で組織的に不登校・中途退学対策が行えるようになった。 やむなく中途退学した生徒についても、NPOと連携した切れ目のない支援を行うことにより都立高校への再就学、高校卒業認定資格の取得や就職決定に導くことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対応し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 対応人数：2,978人 対応案件総数：13,774件 ユースソーシャルワーカーを継続的に派遣している学校（継続派遣校）では、自立支援担当教員を中心とした校内体制の整備が進み、学校全体で組織的に不登校・中途退学対策が行えるようになった。 やむなく中途退学した生徒についても、NPOと連携した切れ目のない支援を行うことにより都立高校への再就学、高校卒業認定資格の取得や就職決定に導くことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校・中途退学等、課題を抱えた生徒に対応し、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等に係る取組を実施 対応人数：3,055人 うち28年度からの継続分 421人 対応案件総数：14,456件 うち平成28年度からの継続分 690件 ユースソーシャルワーカーを継続的に派遣している学校（継続派遣校）では、自立支援担当教員を中心とした校内体制の整備が進み、学校全体で組織的に不登校・中途退学対策が行えるようになった。 やむなく中途退学した生徒についても、NPOと連携した切れ目のない支援を行うことにより都立高校への再入学、高校卒業認定資格の取得や就職決定に導くことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校・中途退学に関する課題を抱えた2,200人を超える生徒を支援し、そのうち約58%のケースについて不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等の一定の成果に結びついた。 ユースソーシャルワーカーと自立支援担当教員との連携が進み、不登校・中途退学対策の校内体制の構築が行われた学校では、生徒の入学直後から個々の課題に応じた対応を進めることができた。 やむなく中途退学した生徒についても、NPOと連携した切れ目のない支援を行うことにより都立高校への再入学、高校卒業認定資格の取得や就職決定に導くことができた。
159	☆ひきこもり等社会参加支援事業	福祉保健局		<ul style="list-style-type: none"> ひきこもりの状態にある本人やそのご家族等を対象とした相談窓口「東京都ひきこもりサポートネット」を運営する。 シンポジウムの実施等によりひきこもりに関する普及啓発を行う。 都の支援プログラムに沿って活動するNPO法人等を登録し、都民等に周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【相談窓口の運営】 電話相談：新規登録者数 836人（相談件数 1,379件） インターネットメール相談：新規登録者数 155人（相談件数 259件） 携帯メール相談：新規登録者数 35人（相談件数 49件） 訪問相談：新規申込件数 18人 【ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業】 支援プログラムに沿って支援を行うNPO法人等の登録制度に20団体が参加 	<ul style="list-style-type: none"> 【相談窓口の運営】 電話相談：新規登録者数 1,203人（相談件数 2,092件） インターネットメール相談：新規登録者数 181人（相談件数 408件） 携帯メール相談：新規登録者数 34人（相談件数 48件） 訪問相談：新規申込件数 49人 【ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業】 支援プログラムに沿って支援を行うNPO法人等の登録制度に22団体が参加 	<ul style="list-style-type: none"> 【相談窓口の運営】 電話相談：新規登録者数 644人（相談件数 1,895件） インターネットメール相談：新規登録者数 191人（相談件数 577件） 携帯メール相談：新規登録者数 72人（相談件数 110件） 訪問相談：新規申込件数 36人 【ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業】 支援プログラムに沿って支援を行うNPO法人等の登録制度に21団体が参加 	<ul style="list-style-type: none"> 【相談窓口の運営】 電話相談：新規登録者数 417人（相談件数 3,630件） インターネットメール相談：新規登録者数 188人（相談件数 963件） 携帯メール相談：新規登録者数 76人（相談件数 224件） 訪問相談：新規申込件数 19人 【ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業】 支援プログラムに沿って支援を行うNPO法人等の登録制度に19団体が参加 	<ul style="list-style-type: none"> 【相談窓口の運営】 電話相談：新規登録者数 461人（相談件数 4,180件） インターネットメール相談：新規登録者数 185人（相談件数 997件） 携帯メール相談：新規登録者数 58人（相談件数 189件） 訪問相談：新規申込件数 39人 【ひきこもり等の若者支援プログラム普及・定着事業】 支援プログラムに沿って支援を行うNPO法人等の登録制度に17団体が参加

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
160	☆地域における若者の自立等支援体制整備事業	都民安全推進本部		社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口の設置又は支援事業の新設・拡充を行う等、子供・若者への支援体制を整備する区市町村に対して、費用の一部を補助するとともに、区市町村職員向けに情報交換会等を行い、住民に身近な地域での支援体制の整備を推進する。 また、社会的自立に困難を抱える若者の家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに地域支援者向け講習会を開催する。	子供・若者の自立等支援体制整備事業：3区1市 区市町村職員向けの研修の開催：2回 地域支援者向け講習会の開催（書面）：2回	子供・若者の自立等支援体制整備事業：2区 区市町村職員向けの研修の開催：2回 地域支援者向け講習会の開催：2回	子供・若者の自立等支援体制整備事業：6区2市 区市町村職員向けの研修の開催：3回 地域支援者向け講習会の開催：2回	区市町村における子供・若者自立等支援体制整備事業：3区4市 区市町村職員向けの研修の開催：3回 地域支援者向け講習会の開催：2回	区市町村における子供・若者自立等支援体制整備事業：2区 区市町村職員向けの研修の開催：3回 地域支援者向け講習会の開催：2回
161	☆若者総合相談支援事業	都民安全推進本部		「東京都若者総合相談センター」において、幅広い分野にまたがる若者の問題の一次的な受け皿として相談を受け付け、確実な見立てを行って、適切な支援機関につなぐことにより、若者の社会的自立を後押しする。	電話相談：相談件数 5,480件 メール相談：相談件数 493件 LINE相談：相談件数 1,724件 来所相談：相談件数 181件	電話相談：相談件数 7,172件 メール相談：相談件数 683件 来所相談：相談件数 184件	電話相談：相談件数 7,349件 メール相談：相談件数 579件 来所相談：相談件数 139件	電話相談：相談件数 6,362件 メール相談：相談件数 502件 来所相談：実施件数 117件	電話相談：相談件数 4,163件 メール相談：相談件数 390件 派遣型面接相談：実施件数 7件
162	◆地域の若者支援社会資源ポータルサイト(若ぼた)の運営	都民安全推進本部		若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に資するポータルサイトを運営している。	掲載支援機関数：244機関(前年比+9機関)	掲載支援機関数：235機関(前年比+23機関)			
163	☆非行少年の立ち直り支援事業	都民安全推進本部		非行少年及び少年院出院者をはじめとする非行歴のある少年の立ち直りを地域で支援するため、更生保護活動に当たる保護司との連携や、普及啓発活動を行う。	※「びあすぼ」は、事業No.156 若者総合相談支援事業に統合 ○非行少年・再犯防止支援ガイドブックの作成 ○再犯防止に関する研修会の開催：4回 ○保護観察少年の臨時雇用(2名) ○協力雇用主制度の普及・啓発 区市町村に対する広報協力依頼通知文の発出	※「びあすぼ」は、事業No.156 若者総合相談支援事業に統合 ○少年支援ガイドブックの作成 ○非行に関する民間支援団体向けブックの作成 ○非行に関する研修会の開催：1回 ○保護観察少年の臨時雇用(1名) ○協力雇用主制度の普及・啓発 区市町村に対する広報協力依頼通知文の発出	※「びあすぼ」は、事業No.156 若者総合相談支援事業に統合 ○少年支援ガイドブックの作成 ○非行に関する民間支援団体向け研修の開催：1回(平成30年9月5日) ○保護観察少年の臨時雇用(1名) ○協力雇用主制度の普及・啓発 区市町村に対する広報協力依頼通知文の発出	※「びあすぼ」は、事業No.156 若者総合相談支援事業に統合 ○少年支援ガイドブックの作成 ○非行に関する民間支援団体向け研修の開催：1回(平成29年7月25日) ○保護観察少年の臨時雇用(1名) ○協力雇用主制度の普及・啓発 区市町村に対する広報協力依頼通知文の発出	非行少年立ち直りワンストップセンター「びあすぼ」の運営 平成28年度相談・支援人数：(延べ)406人 非行少年立ち直り支援啓発講演・シンポジウムの実施：1回 協力雇用主制度の普及・啓発 区市町村に対する広報協力依頼通知文の発出
164	☆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉保健局	■	貧困の連鎖を防止するため、低所得世帯の子供を対象として、学習支援に加え、居場所の提供や進路相談等を行う。	○区市における実施状況(令和2年度) 48区市(23区25市) ○西多摩福祉事務所における支援対象者(在籍者)数 71名(R3年3月時点) ○大島支庁における支援対象者(在籍者)数 58名(R3年3月時点) ○八丈支庁における支援対象者(在籍者)数 40名(R3年3月時点)	○区市における実施状況(令和元年度) 47区市(23区24市) ○西多摩福祉事務所における支援対象者(在籍者)数 49名(R2年3月時点) ○大島支庁における支援対象者(在籍者)数 43名(R2年3月時点)	○区市における実施状況(平成30年度) 47区市(23区24市) ○西多摩福祉事務所における支援対象者(在籍者)数 58名(31年3月時点) ○大島支庁における支援対象者(在籍者)数 34名(31年3月時点)	○区市における実施状況(平成29年度) 46区市(23区23市) ○西多摩福祉事務所における支援対象者(在籍者)数 59名(30年3月時点)	○区市における実施状況(平成28年度) 39区市(23区16市) ○西多摩福祉事務所における支援対象者数 38名(29年3月時点)
165	☆受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局		学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援する。	貸付決定件数 7,646件	貸付決定件数 7,806件	貸付決定件数 8,260件	貸付決定件数 9,160件	貸付決定件数 9,282件
166	多子世帯への授業料支援	教育庁		所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で23歳未満の子供を3人以上扶養している世帯に対して、収入にかかわらず、都立高等学校等の授業料等の半額相当額のを半額をに減額する支援を行う。	受給資格者：8,044人				

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
166	多子世帯への授業料支援	生活文化局		高等学校等就学支援金の対象外(注)となる世帯のうち、保護者の扶養する23歳未満の子が4人以上いる世帯の高等学校等に就学する生徒・学生に対し、授業料の一部を支援します。 (注:私立学校については「私立高等学校等特別奨学金」の所得要件に該当する世帯は除く。)	○私立高等学校等特別奨学金 所得要件超過多子世帯 5,117人				
166	多子世帯への授業料支援	総務局		高等学校等就学支援金の対象外(注)となる世帯のうち、保護者の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯の高等学校等に就学する生徒・学生に対し、授業料の一部を支援する。 (注:私立学校については「私立高等学校等特別奨学金」の所得要件に該当する世帯は除く。)	43人に支給				
167	被保護者自立促進事業	福祉保健局		生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小学1年生～高校3年生の学習環境整備支援費(塾代)、大学等進学支援費(大学等受験料)等を補助している。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。
168	若年者の雇用就業支援事業(東京しごとセンター事業)	産業労働局		進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する啓発講座を、学校の要望に沿って実施することで、将来の安定就労の一助とする。 東京しごとセンターにおいて、若年フリーター向けに、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。	ヤングコーナー利用者数(飯田橋+多摩) 新規:5,577人、再来:34,737人 就職者数:3,282人	ヤングコーナー利用者数(飯田橋+多摩) 新規:7,402人、再来:50,965人 就職者数:5,419人	ヤングコーナー利用者数 新規:8,557人、再来:53,347人 就職者数:5,696人	ヤングコーナー利用者数 新規:9,239人、再来:57,601人 就職者数:5,963人	ヤングコーナー利用者数 新規:10,264人、再来:60,240人 就職者数:6,630人
169	☆若年者能力開発訓練	産業労働局		30歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施することで、若年者の就業を支援する。 訓練カリキュラムに複数の業種の内容を取り入れることにより、多様な職業を理解させ、自己の適性にあった就業先の業種が選択できるようにする訓練を実施している。	入校 73人、修了 72人、就職 39人	入校 97人、修了 83人、就職 33人	入校 108人、修了 85人、就職 31人	入校 70人、修了 65人、就職 28人	入校 90人、修了 69人、就職33人

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
170	シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業	福祉保健局		児童館において、中高生世代向けの講習会の講師や見守りボランティアとして、シニア世代・シニア予備群の力を活用し、中高生の放課後の居場所の充実に取り組む区市町村を支援することで、児童の健全育成の推進を図る。	実績なし				
171	学童クラブ運営費補助事業	福祉保健局	■	就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)の供給体制の整備を支援していく。開所日数、障害児受入、放課後児童支援員のキャリアアップ等の取組に加算を設け、地域のニーズに応じた取組を支援する。 都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や常勤職員を配置することなどにより、学童クラブのサービス向上を図る。	登録児童数 115,270人 (令和2年7月1日現在)	登録児童数 110,344人 (令和元年5月1日現在)	登録児童数 105,805人 (平成30年5月1日現在)	登録児童数 100,869人 (平成29年5月1日現在)	登録児童数 95,741人 (平成28年5月1日現在)
172	☆学童クラブの設置促進	福祉保健局	■	既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進する。	1,907か所(令和2年7月1日現在) 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 81か所	1,875か所(令和元年5月1日現在) 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 72か所	1,821か所(平成30年5月1日現在) 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 72か所	1,785か所(平成29年5月1日現在) 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 93か所	1,742か所(平成28年5月1日現在) 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 89か所
173	☆児童館等整備費補助	福祉保健局	■	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援する。	○児童館 (創設)2施設 (改築)5施設 (大規模改修)9施設 ○学童クラブ (創設)38クラブ (改築)16クラブ (大規模修繕)15クラブ	○児童館 (創設)3施設 (改築)4施設 (大規模改修)5施設 ○学童クラブ (創設)26クラブ (改築)12クラブ (大規模修繕)6クラブ	○児童館 (創設)3施設 (改築)1施設 (大規模改修)11施設 (防犯対策強化)6施設 ○学童クラブ (創設)39クラブ (改築)12クラブ (大規模修繕)6クラブ	○児童館 (創設)5施設 (改築)1施設 (大規模改修)8施設 (防犯対策強化)2施設 ○学童クラブ (創設)20クラブ (改築)7クラブ (大規模修繕)3クラブ	○児童館 (創設)1施設 (改築)3施設 (大規模修繕)8施設 (拡張)1施設 ○学童クラブ (創設)19クラブ (改築)6クラブ (大規模修繕)2クラブ (拡張)1クラブ
174	放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修	福祉保健局		○学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得させることを目的として、放課後児童支援員認定資格研修を実施する。 ○放課後児童支援員であって、一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を図ることを目的として、放課後児童支援員資質向上研修を実施する。	○資質向上研修 12クール実施 受講者数589名、修了者586名、一部科目修了者3名 ○認定資格研修 7クール実施 受講者数1,128名、修了者1,098名、一部科目修了者30名	11クール(1クール4日間又は8日間)実施 受講者数2,501名、修了者2,410名、一部科目修了者〇名	13クール(1クール4日間又は8日間)実施 受講者数2,797名、修了者2,704名、一部科目修了者93名	12クール(1クール4日間又は8日間)実施 受講者数3,386名、修了者3,310名、一部科目修了者76名	10クール(1クール4日間又は8日間)実施 受講者数2,531名、修了者2,470名、一部科目修了者61名
175	◆放課後居場所緊急対策事業	福祉保健局		学童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子供の安全・安心な居場所を提供する。	5区市実施				

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
176	☆放課後子供教室	教育庁		すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。	55区市町村(23区26市5町1村) 1,212小学校区(全1,275小学校区) 1,270教室で実施 ※八王子市を含む。	55区市町村(23区26市5町1村) 1,196小学校区(全1,278小学校区) 1,272教室で実施 ※八王子市を含む。	55区市町村(23区26市5町1村) 1,187小学校区(全1,280小学校区) 1,260教室で実施 ※八王子市を含む。	55区市町村(23区26市5町1村) 1,178小学校区(全1,282小学校区) 1,240教室で実施 ※八王子市を含む。	55区市町村(23区26市5町1村) 1,145小学校区(全1,286小学校区) 1,200教室で実施 ※八王子市を含む。
177	児童虐待防止の普及啓発	福祉保健局		児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。	○虐待に気づくためのチェックリスト作成 ○OSEKKAIくんクリアファイル作成 ○OSEKKAIくんノート作成 ○OSEKKAIくんウェットティッシュ作成 ○「体罰などによらない子育て」ハンドブック作成 ○支援者向けハンドブック作成 ○支援者向け動画作成 ○各児童虐待防止活動への後援名義 ○都営地下鉄、都営バス全線の全車両内で窓上ポスターを掲示	○OSEKKAIくんエコバッグ作成 ○OSEKKAIくんクリアファイル作成 ○OSEKKAIくんハンドタオル作成 ○子育てあいうえおカード作成 ○「体罰などによらない子育て」ハンドブック作成 ○「体罰などによらない子育て」ポスター作成 ○「体罰などによらない子育て」ステッカー作成 ○警察との連携グッズ作成及び合同キャンペーン活動 ○スポーツイベントにおけるキャンペーン活動 ○各児童虐待防止活動への後援名義 ○都営地下鉄、都営バス全線の全車両内で窓上ポスターを掲示 ○新宿駅構内にデジタルサイネージ掲示	○OSEKKAIくんエコバッグ作成 ○OSEKKAIくんクリアファイル作成 ○OSEKKAIくんハンドタオル作成 ○警察との連携グッズ作成及び合同キャンペーン活動 ○スポーツイベントにおけるキャンペーン活動 ○各児童虐待防止活動への後援名義 ○都営地下鉄、都営バス全線の全車両内で窓上ポスターを掲示 ○新宿駅構内にデジタルサイネージ掲示	○OSEKKAIくんエコバッグ作成 ○OSEKKAIくんクリアファイル作成 ○OSEKKAIくんボールペン作成 ○警察との連携グッズ作成及び合同キャンペーン活動 ○スポーツイベントにおけるキャンペーン活動 ○各児童虐待防止活動への後援名義 ○都営地下鉄全線の全車両内で窓上ポスターを掲示	○オレンジリボン配布 ○啓発用リーフレット配布 ○啓発用反射リボンループ配布 ○その他啓発用グッズ作成・配付 ○民間企業等との連携 ○各地域における普及啓発活動 ○都営地下鉄全線の全車両内で窓上ポスターを掲
178	子供の権利擁護専門相談事業	福祉保健局		様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。	令和2年度 合計1,020件(そのうち権利擁護にかかる相談件数 135件)				
179	☆子供の貧困対策支援事業	福祉保健局		生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援する。	9区市で実施	9区市で実施	7区市で実施	5区市で実施	
180	☆子育てサポート情報普及推進事業	福祉保健局		生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図る。	ひとり親家庭や生活に困窮している家庭等に有益な施策も含め、子育て支援の全般的な施策を盛り込んだ「とうきょう子育て応援ブック」を発行(発行部数:17万1300部)	ひとり親家庭や生活に困窮している家庭等に有益な施策も含め、子育て支援の全般的な施策を盛り込んだ「とうきょう子育て応援ブック」を発行(発行部数:20万部)	ひとり親家庭や生活に困窮している家庭等に有益な施策も含め、子育て支援の全般的な施策を盛り込んだ「とうきょう子育て応援ブック」を発行(発行部数:20万部)	ひとり親家庭や生活に困窮している家庭等に有益な施策も含め、子育て支援の全般的な施策を盛り込んだ「とうきょう子育て応援ブック」を発行(発行部数:20万部)	
181	☆子供サポート事業立上げ支援事業	福祉保健局		貧困世帯等の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取組む区市町村を支援する。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
182	☆フードパントリー設置事業	福祉保健局		住民の身近な地域に「フードパントリー(食の中継地点)」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・移行に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援する。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。	協議のあった実施主体に対し、補助金を交付した。		
183	生活保護制度	福祉保健局		<p>国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としている。保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行う。保護は、生活扶助とその他の扶助(教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育扶助(基準額、教材代、学習支援費等) ・生業扶助(高等学校等就学費、技能修得費等) ・就労自立給付金、進学準備給付金、就労活動促進費の支給 ・被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業の実施 ・ケースワーカーによる生活相談・援助 	(本制度は各区市の福祉事務所が実施しているため、東京都としての実績はなし)	(本制度は各区市の福祉事務所が実施しているため、東京都としての実績はなし)	(本制度は各区市の福祉事務所が実施しているため、東京都としての実績はなし)		
184	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅政策本部		<p>子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに登録住宅の入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進める。</p> <p>また、地域の実情に応じたきめ細かな支援を担う区市町村に対して、広域的な立場から全国の協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する支援を行うなど、区市町村居住支援協議会の設置を推進する。</p> <p>■事業目標(令和7年度) 登録戸数 30,000戸 居住支援協議会設置 区市の2/3以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○東京ささエール住宅の登録戸数 39,469戸 ○東京都指定の居住支援法人数 35法人 ○都内区市町村居住支援協議会設立数 25区市 ※いずれも年度末時点の累積 				
185	生活福祉資金制度	福祉保健局		低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加の促進を図る。 ※平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度と連携して世帯の支援を行っている。	貸付決定件数 324,420件 (内、特例貸付分 322,919件)	貸付決定件数 1,748件	貸付決定件数 2,120件	貸付決定件数 2,578件	貸付決定件数 3,027件

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
186	公共職業訓練等の実施	産業労働局		職業能力開発センター等において、求職者等を対象とし職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施する。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図る。	入校 0人 令和2年度は実施していない。	入校 2人	入校 8人、修了 8人、就職 6人	入校 6人、修了 6人、就職 5人	入校 13人、修了 13人、就職 7人
187	私立小中学校等就学支援実証事業	生活文化局		国の「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」を受け、都内の私立小中学校等に通う児童生徒の保護者に対する授業料負担軽減事業を行い、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況などについて実態把握のための調査を実施。	○私立小中学校等就学支援実証事業 793人	○私立小中学校等就学支援実証事業 814人	○私立小中学校等就学支援実証事業 1,082人	○私立小中学校等就学支援実証事業 3,783人	
188	高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減	総務局		高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。	747人に支給	858人に支給	713人に支給	672人に支給した。	
188	高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減	教育庁		高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。	受給資格者：106,858人	受給資格者：111,218人	受給資格者：113,939人	受給資格者：114,790人	
188	高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減	生活文化局		高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。	○私立高等学校等就学支援金 85,270人(月別受給者の平均人数)	○私立高等学校等就学支援金 86,708人(月別受給者の平均人数)	○私立高等学校等就学支援金 91,356人(月別受給者の平均人数)	○私立高等学校等就学支援金 90,682人(月別受給者の平均人数)	
189	☆私立高等学校等特別奨学金	生活文化局		私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対し授業料軽減助成を実施する。	○私立高等学校等特別奨学金 61,034人	○私立高等学校等特別奨学金 57,471人	○私立高等学校等特別奨学金 58,046人	○私立高等学校等特別奨学金 54,475人	
190	給付型奨学金(高等学校等)	総務局		家庭の経済状況が教育の格差につながるものがないよう、保護者等の収入の状況に応じて、都内の高等学校や特別支援学校(高等部)の生徒や都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、選択的学習活動に係る経費の支援等を行う。	・授業料軽減制度：224人に支給 ・選択的学習活動支援制度：55人に支給	・授業料軽減制度：311人に支給 ・選択的学習活動支援制度：68人に支給	・授業料軽減制度：317人に支給 ・選択的学習活動支援制度：69人に支給	・授業料軽減制度：320人に支給 ・選択的学習活動支援制度：65人に支給	
190	給付型奨学金(高等学校等)	教育庁		家庭の経済状況が教育の格差につながるものがないよう、保護者等の収入の状況に応じて、都内の高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)や特別支援学校(高等部)の生徒や都立産業技術高等専門学校1～3年生に対し、選択的学習活動に係る経費の支援等を行う。	給付対象者：26,690人	給付対象者：28,091人	給付対象者：29,103人(特別支援学校を除く)	給付対象者：33,266人	
191	高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減	教育庁		高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合計が非課税の世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。	給付対象者：14,505人	給付対象者：14,835人	給付対象者：16,416人	給付対象者：18,005人	
191	高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減	生活文化局		高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額非課税世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。	○私立高等学校等奨学給付金 10,181人	○私立高等学校等奨学給付金 9,905人	○私立高等学校等奨学給付金 10,460人	○私立高等学校等奨学給付金 10,640人	

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
191	高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減	総務局		高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯又は住民税所得割額が非課税の世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費等の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。	47人に支給	65人に支給	73人に支給した。	93人に支給した。	
192	就学奨励事業(特別支援学校)	教育庁		都内特別支援学校等に在学する幼児・児童・生徒の就学のために必要な経費の一部を、保護者等の経済的負担能力の程度に応じて支給し、経済的負担軽減を図る。	就学奨励費支出人数(延べ)39,297人(都立57校、区立5校、私立4校)	就学奨励費支出人数(延べ)53,672人(都立57校、区立5校、私立4校)	支給見込人員11,455人(都立57校、区立5校、私立4校)	就学奨励費支出人数(延べ)57,978人(都立57校、区立5校、私立4校)	
193	育英資金事業費補助	生活文化局		高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける。	○育英資金事業費補助 2,351人	○育英資金事業費補助 2,599人	○育英資金事業費補助 3,261人	○育英資金事業費補助 4,042人	
194	地域未来塾	教育庁		経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施する。	対象校数 計652校(小学校394校、中学校251校、義務教育学校7校)実施地区 30区市村	対象校数 計659校(小学校375校、中学校295校、義務教育学校7校)実施地区 31区市村	対象校数 計640校(小学校350校、中学校290校)実施地区 29区市村	対象校数 計428校(小学校233校、中学校205校)実施地区 21区市村	対象校数 計230校(小学校121校、中学校109校)実施地区 15区市
195	母子・父子自立支援員による相談・支援	福祉保健局		ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。	配置状況(令和2年4月1日現在)都8名 区部123名 市部81名 新規相談受付状況(東京都全体)84,578件	配置状況(平成31年4月1日現在)都8名 区部126名 市部73名 新規相談受付状況(東京都全体)86,744件	配置状況(平成30年4月1日現在)都7名 区部128名 市部72名 新規相談受付状況(東京都全体)95,090件	配置状況(平成29年4月1日現在)都6名 区部119名 市部64名 新規相談受付状況(東京都全体)99,157件	
196	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉保健局		ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。	27市町	27市町	26市町	26市町	25市
197	☆ひとり親家庭等生活向上事業	福祉保健局	■	ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援する。	1 子供の生活・学習支援事業 23区市 2 ひとり親生活支援事業((1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業)(5)短期施設利用相談支援事業 12区市	1 子供の生活・学習支援事業 21区市 2 ひとり親生活支援事業((1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業) 13区市	1 子供の生活・学習支援事業 20区市 2 ひとり親生活支援事業((1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業) 11区市	1 子供の生活・学習支援事業 18区市 2 ひとり親生活支援事業((1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業) 12区市	1 子供の生活・学習支援事業 15区市 2 ひとり親生活支援事業((1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業) 9区市
198	ひとり親家庭向けポータルサイトの創設	福祉保健局		国、都、区市町村や民間機関等の様々な機関が実施しているひとり親家庭への支援施策等について、横断的に検索できるポータルサイトを開設する。	ポータルサイトの開設				
199	児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉保健局		○ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援する。 ○ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学(母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付)、技能習得、修業、就職支援、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類	①児童扶養手当 受給者数:67,094人(全部支給:38,559人 一部支給:28,535人) 対象児童数:97,951人 ②児童育成手当 受給者数:100,921人 対象児童数:144,605人 (育成手当:136,070人 障害手当:6,744人 育成+障害:1,791人) ③母子及び父子福祉資金貸付実績:3,337件	①児童扶養手当 受給者数:68,960人(全部支給:40,588人 一部支給:28,372人) 対象児童数:101,046人 ②児童育成手当 受給者数:104,430人 対象児童数:149,648人 (育成手当:140,850人 障害手当:6,982人 育成+障害:1,816人) ③母子及び父子福祉資金貸付実績:4,776件	①児童扶養手当 受給者数:72,246人(全部支給:43,119人 一部支給:29,127人) 対象児童数:105,517人 ②児童育成手当 受給者数:107,516人 対象児童数:153,941人 (育成手当:145,068人 障害手当:7,055人 育成+障害:1,818人) ③母子及び父子福祉資金貸付実績:4,776件	①児童扶養手当 受給者数:74,679人(全部支給:38,002人 一部支給:36,677人) 対象児童数:108,891人 ②児童育成手当 受給者数:109,806人 対象児童数:156,844人 (育成手当:147,885人 障害手当:7,118人 育成+障害:1,841人) ③母子及び父子福祉資金貸付実績:5,267件	①児童扶養手当 受給者数:77,399人(全部支給:40,801人 一部支給:36,598人) 対象児童数:112,604人 ②児童育成手当 受給者数:112,709人 対象児童数:160,201人 (育成手当:151,228人 障害手当:7,226人 育成+障害:1,747人) ③母子及び父子福祉資金貸付実績:5,654件

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
200	☆養護児童に対する自立支援機能の強化	福祉保健局		<p>○児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う（自立支援強化事業）。</p> <p>○児童に対する学習支援（塾への通塾費用）の充実や、自立支援コーディネーターによる進学支援の充実を図る（児童養護施設における学習・進学支援等）。</p> <p>○児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する（ジョブ・トレーニング事業）。</p> <p>○施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集まる場（ふらっとホーム）を提供する。</p> <p>○施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図る。</p> <p>○措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象に、児童養護施設等において居住の場を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、生活費を支給する（社会的養護自立支援事業における居住</p>	<p>①児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立に向けた施設の支援体制を強化する。(53施設)</p> <p>②自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、児童等の就労定着等に向けた支援体制を強化する。(9ホーム)</p> <p>③児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。(2ヶ所)</p> <p>④児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行う。(1ヶ所)</p>	<p>①児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立に向けた施設の支援体制を強化する。(56施設)</p> <p>②自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、児童等の就労定着等に向けた支援体制を強化する。(18ホーム)</p> <p>③児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。(2ヶ所)</p> <p>④児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行う。(1ヶ所)</p>	<p>①児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立に向けた施設の支援体制を強化する。(56施設)</p> <p>②自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、児童等の就労定着等に向けた支援体制を強化する。(16ホーム)</p>	<p>①児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立に向けた施設の支援体制を強化する。(55施設)</p> <p>②自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、児童等の就労定着等に向けた支援体制を強化する。(14ホーム)</p>	<p>①児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置し、児童の自立に向けた施設の支援体制を強化する。(56施設)</p> <p>②自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置し、児童等の就労定着等に向けた支援体制を強化する。(13ホーム)</p> <p>③児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。(2ヶ所)</p> <p>④児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップを行う。(1ヶ所)</p>
201	自立生活スタート支援事業	福祉保健局		児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。	貸付決定件数 61件	貸付決定件数 60件	貸付決定件数 45件	貸付決定件数 43件	貸付決定件数 41件
202	養育家庭等自立援助補助事業	福祉保健局		養育家庭等を満年齢解除となった児童への自立支援の充実を図るため、元里子からの生活相談対応などの自立に向けた援助に取り組む養育家庭等を支援する。	25家庭	25家庭	25家庭	37名	39名
203	児童養護施設退所者等の就業支援事業	福祉保健局		児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保や必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、NPO等に委託して行う。	<p>○施設退所者等に対する職場体験事業⇒382人</p> <p>○ソーシャルスキルトレーニング⇒396人</p> <p>○個別就労サポート及び就職活動スキルトレーニング⇒667人</p>	<p>○施設退所者等に対する職場体験事業⇒754人</p> <p>○ソーシャルスキルトレーニング⇒727人</p> <p>○個別就労サポート及び就職活動スキルトレーニング⇒976人</p>	<p>○施設退所者等に対する職場体験事業⇒1,731人</p> <p>○ソーシャルスキルトレーニング⇒623人</p> <p>○個別就労サポート及び就職活動スキルトレーニング⇒861人</p>	<p>○施設退所者等に対する職場体験事業⇒810人</p> <p>○ソーシャルスキルトレーニング⇒611人</p> <p>○個別就労サポート及び就職活動スキルトレーニング⇒1,095人</p>	

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
204	自立援助促進事業	福祉保健局		児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。	○加入状況⇒56件 ○賠償金支払状況⇒0件	○加入状況⇒42件 ○賠償金支払状況⇒0件	賠償金発生件数 0件	賠償金発生件数 1件	賠償金発生件数 3件
205	☆専門機能強化型児童養護施設	福祉保健局	■	虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。	専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 42か所	専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 43か所	専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 44か所	専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 44か所	専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 45か所
206	☆乳児院の家庭養育推進事業	福祉保健局		乳児院に対して、通常の乳児院の職員配置に加え、治療的・専門的ケアが必要な児童及び保護者に対する手厚い支援ができる体制等を整備する。	乳児院9施設での実施	乳児院9施設での実施	乳児院8施設での実施	6施設で実施	
207	生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉保健局		生活保護受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者だけでなく、児童養育手当受給者、生活保護の相談段階の者等(以下「生活保護受給者等」という。)を対象として、公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体等への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進すること、さらには、住居や生活支援の確保に困難を抱え、生活困窮状態に陥る可能性のある求職者に対して、住居・生活支援から就労支援までの一貫した支援を行うことにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。	(ハローワークが各区市と連携して事業を実施)	(ハローワークが各区市と連携して事業を実施)	(ハローワークが各区市と連携して事業を実施)		
208	生活困窮者自立支援制度	福祉保健局		経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る。 (1) 必須事業 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 (2) 任意事業 ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計改善支援事業 ・子供の学習・生活支援事業(再掲:NO.158「生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援」)	○区市における任意事業実施状況 就労準備:40区市(23区17市) 一時生活:24区市(23区1市) 家計改善:43区市(22区21市) 学習支援:48区市(23区25市) ○都における任意事業実施状況 西多摩:全事業実施 支庁:家計改善は全支庁で実施、学習支援は大島支庁・八丈支庁で実施	○区市における任意事業実施状況 就労準備:37区市(23区14市) 一時生活:24区市(23区1市) 家計改善:38区市(18区20市) 学習支援:47区市(23区24市) ○都における任意事業実施状況 西多摩:全事業実施 支庁:家計改善は全支庁で実施、学習支援は大島支庁のみ実施	○区市における任意事業実施状況 就労準備:34区市(23区11市) 一時生活:24区市(23区1市) 家計改善:35区市(17区18市) 学習支援:47区市(23区24市) ○都における任意事業実施状況 西多摩:全事業実施 支庁:家計改善は全支庁で実施、学習支援は大島支庁のみ実施		

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
209	東京しごとセンター事業	産業労働局		東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援する。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施する。	利用者数 新規:19,604人、再来:152,706人 就職者数 9,436人	利用者数 新規:28,202人、再来:163,214人 就職者数 16,260人	利用者数 新規:29,863人、再来:168,170人 就職者数 16,763人	利用者数 新規:30,907人、再来:180,397人 就職者数 16,966人	利用者数 新規 30,874人、再来181,379人 就職者数 17,480人
210	若年者の雇用就業支援事業	産業労働局		東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、若者と企業のマッチング支援、職業意識の形成、個々の状況に応じた相談やカウンセリング、能力開発等により若年者就業のためのワンストップサービスを展開する。	事業No.168に包含	事業No.168に包含			
211	若年者の雇用就業支援事業「高校生向け就業意識啓発講座」	産業労働局		都立高校を対象に、自分にあった就職先を選択できるように意識啓発をする講座を実施する。	2,437人(99クラス)				
212	若者正社員チャレンジ事業	産業労働局		正社員としての実務経験や心構えが十分でない若年者を対象に、セミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを提供し、実践的な能力の付与や就業現場での実習による就労意識の醸成により、正社員での就職を促進する。	企業内実習者数:468人				
213	正規雇用等転換安定化支援事業	産業労働局		計画的な育成計画の策定や退職金制度など、正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して助成金を支給し、質の良い転換を促進する。	交付決定 1,304件				
214	☆東京都ひとり親家庭支援センター事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)	福祉保健局		○相談体制の整備 ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施する。 ○就業支援 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業(就業相談、就業促進活動、キャリアアップ支援、相談支援員研修会)、就業支援講習会、就業情報提供事業を行う。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行う。	○ひとり親家庭等の自立促進事業(就業相談5,240件 生活相談4,984件) ○母子家庭及び寡婦自立促進講習会(パソコン講習会10回 受講者数94人) ○母子家庭相談指導者研修会(実施回数9回 受講者数366人) ○養育費相談(電話相談1,507件、専門相談738件) ○面会交流支援(989件)	○ひとり親家庭等の自立促進事業(就業相談5,764件 生活相談3,012件) ○母子家庭及び寡婦自立促進講習会(パソコン講習会10回 受講者数123人) ○母子家庭相談指導者研修会(実施回数10回 受講者数460人) ○養育費相談(電話相談564件、専門相談538件) ○面会交流支援(1,031件)	○ひとり親家庭等の自立促進事業(就業相談5,935件 生活相談3,520件) ○母子家庭及び寡婦自立促進講習会(パソコン講習会10回 受講者数150人) ○母子家庭相談指導者研修会(実施回数10回 受講者数398人) ○養育費相談(電話相談684件、専門相談489件) ○面会交流支援(1,169件)	○ひとり親家庭等の自立促進事業(就業相談4,849件 生活相談3,449件) ○母子家庭及び寡婦自立促進講習会(パソコン講習会10回 受講者数168人) ○母子家庭相談指導者研修会(実施回数10回 受講者数392人) ○養育費相談(電話相談421件、専門相談482件) ○面会交流支援(771件)	○ひとり親家庭等の自立促進事業(就業相談4,983件 生活相談3,474件) ○母子家庭及び寡婦自立促進講習会(パソコン講習会10回 受講者数168人) ○母子家庭相談支援員研修会(実施回数10回 受講者数286人) ○養育費相談(電話相談459件、専門相談349件) ○面会交流支援(517件)
215	母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉保健局		母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組む。	62区市町村	62区市町村	62区市町村	62区市町村	62区市町村

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
216	母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉保健局		母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組む。	62区市町村	62区市町村	62区市町村	62区市町村	62区市町村
217	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉保健局		高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。	○貸付決定件数 入学準備金 79件 就職準備金 43件	○貸付決定件数 入学準備金 60件 就職準備金 48件	○貸付決定件数 入学準備金 115件 就職準備金 29件	○貸付決定件数 入学準備金 124件 就職準備金 30件	
218	母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局	■	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市町村での実施を支援する。	13区23市13町村	18区24市13町村	19区22市13町村	55区市町村	53区市町村
219	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉保健局	■	ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進する。	9区13市13町村	10区13市13町村	10区13市13町村	8区8市13町村	6区5市13町村
220	女性福祉資金の貸付	福祉保健局		配偶者のいない女性に対し、女性福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。事業開始、事業継続、技能習得、医療介護、生活、就職支度、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度の11種類。	女性福祉資金貸付実績:30件	女性福祉資金貸付実績:30件	女性福祉資金貸付実績:45件	40件	53件
221	ひとり親家庭等医療費助成	福祉保健局		ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。	【市町村部のみ】 (金額) 946,273千円 (対象者数) 47,057 人 (助成件数) 513,168 件	【市町村部のみ】 (金額) 1,030,875千円 (対象者数) 48,905 人 (助成件数) 592,884 件	【市町村部のみ】 (金額) 1,054,693千円 (対象者数) 49,937人 (助成件数) 608,183件	【市町村部のみ】 (金額) 1,089,243千円 (対象者数) 51,631 人 (助成件数) 618,760 件	【市町村部のみ】 (金額) 1,113,964 千円 (対象者数) 52,178 人 (助成件数) 637,879 件
222	養育費確保支援事業	福祉保健局		ひとり親家庭の養育費の安定した取得に向け、民間保証会社と連携し、養育費の立替保証を実施する区市町村を支援する。	2区市				
223	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度	福祉保健局		児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付けることにより、これらの者の円滑な自立を支援する。	貸付決定件数 51件	貸付決定件数 56件	貸付決定件数 67件	貸付決定件数 63件	貸付決定件数 8件
224	未就園児等全戸訪問事業	福祉保健局		未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化する。	3区1市				

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
225	児童相談所の体制と取組の強化	福祉保健局		児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図る。	・児童福祉司36名、児童心理司23名の増員 ・家族再統合のための援助事業の実施 ・児童虐待カウンセリング事業の実施	・児童福祉司35名、児童心理司23名の増員 ・家族再統合のための援助事業の実施 ・児童虐待カウンセリング事業の実施	・児童福祉司42名、児童心理司24名の増員 ・家族再統合のための援助事業の実施 ・児童虐待カウンセリング事業の実施	・児童福祉司23名、児童心理司13名の増員 ・家族再統合のための援助事業の実施 ・児童虐待カウンセリング事業の実施	①児童福祉司1823名の増員 ②専門機能の強化 ・児童福祉司任用資格認定講習会の実施 ③家族再統合のための援助事業の実施
226	医療機関における虐待対応力の強化	福祉保健局		児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。	○ 令和2年度児童虐待対応研修実績：計2回実施（基礎講座1回＋専門講座1回） コロナの影響により書面開催による実施。 ○ 令和2年度CAPS設置病院連絡会実績：コロナの影響により中止 ○ 令和2年度児童相談所による訪問研修実績：1回実施	○ 令和元年度児童虐待対応研修実績：計7回実施（基礎講座2回＋専門講座5回） 参加者延数1449名 ○ 令和元年度CAPS設置病院連絡会実績：コロナの影響により中止 ○ 令和元年度児童相談所による訪問研修実績：2回実施	○ 平成30年度児童虐待対応研修実績：計7回実施（基礎講座2回＋専門講座5回） 参加者延数1546名 ○ 平成30年度CAPS設置病院連絡会実績：1回実施 ○ 平成30年度児童相談所による訪問研修実績：3回実施	○ 平成29年度児童虐待対応研修実績：計7回実施（基礎講座2回＋専門講座5回） 参加者延数1586名 ○ 平成29年度CAPS設置病院連絡会実績：1回実施 ○ 平成29年度児童相談所による訪問研修実績：5回実施	○ 平成28年度児童虐待対応研修実績：計7回実施（基礎講座2回＋専門講座5回） 参加者延数1653名 ○ 平成28年度CAPS設置病院連絡会実績：1回実施 ○ 平成28年度児童相談所による訪問研修実績：5回実施
227	医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業	福祉保健局		児童を一時保護する際、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施できるよう、一時保護委託できる病床を確保します。	医療的ケアが必要となる児童等について、医療機関において一時保護委託を実施	医療的ケアが必要となる児童等について、医療機関において一時保護委託を実施	医療的ケアが必要となる児童等についても、医療機関において一時保護委託を実施	医療的ケアが必要となる児童等についても、医療機関において一時保護委託を実施	
228	児童相談所における外部評価	福祉保健局		一時保護中の児童の権利擁護と一時保護所の施設運営の質の向上を図るため、外部機関からの定期的な評価を受審する。また、児童相談所の相談部門における業務について、より適正な運営の実現を図るため、外部評価機関からの評価を実施する。	外部有識者を交えた検討会を計1回実施				
229	☆一時保護所における外部評価	福祉保健局		一時保護所の施設運営の質の向上を図るため、外部機関からの定期的な評価を実施する。	全7か所の一時保護所において外部評価を実施	全7か所の一時保護所において外部評価を実施	全7か所の一時保護所において外部評価を実施	全7か所の一時保護所において外部評価を実施	全7か所の一時保護所において外部評価を実施
230	☆一時保護所における第三者委員の導入	福祉保健局		一時保護所入所児童からの相談に対して適切な対応を図り、児童の権利擁護と福祉サービスの質の向上を図るため、第三者委員の仕組みを導入します。	全7か所の一時保護所において、第三者委員が入所児童への個別面接等を行い、第三者委員との意見交換会を実施した。	全7か所の一時保護所において、第三者委員が入所児童への個別面接等を行い、第三者委員との意見交換会を実施した。	本格実施を開始し、第三者委員との意見交換会を実施。	試行として実施。その後検討会を実施。	

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
230	☆家庭的養護(養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム)の推進	福祉保健局	■	<p>○令和11年度において、社会的養護に占める里親等委託の割合が37.4%となるよう、養育家庭等・ファミリーホームを推進していく。</p> <p>○民間フォスターリング機関を設置することにより、里親委託を一層推進し、里親に対する一貫性・継続性のある支援体制を構築する。</p> <p>○養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。</p> <p>○養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を着実に実施する。</p> <p>■事業目標(令和11年度) 里親等委託率37.4%</p>	<p>【令和3年3月末現在】</p> <p>○養育家庭等(登録数:1,036家庭、委託児童数:487人)</p> <p>○ファミリーホーム(設置数:31ホーム、入所児童数:132人(区児相含む))</p> <p>○社会的養護に対する家庭養育の割合 16.6%</p>	<p>【令和2年3月末現在】</p> <p>○養育家庭等(登録数:964家庭、委託児童数:473人)</p> <p>○ファミリーホーム(設置数:29ホーム、入所児童数:124人)</p> <p>○グループホーム(設置数:156ホーム、入所児童数:940人)</p> <p>○社会的養護に対する家庭的養護の割合 14.8%</p>	<p>【平成31年3月末現在】</p> <p>○養育家庭等(登録数:824家庭、委託児童数:463人)</p> <p>○ファミリーホーム(設置数:25ホーム、入所児童数:107人)</p> <p>○グループホーム(設置数:151ホーム、入所児童数:910人)</p> <p>○社会的養護に対する家庭的養護の割合 37.2%</p>	<p>【平成30年3月末現在】</p> <p>○養育家庭等(登録数:768家庭、委託児童数:459人)</p> <p>○ファミリーホーム(設置数:19ホーム、入所児童数:81人)</p> <p>○グループホーム(設置数:147ホーム、入所児童数:886人)</p> <p>○社会的養護に対する家庭的養護の割合 35.5%</p>	<p>【平成29年3月末現在】</p> <p>○養育家庭等(登録数:742家庭、委託児童数:419人)</p> <p>○ファミリーホーム(設置数:18ホーム、入所児童数:83人)</p> <p>○グループホーム(設置数:141ホーム、入所児童数:844人)</p> <p>○社会的養護に対する家庭的養護の割合 33.8%</p>
231	育児指導機能強化事業	福祉保健局		乳児院等に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族及び地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じる等により、子育てに関する不安を解消するなどの育児指導機能の充実を図る。	32施設	31施設			
232	医療機関等連携強化事業	福祉保健局		乳児院等における医療機関との連携強化を図り、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。	25施設	15施設			
233	☆新生児委託推進事業	福祉保健局		家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、乳児院を活用して、養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進する。	本事業を通じて委託となった家庭数(令和3年3月末現在) 12家庭	本事業を通じて委託となった家庭数(令和2年3月末現在) 5家庭	本事業を通じて委託となった家庭数(平成31年3月末現在) 4家庭	本事業を通じて委託となった家庭数(平成30年3月末現在) 3家庭	
234	☆児童福祉施設の整備	福祉保健局		児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。	<p>○本園の整備:改築5件、大規模修繕1件、創設1件</p> <p>○児童相談所設置区への施設整備費補助</p> <p>○養護児童グループホーム:新規開設時の初度設備整備9件</p> <p>○防犯対策強化事業3件</p>	<p>○本園の整備:改築5件、大規模修繕1件</p> <p>○養護児童グループホーム:新規開設時の初度設備整備5件</p> <p>○防犯対策強化事業16件</p>	<p>○本園の整備:改築4件、大規模修繕1件</p> <p>○養護児童グループホーム:新規開設時の初度設備整備11件</p> <p>○ファミリーホーム:新規開設時の初度設備整備2件</p> <p>○防犯対策強化事業5件</p>	<p>○本園の整備:改築3件、大規模修繕2件、創設1件</p> <p>○養護児童グループホーム:新規開設時の初度設備整備3件、転居時の初度設備整備6件</p> <p>○ファミリーホーム:創設2件、新規開設時の初度設備1件</p> <p>○防犯対策強化事業10件</p> <p>○自立生活支援室の整備2件</p>	<p>○本園の整備:改築6件、大規模修繕2件、創設1件</p> <p>○養護児童グループホーム:改築2件、新規開設時の初度設備整備4件</p> <p>○28国補正予算分:ステップルーム1件、防犯対策事業9件</p>
235	家庭的養育(グループホーム)の設置促進	福祉保健局		<p>○児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養育を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。</p> <p>○3か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。</p>		事業終了	2施設実施 ※モデル期間を平成31年度末まで延長	2施設実施 ※モデル期間を平成31年度末まで延長	2施設実施

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
236	☆連携型専門ケア機能モデル事業	福祉保健局		都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行する。	入所実績 7名 定員12名（令和3年3月1日現在）	入所実績 7名 定員12名（令和2年3月1日現在）	入所実績 8名 定員12名（平成31年3月1日現在）	・計画どおり7人退所し、原籍施設へ復帰。 ・退所に伴い、新たに7人の児童を受入れ、支援を実施中。	入所実績 8名／定員12名（平成29年度3月1日現在）
237	児童養護施設等の支援力の向上、人材確保及び人材育成	福祉保健局		○児童養護施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。 ○児童養護施設等における実習体制等充実させることにより、職員の人材確保を図る。 ○児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材の育成を図る。		事業終了 他事業に統合された。	基幹的職員研修の実施	基幹的職員研修の実施	基幹的職員研修の実施
238	児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業	福祉保健局		児童養護施設等に勤務する職員の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援する。	11施設	9施設			
239	児童養護施設等体制強化事業	福祉保健局		児童指導員や養育者等の直接処遇職員の業務負担の軽減等に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。	59施設				
240	施設と地域との関係強化事業	福祉保健局		シニア世代・シニア予備群を児童養護施設等における様々な家事・養育等を担う人材として活用するための費用の一部を支援する。	18施設	19施設			
241	東京都児童自立サポート事業	福祉保健局		児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進する。	○対象児童なし	○対象児童なし	○対象児童なし	○対象児童なし	○児童入所中・退所後の支援を継続実施 ○1ケースを支援
242	フレンドホーム事業	福祉保健局		児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図る。	387家庭	486家庭	432家庭	454家庭	418家庭
243	被措置児童等虐待の防止・対応強化	福祉保健局		「3つの電話相談窓口（東京都、児童相談所、児童福祉審議会）」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。	被措置児童等虐待受理件数 48件 虐待該当:38件 非該当:5件 判断不可:2件 調査継続中:3件 (令和3年6月1日現在)	被措置児童等虐待受理件数 35件 うち、令和元年度中に虐待該当と認められたもの 14件 うち、令和2年度中に虐待該当と認められたもの 2件 (令和元年6月1日現在)	被措置児童等虐待受理件数 25件 うち、30年度中に虐待該当と認められたもの 8件 うち、31(元)年度中に虐待該当と認められたもの 2件 (令和元年6月1日現在)	被措置児童等虐待受理件数25件 うち29年度中に虐待該当と認められたもの 12件 うち30年度中に虐待該当と認められたもの 1件	被措置児童等虐待受理件数32件 うち28年度中に虐待に該当すると認められたもの 12件 うち29年度中に虐待に該当すると認められたもの 1件
244	◆ひとり親家庭相談体制強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局		区市町村の相談窓口の夜間・休日開設や、メールやSNSでの相談など、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村に対し、補助を実施する。	1市				

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
245	母子・父子自立支援員の資質の向上(母子・父子自立支援員研修)	福祉保健局		身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図る。	新任研修3回 現任研修3回 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新任研修第1回及び2回は同日開催)	新任研修3回 現任研修2回 (現任研修3回目は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	新任研修3回 現任研修3回	新任研修3回 現任研修3回	新任研修3回 現任研修3回
246	☆配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化局		配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。 ○配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談、面接相談(精神科医による相談・法律相談) ○配偶者暴力被害者が自立した生活を築くための講座 ○子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業 ○各関係機関が統一した支援を行うための「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の配布 ○被害者支援民間団体への活動支援(人材育成、施設機能の強化等) ○民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施 ○区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備に対する支援等	○DV相談の実施(一般相談、特別相談) DV相談 3,912件 法律相談・精神科医相談 各週1回 ○配偶者暴力被害回復のための子ども広場 年7回 ○自立支援講座 こころのサポート研修・生活自立支援講座 18回、パソコン講座 10回 ○被害者自立支援民間人材育成2回 ○DV防止等民間活動助成事業 11件 ○配偶者暴力対策区市町村支援事業コーディネーター研修2講座	○DV相談の実施(一般相談、特別相談) DV相談 4,252件 法律相談・精神科医相談 各週1回 ○配偶者暴力被害回復のための子ども広場 年14回 ○自立支援講座 こころのサポート研修・生活自立支援講座 42回、パソコン講座 15回 ○被害者自立支援民間人材育成(中止) ○DV防止等民間活動助成事業 14件 ○配偶者暴力対策区市町村支援事業コーディネーター研修 前期・後期(計4講座)	○DV相談の実施(一般相談、特別相談) DV相談 4,967件 法律相談・精神科医相談 各週1回 ○配偶者暴力被害回復のための子ども広場 年13回 ○自立支援講座 こころのサポート研修・生活自立支援講座 48回、パソコン講座 18回 ○被害者自立支援民間人材育成2回 ○DV防止等民間活動助成事業 9件 ○配偶者暴力対策区市町村支援事業コーディネーター研修 前期・後期(計4講座)	○DV相談の実施(一般相談、特別相談) DV相談 4,817件 法律相談・精神科医相談 各週1回 ○配偶者暴力被害回復のための子ども広場 年13回 ○自立支援講座 こころのサポート研修・生活自立支援講座 48回、パソコン講座 18回 ○被害者自立支援民間人材育成2回 ○DV防止等民間活動助成事業 6件 ○配偶者暴力対策区市町村支援事業 コーディネーター研修 7回	○DV相談の実施(一般相談、特別相談) DV相談 4,818件 法律相談・精神科医相談 各週1回 ○配偶者暴力被害回復のための子ども広場 年13回 ○自立支援講座 こころのサポート研修・生活自立支援講座 48回、パソコン講座 18回 ○被害者自立支援民間人材育成2回 ○DV防止等民間活動助成事業 6件 ○配偶者暴力対策区市町村支援事業 コーディネーター研修 7回
247	☆在宅就業推進事業	福祉保健局		在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行う。	応募者総数53名の中から31名を被支援者として選定、支援完了は23名。月平均収入は6,393円であった。	応募者総数109名の中から35名を被支援者として選定、支援完了は23名。月平均収入は3,989円であった。	応募者総数106名の中から31名を被支援者として選定、支援完了は25名。月平均収入は8,444円であった。	応募者総数66名の中から30名を被支援者として選定、支援完了は18名。月平均収入は6,340円であった。	応募者総数43名の中から30名を被支援者として選定、支援完了は17名。月平均収入は8,508円であった。
248	ひとり親家庭への相談窓口強化事業	福祉保健局		福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。	5区4市	5区4市	5区4市	4区4市	4区1市
249	都営住宅の優先入居	住宅政策本部		ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当選倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 2年度募集戸数 4,703戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 2年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 2年度割当て戸数 52戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 元年度募集戸数 4,600戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 元年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 元年度割当て戸数 52戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 30年度募集戸数 4,600戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 30年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 30年度割当て戸数 52戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 29年度募集戸数 3,510戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 29年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 29年度割当て戸数 52戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 28年度募集戸数 3,050戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 28年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 28年度割当て戸数 52戸
250	若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部		若年夫婦・子育て世帯(ひとり親世帯含む)向に一般募集とは別枠で行う入居期限を10年または未子の高校修了期までとする期限付きの入居募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向(ひとり親世帯含む)」の毎月募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を拡大する。	○若年夫婦子育て世帯向け期限付き入居制度 2年度募集戸数 1,511戸 ○毎月募集 2年度募集戸数 660戸	○若年夫婦子育て世帯向け期限付き入居制度 元年度募集戸数 1,500戸 ○毎月募集 元年度募集戸数 600戸	○若年夫婦子育て世帯向け期限付き入居制度 30年度募集戸数 1,500戸 ○毎月募集 30年度募集戸数 600戸	○若年夫婦子育て世帯向け期限付き入居制度 29年度募集戸数 1,500戸 ○若年ファミリー世帯向け募集(期限なし) 29年度募集戸数 50戸 ○毎月募集 29年度募集戸数 150戸	○若年ファミリー世帯向け期限付き入居制度 28年度募集戸数 1,480戸 ○若年ファミリー世帯向け募集(期限なし) 28年度募集戸数 100戸
251	公社住宅への入居機会確保	住宅政策本部		ひとり親家庭を対象に公社住宅への入居機会の確保のため、月収基準に満たない場合でも児童育成手当等を合算する「収入審査の緩和」や、一定期間、家賃を割引する「こどもすくすく割」を実施する。					

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
252	母子生活支援施設等の支援力の向上	福祉保健局		母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成する。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化する。	・基幹的職員育成 0名(母子生活支援施設分) ・研修参加費補助 21名(母子生活支援施設及び婦人保護施設分) ※基幹的研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できず	・基幹的職員育成 7名(母子生活支援施設分) ・研修参加費補助 76名(母子生活支援施設及び婦人保護施設分)	・基幹的職員育成 4名(母子生活支援施設分) ・研修参加費補助 76名(母子生活支援施設及び婦人保護施設分)	・基幹的職員育成 8名(母子生活支援施設分) ・研修参加費補助 71名(母子生活支援施設及び婦人保護施設分)	・基幹的職員育成 4名(母子生活支援施設分) ・研修参加費補助 48名(母子生活支援施設及び婦人保護施設分)
253	施設に入所する子供の自立支援の充実	福祉保健局		養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。	269人(月ごとの延べ人数)	485人(月ごとの延べ人数)	539人(月ごとの延べ人数)	518人(月ごとの延べ人数)	489人(月ごとの延べ人数)
254	母子生活支援施設等の施設整備	福祉保健局		老朽化した母子生活支援施設・婦人保護施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。	○改築1施設、創設1施設 39,838千円 ○生活上ののための環境改善事業2施設 9,401千円	○改築2施設、創設1施設 ○防犯対策 2施設 ○生活上ののための環境改善事業1施設	○改築2施設、創設1施設 ○防犯対策 2施設 ○生活上ののための環境改善事業1施設	○改築 1施設、創設 1施設、大規模修繕 1施設 ○防犯対策 5施設 ○環境改善 4施設	○改築 1施設 ○防犯対策 2施設 ○生活上ののための環境改善事業 4施設
255	母子緊急一時保護事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局		緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。	46区市町	42区市町	42区市町	42区市町	41区市町
256	◆若年被害女性等支援モデル事業	福祉保健局		暴力被害等の困難を抱えた若年女性に対して、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行う民間団体と連携し、公的機関につながるなどのアプローチを行う仕組みを構築する。	○街頭でのアウトリーチ活動 68回 ○相談延人数 37,728人 ○居場所の確保 短期 100人 長期 12人	○街頭でのアウトリーチ活動 101回 ○相談延人数 40,273人 ○居場所の確保 短期 49人 長期 6人	都が事業の一部を委託する事業者を選定し、事業を開始した。		
257	☆短期入所事業の充実	福祉保健局	■	保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要ときに、障害児(者)が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。	事業者数 314か所(うち児童 122か所) 定員数 1251名(うち児童 620名) (令和3年3月31日現在)	事業者数 300か所(うち児童 117か所) 定員数 1,199名(うち児童 587名) (令和2年3月31日現在)	事業者数 283か所(うち児童 114か所) 定員数 1,101名(うち児童 545名) (平成31年3月31日現在)	事業者数 268か所(うち児童 110か所) 定員数 1,048名(うち児童 532名) (平成30年3月31日現在)	事業者数 247か所(うち児童 104か所) 定員数 963名(うち児童 499名) (平成29年3月31日現在)
258	児童発達支援	福祉保健局		未就学の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	478か所(令和3年3月31日現在)	450か所(令和2年3月31日現在)	409か所(平成31年3月31日現在)	380か所(平成30年3月31日現在)	328か所(平成29年3月31日現在)
259	放課後等デイサービス	福祉保健局		就学中の障害のある児童を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。	940か所(令和3年3月31日現在)	890か所(令和2年3月31日現在)	849か所(平成31年3月31日現在)	806か所(平成30年3月31日現在)	738か所(平成29年3月31日現在)
260	☆児童発達支援センターの設置促進	福祉保健局	■	地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。	34か所(17区17市) (令和3年3月31日現在)	25か所(15区10市) (令和2年3月31日現在)	24か所(15区9市) (平成31年3月31日現在)		
261	児童発達支援センター地域支援体制確保事業	福祉保健局		児童発達支援センターが行う地域支援・地域連携の体制確保に係る取組を支援する。	17施設				
262	☆保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	福祉保健局	■	保育所等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児に対し、その安定した利用を促進するため、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	34か所(18区16市) (令和3年3月31日現在)	29か所(17区12市) (令和2年3月31日現在)	25か所(15区10市) (平成31年3月31日現在)		
263	☆主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進	福祉保健局	■	未就学の重症心身障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。	31か所(16区15市) (令和3年3月31日現在)	31か所(17区14市) (令和2年3月31日現在)	30か所(16区14市) (平成31年3月31日現在)		

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
264	☆主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進	福祉保健局	■	就学中の重症心身障害児を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。	36か所(19区17市) (令和3年3月31日現在)	31か所(15区16市) (令和2年3月31日現在)	31か所(15区16市) (平成31年3月31日現在)		
265	障害児支援に係る職員の養成・確保	福祉保健局		○相談支援従事者研修 必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。 ○サービス管理責任者等研修 個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行う。 ○強度行動障害支援者養成研修 強度行動障害を有する者(児)に対し、適切な支援を行う職員や、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成のための研修を行う。 ○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する。	○相談支援従事者研修 初任者研修:351人、現任研修:中止、主任相談支援専門員研修:50人、専門コース別研修:中止 ○サービス管理責任者等研修 基礎研修:1,192人、更新研修:821人、フォローアップ研修:84人 ○強度行動障害支援者養成研修 基礎研修:428人、実践研修:176人 ○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 特定の者対象研修:1,085組	○相談支援従事者研修 初任者研修:598人、現任研修:470人、主任相談支援専門員研修:59人、専門コース別研修:203人 ○サービス管理責任者等研修 基礎研修:1,344人、更新研修:1,363人、フォローアップ研修:中止 ○強度行動障害支援者養成研修 基礎研修:984人、実践研修:369人 ○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 特定の者対象研修:1,653組	1 初任者研修 2回 2,076名 2 現任研修 1回 474名	1 初任者研修 2回 1,931名 2 現任研修 1回 440名	1 初任者研修 2回 1,835名 2 現任研修 1回 388名
266	☆発達障害児等への支援の充実	福祉保健局		○発達障害者支援体制整備推進事業 発達障害児(者)のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児(者)の福祉の増進を図る。 ○発達障害者支援センターの運営 発達障害児(者)及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。 ○ペアレントメンター養成・派遣事業 子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、発達障害児(者)の子育て経験を活かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成するとともに、ペアレントメンター・コーディネーターを配置し、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図る。	○発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、シンポジウムの実施 ○区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 38区市で実施 ○発達障害者支援センター運営事業 相談支援2,485件、就労支援194件、講演会等 0回開催	○発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、シンポジウムの実施 ○区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 37区市で実施 ○発達障害者支援センター運営事業 相談支援 2,984件、就労支援175件、講演会等 6回開催	○発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、シンポジウムの実施 ○区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 38区市で実施 ○発達障害者支援センター運営事業 相談支援 3,187件、就労支援353件、講演会等 5回開催	○発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、シンポジウムの実施 ○区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 36区市で実施 ○発達障害者支援センター運営事業 相談支援 3,301件、就労支援547件、講演会等 7回開催	○発達障害者支援体制整備推進事業 推進委員会の運営、研修、シンポジウムの実施 ○区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 35区市で実施 ○発達障害者支援センター運営事業 相談支援 2,921件、就労支援910件、講演会等 7回開催

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
267	障害児等療育支援事業	福祉保健局		在宅心身障害児(者)の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。 ① 在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児(者)に対する各種相談・指導を行う。 ② 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児(者)に対し、各種相談・指導を行う。 ③ 施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。	8施設 (都立 3施設 民間 5施設)	8施設 (都立 3施設 民間 5施設)	8施設 (都立 3施設 民間 5施設)	8施設 (都立 3施設 民間 5施設)	8施設 (都立 3施設 民間 5施設)
268	☆重症心身障害児等在宅療育支援事業	福祉保健局		在宅重症心身障害児(者)等の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康診査及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児等について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児等とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児(者)等の支援の充実を図る。 ①重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催	訪問事業(訪問看護 延 7,298件他)、在宅療育支援事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議	訪問事業(訪問看護 延 9,218件他)、在宅療育支援事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議	訪問事業(訪問看護 延10,124件他)、在宅療育支援事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議	訪問事業(訪問看護 延9286件他)、在宅療育支援事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議	訪問事業(訪問看護 延11,297件他)、在宅療育相談事業、訪問看護師等育成研修事業、地域連携会議
269	☆重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	福祉保健局		医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児(者)等に対し、訪問看護師が自宅に向いて一定時間ケアを代替し、当該家族の休養を図ることにより、重症心身障害児(者)等の健康の保持とその家庭の福祉の向上を図る。	22区9市で事業実施	22区7市で事業実施	21区7市で事業実施	16区4市で事業実施。 事業実施区市のうち、7区1市で医療的ケア児への対象拡大済み。	
270	☆障害者(児)ショートステイ事業(受入促進員配置)	福祉保健局		ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児(者)の積極的な受入れの促進を図る。	9施設 超重症児等9,255人	8施設 超重症児等11,949人	8施設 超重症児等12,988人	8施設 超重症児等11,089人	
271	☆重症心身障害児通所委託(受入促進員配置)	福祉保健局		民間の通所施設(医療型)において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児(者)の積極的な受入れの促進を図る。	8施設 超重症児等20,601人	8施設 超重症児等20,607人	8施設 超重症児等20,453人	8施設 超重症児等20,217人	

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
272	重症心身障害児(者)通所運営費補助事業	福祉保健局		在宅の重症心身障害児(者)に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。	69施設 定員593名 (令和3年3月31日時点)	58施設 定員518名 (令和2年3月31日時点)	54施設 定員487名 (平成31年3月31日時点)	49施設 定員459名 (平成30年3月31日時点)	
273	医療的ケア児に対する支援のための体制整備	福祉保健局		医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の連絡調整、意見交換を行う連絡会を設置するとともに、地域で医療的ケア児等に対する支援を適切に行うことができる人材を養成するための各種研修を実施することで、在宅で生活する医療的ケア児に対する支援体制を整備する。	東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会 年3回 東京都医療的ケア児支援者育成研修 年2回 東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修 年1回	東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会 年3回 東京都医療的ケア児支援者育成研修 年2回 東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修 年1回	東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会 年3回 東京都医療的ケア児支援者育成研修 年2回 東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修 年1回	東京都医療的ケア児支援関係機関連絡会 年3回 東京都医療的ケア児支援者育成研修 年3回	
274	☆医療的ケア児訪問看護推進モデル事業	福祉保健局		訪問看護ステーションに対して同行訪問等の研修や運営相談を行うモデル事業を実施することで、医療的ケアを必要とする障害児の訪問看護に対応する訪問看護ステーションの拡大を図る。	同行訪問 0事業所 業務連絡会 2回開催 運営相談 9件	同行訪問 6事業所 業務連絡会 2回開催 運営相談 1件	同行訪問 3事業所 業務連絡会 1回開催 運営相談 2件	事業開始平成30年のため記載なし	
275	☆重症心身障害児施設における看護師確保対策事業	福祉保健局		重症心身障害児(者)施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児(者)への支援の充実を図る。	○看護師基礎講座:全2回 延べ221名受講 ○重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修:第6期 22名受講中 ○就職説明会への参加等の支援 ○看護学校における講座・説明会の開催:都立、民間等合わせて計9施設で開催 ○看護宿舍の借り上げ:民間アパートを5部屋借り上げ	○看護師基礎講座:全5回 延べ299名受講 ○重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修:第5期 27名修了 ○就職説明会への参加等の支援 ○看護学校における講座・説明会の開催:都立、民間等合わせて計10施設で開催 ○看護宿舍の借り上げ:民間アパートを5部屋借り上げ	○看護師基礎講座:全5回 延べ281名受講 ○重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修:第5期 28名受講中 ○就職説明会への参加等の支援 ○看護学校における講座・説明会の開催:都立、民間等合わせて計12施設で開催 ○看護宿舍の借り上げ:民間アパートを5部屋借り上げ	○看護師基礎講座:全5回 延べ260名受講 ○重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修:第5期(平成30年5月開講)に向けて、プログラムの改定 ○認定看護師認定派遣研修:研修生1名派遣 ○就職説明会への参加等の支援 ○看護学校における講座・説明会の開催:都立、民間等合わせて計10施設で開催 ○看護宿舍の借り上げ:民間アパートを5部屋借り上げ	
276	肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実	教育庁		都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒が増加しているため、常勤看護師に加え、18年度から非常勤看護師を配置している。また、23年度から非常勤職員(学校介護職員)の配置を進めており、28年度までに全校への配置が完了した。これにより、教員の業務を見直し、役割を明確にするとともに、教員と学校介護職員等の専門家とのチームアプローチによる独自の指導体制を整備している。	引続き肢体不自由特別支援学校全18校に導入している。	引続き肢体不自由特別支援学校全18校に導入している。	引続き肢体不自由特別支援学校全18校に導入している。	平成29年度に新たに肢体不自由部門を設置した1校(水元小合学園)に学校介護職員を導入し、肢体不自由特別支援学校18校への導入を完了した。	新たに3校(北特別支援学校・小平特別支援学校・町田の丘学園)に学校介護職員を導入し、既存の肢体不自由特別支援学校17校への導入を完了した。
277	医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会の拡充<専用通学車両の運行>	教育庁		肢体不自由特別支援学校において、医療的ケア児の学習の機会を拡充するため、専用の通学車両を運行する。	肢体不自由特別支援学校18校のうち、対象児童の在籍する全17校で運行を開始した。	肢体不自由特別支援学校18校のうち、対象児童の在籍する全17校で運行を開始した。	肢体不自由特別支援学校18校のうち、対象児童の在籍する全17校で運行を開始した。		
278	特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発	教育庁		知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実を図る。	特別支援学校の準ずる教育課程の教育内容・方法の充実、病院内教育における自立活動の指導の在り方の研究、特別支援学校における国際教育の充実、言語活動及び読書活動の充実、知的障害と視覚・聴覚障害を併せ有する児童・生徒の指導内容・方法の研究、知的や発達に課題のある児童・生徒への指導方法の開発を行い、指導資料を作成した。	特別支援学校の準ずる教育課程の教育内容・方法の充実、病院内教育における自立活動の指導の在り方の研究、特別支援学校における国際教育の充実、言語活動及び読書活動の充実、知的障害と視覚・聴覚障害を併せ有する児童・生徒の指導内容・方法の研究、知的や発達に課題のある児童・生徒への指導方法の開発を行った。	特別支援学校の準ずる教育課程の教育内容・方法の充実、病院内教育における自立活動の指導の在り方の研究、特別支援学校における国際教育の充実、言語活動及び読書活動の充実、知的障害と視覚・聴覚障害を併せ有する児童・生徒の指導内容・方法の研究、知的や発達に課題のある児童・生徒への指導方法の開発を行った。	特別支援学校の準ずる教育課程の教育内容・方法の充実、病院内教育における自立活動の指導の在り方の研究、特別支援学校における国際教育の充実、言語活動及び読書活動の充実、知的障害と視覚・聴覚障害を併せ有する児童・生徒の指導内容・方法の研究、知的や発達に課題のある児童・生徒への指導方法の開発を行った。	知的障害のある児童・生徒に対する各教科の指導において、「教科別の指導」と「各教科等を合わせた指導」の関係のあり方について検討委員会と協議・検討し、都立特別支援学校における知的障害教育の「望ましい教育課程の在り方」をまとめ、指導資料として配布した。

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
279	特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発	教育庁		知的障害が中・重度の生徒の職業能力の開発・伸長に向けた教育内容の充実を図るとともに、保護者対象のセミナーを実施してキャリア教育に関する理解・啓発を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響により実施を休止した。	年間2回実施し、延べ400名の参加者を得た。	年間2回実施し、延べ400名の参加者を得た。	年間2回実施し、延べ400名の参加者を得た。	年間2回実施し、延べ400名の参加者を得た。
280	知的障害特別支援学校における職業教育の充実	教育庁		知的障害が軽い生徒を対象として、職業的自立に向けた専門的な教育を行う高等部就業技術科において、今後、更なる教育の充実を図る。 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う、高等部職業開発科の設置を拡充していく。	令和3年4月 東久留米特別支援学校(職業開発科設置)開校	東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画に掲げる職業開発科設置予定校に対し諸準備を進める。	平成30年4月 江東特別支援学校高等部職業開発科開設	・江東特別支援学校への平成30年度高等部職業開発科設置に向け、施設整備、入学者選考、関連既定の改正等を実施	・港特別支援学校高等部職業開発科の開設(平成28年度) ・青峰学園高等部就業技術科の学級数増(平成28年度から2学級増) ・「東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画」(平成29年2月策定)において、今後の職業開発科設置予定校を明らかにした。
281	民間活力との連携による就労支援	教育庁		特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。	令和元年度、民間委託により開拓された一般企業実習先は193事業所、就労支援アドバイザーとして28人に委嘱。(令和2年度実績は9月以降に公表)	令和元年度、民間委託により開拓された一般企業実習先は193事業所、就労支援アドバイザーとして28人に委嘱。	民間委託により開拓された一般企業実習先は314事業所、就労支援アドバイザーとして29人に委嘱	民間委託により開拓された一般企業実習先は315事業所、就労支援アドバイザーとして28人に委嘱	民間委託により開拓された一般企業実習先は318事業所、就労支援アドバイザーとして30人に委嘱
282	特別支援学校のセンター的機能の発揮	教育庁		特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒、保護者並びに保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校に適切に支援するため、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を発揮して、相談や情報提供等を実施する。	知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校(小・中学部設置校)50校で実施。うち16地区において小中学校特別支援学級教員への専門性向上に係る支援を実施。	知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校(小・中学部設置校)50校で実施。うち18地区において小中学校特別支援学級教員への専門性向上に係る支援を実施。	知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校(小・中学部設置校)51校で実施。うち14地区において小中学校特別支援学級教員への専門性向上に係る支援を実施。	知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校(小・中学部設置校)50校で実施。うち5地区において小中学校特別支援学級教員への専門性向上に係る支援を実施。	知的障害特別支援学校、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校(小・中学部設置校)49校で実施
283	☆公立学校における発達障害教育の推進	教育庁		東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入を促進する(小学校は平成30年度、中学校は平成33年度までに全校導入予定)。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みについて、コミュニケーションアシスト講座を実施。(通年実施講座:10月～3月、計20日実施。通年短期講座:通年長期講座を2期間に分け、各期10日実施。)延べ73校、162人の生徒が参加。 ・都立高校における通級による指導の実施について、都立秋留台高校をパイロット校として通級指導を実施。計34名の生徒に対して通級による指導を実施。	(1) ・小学校:都内公立小学校全校への導入が完了した。 ・中学校:都内公立中学校524校に導入。導入に向けた区市町村支援として、設置条件整備費補助事業を実施。 ・特別支援教室の円滑な運営のため、臨床発達心理士等の巡回の実施、特別支援教室専門員を配置 (2) ・都立高校において教育課程外かつ学校外でソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みについて、コミュニケーションアシスト講座を実施。(通年実施講座:6月～2月、計30日実施。通年短期講座:通年長期講座を3期間に分け、各期10日実施。短期集中講座:7月下旬～8月下旬、計10日実施。)延べ78校、201人の生徒が参加。 ・都立高校における通級による指導の実施について、都立秋留台高校をパイロット校として通級指導を実施。計40名の生徒に対して通級による指導を実施。	(1) ・小学校:都内公立小学校全校への導入が完了した。 ・中学校:都内公立中学校98校に導入。導入に向けた区市町村支援として、設置条件整備費補助事業を実施。 ・特別支援教室の円滑な運営のため、臨床発達心理士等の巡回の実施、特別支援教室専門員を配置 (2) ・都立高校において教育課程外かつ学校外でソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みについて、コミュニケーションアシスト講座を実施。(通年実施講座:6月～2月、計30日実施。通年短期講座:通年長期講座を3期間に分け、各期10日実施。短期集中講座:7月下旬～8月下旬、計10日実施。)延べ81校、183人の生徒が参加。 ・都立高校における通級による指導の実施について、都立秋留台高校をパイロット校として通級指導を実施。計40名の生徒に対して通級による指導を実施。	(1) ・小学校:都内公立小学校全校への導入が完了した。 ・中学校:都内公立中学校350校に導入。導入に向けた区市町村支援として、設置条件整備費補助事業を実施。 ・特別支援教室の円滑な運営のため、臨床発達心理士等の巡回の実施、特別支援教室専門員を配置 (2) ・都立高校において教育課程外かつ学校外でソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みについて、コミュニケーションアシスト講座を実施。(通年実施講座:6月～2月、計30日実施。通年短期講座:通年長期講座を3期間に分け、各期10日実施。短期集中講座:7月下旬～8月下旬、計10日実施。)延べ81校、183人の生徒が参加。 ・都立高校における通級による指導の実施について、都立秋留台高校をパイロット校として通級指導を実施。計40名の生徒に対して通級による指導を実施。	(1)平成29年度までに公立小学校982校(累計)に特別支援教室を設置するとともに、平成30年度における公立小学校380校への特別支援教室設置に向けた準備を行った。 小学校への特別支援教室の円滑な導入に向けた区市町村支援として、設置条件整備費補助事業を実施するとともに、特別支援教室の円滑な運営のために、新たに特別支援教室担当となる教員向けの異動前講習会、特別支援教室専門員の採用選考及び配置、臨床発達心理士等の巡回体制の構築を行った。(実績:設置条件整備費補助26区市町村に実施、専門員採用1242名(平成29年度未現在)) 公立中学校については、平成30年度以降順次導入していくために、平成28年度、平成29年度の二か年のモデル事業を4区市で実施し、検証の成果を踏まえて、平成30年2月に導入のためのガイドラインを策定、公表し、区市町村における特別支援教室の導入の準備を支援した。 (2)都立高校においては教育課程外かつ学校外でソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を受けられる仕組みについて、コミュニケーションアシスト講座として、平成28年度をパイロット校として、平成28年度に試行実施(平成28年10月、11月、計8回実施。)し、成果と課題の検証を行い、平成29年度からの本格実施につなげた。	

◆…第2期計画において追加した事業
☆…「未来の東京」戦略事業

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
284	小・中学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁		主に読み書きに障害のある生徒の指導法の研究・開発を行う。	前年度までの研究成果を用いて、講習会や指導主事等連絡協議会において説明し、理解促進を図った。	前年度までの研究成果を用いて、講習会や指導主事等連絡協議会において説明し、理解促進を図った。	前年度までの研究成果を用いて、講習会や指導主事等連絡協議会において説明し、理解促進を図った。	前年度までの研究成果を用いて、講習会や指導主事等連絡協議会において説明し、理解促進を図った。	・読み書きに障害のある児童・生徒の指導の充実では、研究指定校を2校指定し、研究を進め、報告会にて実践を報告した。リーフレットを作成し、都内公立学校全教員に配布し、理解促進を図った。 ・自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の研究・開発では、研究指定校を3校指定し、研究を進め、リーフレットを作成し、都内公立学校に配布し、理解促進を図った。
285	高等学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁		都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行う。	学校経営支援センターごとに、地区の都立学校の進路指導担当及び特別支援教育コーディネーターを対象として、講師による講演、各校の実践発表及びグループ協議を通じて、特別な支援を必要とする生徒への進路指導の情報交換を実施した。また、特別支援教育コーディネーターの情報交換会や全体講習会を行うことにより、校種を超えた連携や情報を引き継ぐことの必要性が共有でき、ネットワーク形成を推進した。	学校経営支援センターごとに、地区の都立学校の進路指導担当及び特別支援教育コーディネーターを対象として、講師による講演、各校の実践発表及びグループ協議を通じて、特別な支援を必要とする生徒への進路指導の情報交換を実施した。また、特別支援教育コーディネーターの情報交換会や全体講習会を行うことにより、校種を超えた連携や情報を引き継ぐことの必要性が共有でき、ネットワーク形成を推進した。	学校経営支援センターごとに、地区の都立学校の進路指導担当及び特別支援教育コーディネーターを対象として、講師による講演、各校の実践発表及びグループ協議を通じて、特別な支援を必要とする生徒への進路指導の情報交換を実施した。また、特別支援教育コーディネーターの情報交換会や全体講習会をおこなうことにより、校種を超えた連携や情報を引き継ぐことの必要性が共有でき、ネットワーク形成を推進した。	学校経営支援センターごとに、地区の都立学校の進路指導担当及び特別支援教育コーディネーターを対象として、講師による講演、各校の実践発表及びグループ協議を通じて、特別な支援を必要とする生徒への進路指導の情報交換を実施した。また、特別支援教育コーディネーターの情報交換会や全体講習会をおこなうことにより、校種を超えた連携や情報を引き継ぐことの必要性が共有でき、ネットワーク形成を推進した。	講師による講演、各校の実践発表及びグループ協議を通じて、特別な支援を必要とする生徒への進路指導の充実に向けて情報交換を図ることができ、障害による差別の禁止に関する知識を高めることができた。また、特別支援教育コーディネーターを交えて情報交換することにより、校種を超えた連携や情報を引き継ぐことの必要性が共有でき、ネットワーク形成を推進することができた。
286	特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発	教育庁		公立小・中・高等学校・特別支援学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のため、「学校生活支援シート(個別的教育支援計画)」の作成と活用に関する普及・啓発を行う。	乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある継続した指導・支援の充実に向け、平成28年度に作成した、「個別的教育支援計画に基づく連携ガイドライン」を活用して、連絡会等による普及・啓発を図った。	乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある継続した指導・支援の充実に向け、平成28年度に作成した、「個別的教育支援計画に基づく連携ガイドライン」を活用して、講習会等による普及・啓発を図った。	乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある継続した指導・支援の充実に向け、平成28年度に作成した、「個別的教育支援計画に基づく連携ガイドライン」を活用して、講習会等による普及・啓発を図った。	前年度に作成した、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある継続した指導・支援の充実に向け、「個別的教育支援計画に基づく連携ガイドライン」を活用して、講習会等による普及・啓発を図った。	乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある継続した指導・支援の充実に向け、「個別的教育支援計画に基づく連携ガイドライン」を作成した。
287	特別支援教育の理解・啓発	教育庁		副籍制度の更なる充実を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解・啓発を積極的に進める。	就学相談等に関する講習会(区市町村の就学相談担当者及び都立特別支援学校の副校長及び就学相談担当者)及び義務教育専門員説明会(都立特別支援学校の就学相談担当者)等の中で、副籍制度の手続きや活用について理解を促進した。	就学相談等に関する講習会(区市町村の就学相談担当者及び都立特別支援学校の副校長及び就学相談担当者)及び義務教育専門員説明会(都立特別支援学校の就学相談担当者)等の中で、副籍制度の手続きや活用について理解を促進した。	就学相談等に関する講習会(区市町村の就学相談担当者及び都立特別支援学校の副校長及び就学相談担当者)及び義務教育専門員説明会(都立特別支援学校の就学相談担当者)等の中で、副籍制度の手続きや活用について理解を促進した。	就学相談等に関する講習会(区市町村の就学相談担当者及び都立特別支援学校の副校長及び就学相談担当者)及び義務教育専門員説明会(都立特別支援学校の就学相談担当者)等の中で、副籍制度の手続きや活用について理解を促進した。(区市町村の就学相談担当者)	就学相談等に関する講習会(区市町村の就学相談担当者及び都立特別支援学校の副校長及び就学相談担当者)及び義務教育専門員説明会(都立特別支援学校の就学相談担当者)等の中で、副籍制度の手続きや活用について理解を促進した。(区市町村の就学相談担当者)
288	都立特別支援学校における障害者スポーツの推進	教育庁		都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発及び、小・中学校との交流における障害者スポーツの効果や具体的方策の普及・啓発を行う。	・スポーツ教育推進校の指定(特別支援学校全校)	・スポーツ教育推進校56校指定 ・全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成校8校指定	・スポーツ教育推進校57校指定 ・全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成校8校指定	・スポーツ教育推進校30校指定 ・全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成校8校指定	・スポーツ教育推進校として20校を指定し、障害者スポーツを取り入れた体育的活動や交流活動の充実を図った。 ・全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成校6校指定し、指導方法等の講習により教員の指導力の向上を図った。
289	特別支援教育を行う私立学校への助成	生活文化局		私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。	○私立特別支援学校等経常費補助228校	○私立特別支援学校等経常費補助239校	○私立特別支援学校等経常費補助231校	○私立特別支援学校等経常費補助214校	○私立特別支援学校等経常費補助198校

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
290	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	福祉保健局		慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。	必須事業 ●電話相談(473件) ●ピアサポート(3病院内で実施していたが新型コロナウイルスに伴い電話によるピアサポートへ切り替え 25件) ●自立支援員による支援(就学についての相談・情報提供、就学後の学校生活についての相談、教育機関との連絡・調整、関係者によるカンファレンスへの同席、自立支援計画書の作成) ●事業普及啓発(講演会、各種会議等での事業説明、ポスター、リーフレットの配布) 任意事業 ●小児慢性特定疾病児童支援事業(408件) ●相互交流支援事業(4回)	必須事業 ●電話相談(364件) ●ピアサポート(3病院内で実施、306件) ●自立支援員による支援(就学についての相談・情報提供、就学後の学校生活についての相談、教育機関との連絡・調整、関係者によるカンファレンスへの同席、自立支援計画書の作成) ●事業普及啓発(講演会、各種会議等での事業説明、ポスター、リーフレットの配布) 任意事業 ●小児慢性特定疾病児童支援事業(195件) ●相互交流支援事業(5回)	必須事業 ●電話相談(480件) ●ピアサポート(3病院内で実施、402件) ●自立支援員による支援(就学についての相談・情報提供、就学後の学校生活についての相談、教育機関との連絡・調整、関係者によるカンファレンスへの同席、自立支援計画書の作成) ●事業普及啓発(講演会、各種会議等での事業説明、ポスター、リーフレットの配布) 任意事業 ●小児慢性特定疾病児童支援事業(231件) ●相互交流支援事業(5回)	必須事業 ●電話相談(604件) ●ピアサポート(3病院内で実施、207件) ●自立支援員による支援(就学についての相談・情報提供、就学後の学校生活についての相談、教育機関との連絡・調整、関係者によるカンファレンスへの同席、自立支援計画書の作成) ●事業普及啓発(講演会、各種会議等での事業説明、ポスター、リーフレットの配布) 任意事業 ●小児慢性特定疾病児童支援事業(192件) ●相互交流支援事業(5回)	必須事業 ●電話相談(564件) ●ピアサポート(3病院内で実施、208件) ●自立支援員による支援(就学についての相談・情報提供、就学後の学校生活についての相談、教育機関との連絡・調整、関係者によるカンファレンスへの同席、自立支援計画書の作成) ●事業普及啓発(講演会、各種会議等での事業説明、ポスター、リーフレットの配布) 任意事業 ●小児慢性特定疾病児童等支援事業(185件)
291	移行期医療支援体制整備事業	福祉保健局		小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律(自立)支援の実施により、移行期医療支援体制の整備を目的とする。	東京都移行期医療支援センター開設・医療機関向け相談開始(令和3年2月) 事業普及啓発リーフレット作成・配布				
292	☆家庭と仕事の両立支援推進事業	産業労働局		育児・介護等について、法定以上の休暇制度などの整備状況に応じて、利用実績を確認のうえ、両立支援推進企業マークを付与するとともに、介護と仕事の両立に関する普及啓発や情報提供を行うことにより両立支援の充実を図る。	9社	35社	34社		
293	東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度	産業労働局		生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者(学識経験者、労使団体等)からなる審査会で審査し、都が「東京ライフワークバランス認定企業」として認定する。	コロナ感染症感染拡大のため、中止				
294	☆働きやすい職場環境づくり推進事業	産業労働局		育児・介護や病気治療と仕事の両立や、非正規雇用労働者の処遇改善など働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等を支援するため、研修会、奨励金の支給、専門家派遣を行う。	①派遣回数 延べ339回(77社) ②奨励金支給企業数 240社 ③研修会(4コース5テーマ) 864人	事業終了	奨励金267社 専門家派遣106社	奨励金252社 専門家派遣100社	
295	☆ライフ・ワーク・バランス普及促進事業	産業労働局		ライフ・ワーク・バランスの推進に関する取組を促進させるため、企業や都民が広く目にする媒体を活用して、年間を通じて効率的に広告活動を実施する。 働き方改革やテレワークといった、ライフ・ワーク・バランスの推進に資する様々なテーマごとにエリアを設けた総合展を実施する。	ライフ・ワーク・バランスEXPOは、コロナ感染症感染拡大のため、中止	ライフ・ワーク・バランスEXPO東京2020 令和2年2月6日開催	ライフ・ワーク・バランスEXPO東京2019 平成31年2月7日開催		
296	☆働く人のチャイルドプランサポート事業	産業労働局		不妊治療と仕事の両立を支援するために、企業担当者へ必要な知識を付与する研修を実施するとともに、相談体制や休暇制度などを整備した企業への支援を実施する。	(1) 不妊治療と仕事の両立に関する研修 489人 (2) 不妊治療と仕事の両立支援奨励金 182社	(1) 不妊治療と仕事の両立に関する研修 354人 (2) 不妊治療と仕事の両立支援奨励金 141社	(1) 不妊治療と仕事の両立に関する研修 326人 (2) 不妊治療と仕事の両立支援奨励金 93社		

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
297	☆子育て・介護支援融資	産業労働局		中小企業従業員の生活の安定に資するため、子育て費用(教育費・医療費・保育サービス費など)や介護費用(医療費・介護サービス費など)及び育児・介護休業期間中の生活資金を低利で融資する。	融資件数 15件	融資件数 39件	融資件数 44件	融資件数 50件	融資件数 56件
298	☆女性再就職支援事業	産業労働局		○東京しごとセンター(飯田橋)内に「女性しごと応援テラス」を設置し、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、専任の就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングや求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施する。 ○ビジネススキルの習得や職場体験等のメニューを組み合わせた支援プログラム「女性再就職サポートプログラム」を都内各地で実施するほか、再就職に当たっての心構え、はじめの一歩を踏み出すためのノウハウを学ぶ「女性再就職支援セミナー」、就活と保活に関する情報を提供する「子育て女性向けセミナー」を実施する。	<女性再就職サポートプログラム(拠点型)> 213人 <女性再就職サポートプログラム(地域型)> 135人 <女性しごと応援出張テラス> 629人 <子育て女性向けセミナー> 108人 <女性向け在宅ワークセミナー>84人 <託児室の運営>平成19年度から継続実施 <女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営>平成26年7月設置	<女性再就職サポートプログラム(拠点型)> 460人 <女性再就職サポートプログラム(地域型)> 224人 <女性しごと応援出張テラス> 1,013人 <子育て女性向けセミナー> 126人 <託児室の運営>平成19年度から継続実施 <女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営>平成26年7月設置	<新・女性再就職サポートプログラム(拠点型)> 468人 <新・女性再就職サポートプログラム(地域型)> 213人 <女性再就職支援セミナー> 1,001人 <子育て女性向けセミナー> 147人 <託児室の運営>平成19年度から継続実施 <女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営>平成26年7月設置	<新・女性再就職サポートプログラム(拠点型)> 469人 <新・女性再就職サポートプログラム(地域型)> 216人 <女性再就職支援セミナー> 783人 <子育て女性向けセミナー> 147人 <託児室の運営>平成19年度から継続実施 <女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営>平成26年7月設置	<新・女性再就職サポートプログラム(拠点型)> 467人 <新・女性再就職サポートプログラム(地域型)> 229人 <女性再就職支援セミナー> 698人 <子育て女性向けセミナー> 163人 <託児室の運営>平成19年度から継続実施 <女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営>平成26年7月設置
299	保育つき職業訓練	産業労働局		子育て中の求職者に、民間教育訓練機関を活用した保育サービス付きの職業訓練を受ける機会を提供し、能力開発・早期就業を支援する。	入校 0人(うち保育サービス利用者0人) 令和2年度は実施していない。	入校 0人(うち保育サービス利用者0人)	入校 0人(うち保育サービス利用者0人)	○入校 0人(うち保育サービス利用者 0人)	○入校 0人(うち保育サービス利用者 0人)
300	☆女性向け委託訓練	産業労働局		結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、通学及びeラーニングによる職業訓練を実施し、再就職を支援する。	入校 115人 修了110人 就職66人 ・3か月コース 入校226人 修了225人 就職85人 ・eラーニングコース 入校147人 修了138人 就職21人 ・企業内保育求人セット型訓練校0人 3ヶ月訓練コース 定員:400名 eラーニングコース:定員150名 5日間訓練コース:定員280名	入校 159人 修了149人 就職74人 ・3か月コース 入校250人 修了239人 就職74人 ・eラーニングコース 入校131人 修了120人 就職7人 ・企業内保育求人セット型訓練校0人	・3か月コース 入校138人、修了131人、就職72人 ・5日間コース 入校274人、修了260人、就職92人 ・eラーニングコース 入校136人、修了118人、就職35人	・3か月コース 入校163人、修了153人、就職96人 ・5日間コース 入校272人、修了254人、就職83人 ・eラーニングコース 入校105人、修了85人、就職18人	入校 332人、修了320人、就職126人
301	保育支援つき施設内訓練	産業労働局		職業能力開発センター等に入校する育児中の人に対し、民間の保育施設を活用して、訓練期間中の保育サービスを提供することにより、育児等による離職からの再就職を支援する。	入校 4人				
302	☆働くパパママ育児取得応援事業	産業労働局		従業員に、希望する期間(1年以上)の育児休業を取得・復帰させた企業に助成金を支給し、育児中の雇用継続を確保する取組を支援する。	①働くママコース 471件 ②働くパパコース 514件	①働くママコース 109件 ②働くパパコース 119件	①働くママコース 17件 ②働くパパコース 31件		

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
303	☆ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活文化局		「男性の家事・育児参画に向けたマインドチェンジキャンペーン(仮称)」の実施や「パパズ・スタイル」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」を通じ、男性の家事・育児参画など、ライフ・ワーク・バランスに関する情報を総合的に分かりやすく紹介する。また、Webサイト「WILLキャリアッジ」を活用し、将来、社会を担う若者に向けた普及啓発を行う。	○Webサイト「パパズ・スタイル」の運営 ○Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営 ○キャリアデザインコンテンツの改修による、対象の拡大 ○若者がキャリアデザインを知るサイト「WILLキャリアッジ」の開設 ○子供が生まれる前から夫婦が共にライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子作成・配布	○Webサイト「パパズ・スタイル」の開設・運営 ○Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営 ○キャリアデザインコンテンツの改修による、対象の拡大 ○男性の家事・育児への参画に向けたシンポジウム等の実施 ○子供が生まれる前から夫婦が共にライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子作成・配布	○Webサイト「パパズ・スタイル」の開設・運営 ○Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営 ○「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」(冊子)の普及 ○大学生に向けたキャリアデザインコンテンツの普及 ○男性の家事・育児への参画に向けたシンポジウム等の実施 ○子供が生まれる前から夫婦が共にライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子作成・配布	○Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営 ○「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」(冊子)の普及 ○大学生に向けたキャリアデザインコンテンツの普及 ○男性の家事・育児への参画に向けたシンポジウム等の実施 ○子供が生まれる前から夫婦が共にライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子作成・配布	○Webサイト「TOKYOライフ・ワーク・バランス」の運営 ○「ワーク・ライフ・バランス実践プログラム」(冊子)の普及 ○男性の家事・育児への参画に向けたシンポジウム等の実施 ○子供が生まれる前から夫婦が共にライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発冊子作成・配布
304	東京ウィメンズプラザ普及啓発事業	生活文化局		各種研修や講座を通じてライフ・ワーク・バランス推進の積極的な取組を促すほか、男性の家事・育児参画を促すシンポジウムや講座、子供が生まれる前の夫婦に向けた啓発冊子の配布等により、ライフ・ワーク・バランスを推進する。	○相談員養成講座 2回 ○配偶者暴力防止講演会 1回 ○男女平等推進担当職員研修(中止) ○職務関係者研修 4回	○相談員養成講座 4回 ○配偶者暴力防止講演会 1回 ○男女平等推進担当職員研修 3回 ○職務関係者研修 5回	○相談員養成講座 6回 ○配偶者暴力防止講演会 2回 ○男女平等推進担当職員研修 3回 ○職務関係者研修 6回	○相談員養成講座 6回 ○配偶者暴力防止講演会 2回 ○男女平等推進担当職員研修 3回 ○職務関係者研修 7回	○相談員養成講座 6回 ○配偶者暴力防止講演会 2回 ○男女平等推進担当職員研修 3回 ○職務関係者研修 7回
305	女性も男性も輝くTOKYO会議	生活文化局		男女平等参画施策を総合的に推進するため、行政のみならず、産業・医療・教育・地域など幅広い分野の32団体の代表者や学識経験者が参加し、都の施策や各団体の取組に関する情報共有や意見交換を行う。	○令和2年12月18日 令和2年度第1回女性も男性も輝くTOKYO会議開催(議題:東京都男女平等参画施策の実施状況について 他)	○令和元年10月10日 令和元年度第1回女性も男性も輝くTOKYO会議開催(議題:東京都男女平等参画施策の実施状況について 他)	○平成30年4月27日 平成30年度第1回女性も男性も輝くTOKYO会議開催(議題:男性の家事・育児等への参画について 他) ○平成31年3月28日 平成30年度第2回女性も男性も輝くTOKYO会議開催(議題:平成30年度実施事業について 他)	○平成29年4月25日(東京都女性活躍推進会議と合同開催)・「東京都男女平等参画推進総合計画」の策定について 他 ○平成29年7月 「女性も男性も輝くTOKYO会議」発足 ○平成29年12月21日(女性が輝くTOKYO懇話会に引き続いて開催)・テーマ「キャリアデザイン」	○平成28年7月8日(東京都女性活躍推進会議と合同開催)・「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定及び「東京都女性活躍推進計画」の策定について ○平成28年11月14日(東京都女性活躍推進会議と合同開催)・東京都男女平等参画審議会「東京都女性活躍推進計画」の策定に当たった基本的考え方について」及び「東京都配偶者暴力対策基本計画の改定に当たった基本的考え方について」の中間のまとめについて
306	☆子育て応援とうきょう会議の運営	福祉保健局		「社会全体で子育てを応援する」取組を推進するため、様々な分野の関係機関、企業・NPO・自治体等の団体、学識経験者が連携し、以下のような取組を実施する。 ○子育てに役立つ情報や、子育て応援とうきょう会議協会の取組情報等を提供するウェブサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 ○企業・NPO・自治体等が行う子育て支援に関する取組の推進 ○ベビーカーの安全利用に関するキャンペーン等、子育て支援に寄与するイベントや普及啓発の実施	○子育て応援とうきょう会議全体会議の開催(2回) ○「子育て情報サイト「とうきょう子育てスイッチ」」の運営 ○「子育て協働フォーラム」「子供シンポジウム」の開催 ○公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施 など	○子育て応援とうきょう会議の開催(2回)及び情報発信検討会の開催(2回) ○公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施 ○WEBサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 ○「子育て協働フォーラム」の開催(1回) ○ライフ・ワーク・バランスフェスタ等関連イベントへの出展 など	○子育て応援とうきょう会議の開催(1回)及び実行委員会の開催(1回) ○「子育て応援Tokyoプロジェクト」の開催(2回) ○公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施 ○WEBサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 ○「子育て協働セミナー」の開催(2回) ○ライフ・ワーク・バランスフェスタ等関連イベントへの出展 など	○子育て応援とうきょう会議の開催(1回)及び実行委員会の開催(2回) ○「子育て応援Tokyoプロジェクト」の開催(4回) ○公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施 ○WEBサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 ○「子育て協働セミナー」の開催(4回) ○「協働促進コーディネート」の実施 ○ライフ・ワーク・バランスフェスタ等関連イベントへの出展 など	<事業実績> ○子育て応援とうきょう会議の開催(1回)及び実行委員会の開催(2回) ○「子育て応援Tokyoプロジェクト」の開催(4回) ○公共交通機関等におけるベビーカー利用に関するキャンペーンの実施 ○WEBサイト「とうきょう子育てスイッチ」の運営 ○「子育て協働セミナー」の開催(2回) ○「協働促進コーディネート」の実施 ○ライフ・ワーク・バランスフェスタ等関連イベントへの出展 など
307	普及啓発セミナーの実施	産業労働局		企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図る。また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施する。	セミナー7593回 受講者3,434人	セミナー94回 受講者9,537人	セミナー99回 受講者9,003人	セミナー99回 受講者9,824人	セミナー99回 受講者10,186人

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
308	普及啓発資料の発行	産業労働局		労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や高立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行する。	計23,000部 ・働く女性と労働法 8,000部 ・雇用平等ガイドブック(職場におけるハラスメント防止ガイドブック) 10,000部 ・パートタイム労働ガイドブック 5,000部	計46,000部 ・働く女性と労働法 8,000部・雇用平等ガイドブック(男女雇用機会均等法のポイント) 15,000部 ・パートタイム労働ガイドブック 23,000部	計46,000部 ・働く女性と労働法 8,000部・雇用平等ガイドブック(男女雇用機会均等法のポイント) 15,000部 ・パートタイム労働ガイドブック 23,000部	計46,000部 ・働く女性と労働法 8,000部 ・雇用平等ガイドブック(働きながら出産・育児・介護) 15,000部 ・パートタイム労働ガイドブック 23,000部	計52,000部 ・働く女性と労働法 8,000部 ・雇用平等ガイドブック(男女雇用機会均等法のポイント) 15,000部 ・パートタイム労働ガイドブック 23,000部 ・ポジティブアクション実践プログラム 6,000部
309	男女雇用平等参画状況調査	産業労働局		雇用環境の整備に当たった課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施する。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行う。	【テーマ】 「多様な働き方への取組等 企業における男女雇用管理に関する調査」 【調査項目】 (事業所調査)①従業員の雇用管理に関する取組 ②多様な働き方への取組状況 (従業員調査)①職場の雇用管理の状況について ②多様な働き方への認識	【テーマ】 「職場のハラスメント防止への取組等 企業における男女雇用管理に関する調査」 【調査項目】 (事業所調査)①従業員の雇用管理に関する取組 ②職場のハラスメント防止への取組状況 (従業員調査)①職場の雇用管理の状況について ②職場のハラスメント防止への認識	【テーマ】 「改正育児・介護休業法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査」 【調査項目】 (事業所調査)①従業員の雇用管理に関する取組 ②改正育児・介護休業法に対する取組状況 (従業員調査)①職場の雇用管理の状況について ②改正育児・介護休業法に対する取組状況	【テーマ】 「女性活躍推進法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査」 【調査項目】 (事業所調査)①従業員の雇用管理に関する取組 ②女性活躍推進に関する取組状況 (従業員調査)①職場の雇用管理の状況について ②女性活躍推進に関する取組状況	【テーマ】 「多様な働き方への取組等 企業における男女雇用管理に関する調査」 【調査項目】 (事業所調査)①従業員の雇用管理に関する取組 ②多様な働き方に関する取組状況 (従業員調査)①職場の雇用管理の状況について ②多様な働き方に関する取組状況
310	☆子供の安全確保に向けた対策の推進	都民安全推進本部		活動事例紹介による防犯ボランティア団体等の活性化、子供自らが危険を避けることができる能力の向上、家庭での防犯教育の促進など、地域や家庭で子供を守る取組を促進する。	○子供見守り活動事例集の作成・配付(約18,000部配布) ○親子で学ぼう、防犯教室の開催(11自治体で実施) ○家庭での子供の安全啓発動画の広報啓発(動画紹介リーフレット135,000部配付) ○子供防犯教育人材育成講座の開催(1回実施、受講者70人) ○防犯人材ソフトウェアの発掘(防犯啓発資料・リーフレットの配布)	○子供見守り活動事例集の作成・配付(約18,000部配布) ○親子で地域の安全点検講座の開催(3回実施、参加者160人) ○家庭での子供の安全啓発動画の広報啓発 ○子供防犯教育人材育成講座の開催(4回実施、受講者146人) ○防犯人材ソフトウェアの発掘(防犯啓発資料・リーフレットの配布)	○子供見守り活動事例集の作成・配付(約18,000部配布) ○親子で地域の安全点検講座の開催(3回実施、参加者202人) ○家庭での子供の安全啓発動画の制作 ○子供防犯教育人材育成講座の開催(4回実施、受講者169人) ○防犯人材ソフトウェアの発掘(防犯啓発資料・リーフレットの配布)	○子供見守り活動事例集の作成・配付(約18,000部配布) ○親子で地域の安全点検(3区1市で開催、参加者 288名) ○集合住宅における子供の防犯啓発ポスター等の作成・配布(9,797棟に配布)	子供見守り活動事例集の作成・配布 約18,000部を配布 地域の危険箇所改善モデル事業 3回開催(参加者91名) 子供110番の家等への駆込み体験訓練 3回開催(参加者164名)
311	セーフティ教室の実施・充実	教育庁		学校と家庭や地域社会、関係諸機関とが連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施する。	全公立学校で継続実施	全公立学校で継続実施	全公立学校で継続実施	全公立学校で継続実施	全公立学校で継続実施
312	防犯教室の実施	警視庁		子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子供や保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施する。	小・中学校、高校、保育園、幼稚園、子どもが下校後に利用する施設に対する防犯教室の実施回数 3,161回(令和2年度中)	小・中学校、高校、保育園、幼稚園、子どもが下校後に利用する施設に対する防犯教室の実施回数 3,783回(令和元年中)	小・中学校、高校、保育園、幼稚園、子どもが下校後に利用する施設に対する防犯教室の実施回数 4,634回(平成30年中)	小・中学校、高校、保育園、幼稚園、子どもが下校後に利用する施設に対する防犯教室の実施回数 5,052回(平成29年中)	小・中学校、高校、保育園、幼稚園、子どもが下校後に利用する施設に対する防犯教室の実施回数 5,227回(平成28年中)
313	電子メールなどを活用した情報の発信	警視庁		子供に対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや警視庁ホームページで発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図る。	「メールけいしちょう」による情報発信13,147回 (子どもに対する不審者情報を含む)	「メールけいしちょう」による犯罪発生情報に子どもに対する不審者情報を掲載 「メールけいしちょう」による情報発信(8,175回)	「メールけいしちょう」による犯罪発生情報に子どもに対する不審者情報を掲載 「メールけいしちょう」による情報発信(8,125回)	警視庁ホームページに子どもに対する不審者情報や犯罪発生マップ、犯罪情報マップを掲載 「メールけいしちょう」による情報発信(5,849回)	警視庁ホームページに子どもに対する不審者情報や犯罪発生マップ、犯罪情報マップを掲載 「メールけいしちょう」による情報発信(5,579回)
314	「子ども110番の家」活動の支援	警視庁		子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」(住宅・店舗、車両)活動を充実する。○活動マニュアルの作成、配布	自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援として、「子ども110番の家」プレート及び活動マニュアルを作成し、希望者に配布し、活用している。	自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援として、「子ども110番の家」プレート及び活動マニュアルを作成し、希望者に配布し、活用している。	自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援として、「子ども110番の家」プレート及び活動マニュアルを作成し、希望者に配布し、活用している。	自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援として、「子ども110番の家」プレートを作成し、希望者に配布し、活用している。	自治体・地域ボランティアとの連携による「子ども110番の家」活動の支援として、「子ども110番の家」プレートを作成し、希望者に配布し、活用している。
315	☆◆ながら見守り連携事業	都民安全推進本部		犯罪や事故の被害に遭いやすい子供や高齢者等の弱者への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等の弱者を見守るネットワークの構築を進める。	本事業につき覚書の既締結事業者に対し、ながら見守りステッカーを約2,600枚配布した。	○3事業者と「ながら見守り連携事業」の覚書を締結 【締結事業者】 ・日本通運株式会社首都圏支店 ・株式会社カクヤス ・一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会			

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
316	☆◆在住外国人等の子供の安全確保に向けた対策の推進	都民安全推進本部		都内の在住外国人は、これまで増加傾向にあり、在住外国人や外国にルーツを持つ者の子供も将来的に増えていくことが予想される。そこで、在住外国人等の子供などを対象に見守り活動の実施や、犯罪・トラブルに巻き込まれないために安全に関する啓発等の安全・安心に関する取組を実施する。	○在住外国人等の子供の見守り活動(1地区) ○安全啓発講座 12回開催 安全啓発テキスト 計1万部作成	○在住外国人等の子供の見守り活動(1地区)			
317	☆◆登下校区域防犯設備整備補助事業	都民安全推進本部		登下校時における子供の見守り活動を補完するため、通学路や、学校と放課後児童クラブの間の経路など、子供の安全対策が必要と区市町村が認める箇所への防犯カメラ設置に係る経費の一部を補助し、子供の安全確保を図る。	防犯カメラ:238校、425台設置	防犯カメラ:299校、534台設置			
318	青少年の健全な育成に関する条例の運用	都民安全推進本部	青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組む。 ○優良映画の推奨・不健全図書類の指定(図書、DVD等) ○立入調査(書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等) ○有害広告物の行政指導 ○青少年健全育成功労者等表彰及び青少年健全育成協力者等感謝状贈呈 ○インターネットの有害情報への対応(青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備、フィルタリングの開発、告知、利用の勧奨の努力義務等(平成17年3月改正)) ○青少年の性に対する関わり方(青少年に慎重な行動を促す環境の整備) ○青少年に対する保護者の養育のあり方(青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする) ○インターネット利用環境の整備(フィルタリングの実効性の向上、フィルタリングを解除する場合の手続きの厳格化等(平成22年12月改正)) ○児童ポルノの根絶等に向けた都の責務(平成22年12月改正) ○青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為の禁止(平成29年12月改正) ○インターネット利用環境の整備(フィルタリング有効化措置に関する	○東京都青少年健全育成審議会の運営:年7回開催 ・優良映画等の推奨:6本 ・不健全図書の指定:14冊 ○青少年健全育成条例の運用 ・立入調査等(書店・コンビニ等図書類販売店:90店、DVD販売店等:47店、古物商:23店、カラオケボックス:31店、まんが喫茶・インターネットカフェ:31店、映画館等:0館、雑誌等自動販売機調査:23台) ・青少年健全育成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈(青少年健全育成功労者等:70人・10団体、感謝状贈呈:90人) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数:746人、調査店舗数:3,337店)	○東京都青少年健全育成審議会の運営:年11回開催 ・優良映画等の推奨:11本 ・不健全図書の指定:16冊 ○青少年健全育成条例の運用 ・立入調査等(書店・コンビニ等図書類販売店:315店、DVD販売店等:107店、古物商:65店、カラオケボックス:51店、まんが喫茶・インターネットカフェ:61店、映画館等:2館、雑誌等自動販売機調査:42台) ・青少年健全育成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈(青少年健全育成功労者等:72人・8団体、感謝状贈呈:86人・4団体) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数:845人、調査店舗数:4,406店)	○東京都青少年健全育成審議会の運営:年12回開催 ・優良映画等の推奨:14本 ・不健全図書の指定:21冊 ○青少年健全育成条例の運用 ・立入調査等(書店・コンビニ等図書類販売店:144店、DVD販売店等:58店、古物商:9店、カラオケボックス:39店、まんが喫茶・インターネットカフェ:35店、映画館等:3館、雑誌等自動販売機調査:36台) ・青少年健全育成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈(青少年健全育成功労者等:71人・8団体、感謝状贈呈:78人・4団体) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数:820人、調査店舗数:4,950店)	○東京都青少年健全育成審議会の運営:年12回開催 ・優良映画等の推奨:3本 ・不健全図書の指定:27冊 ○青少年健全育成条例の運用 ・立入調査等(書店・コンビニ等図書類販売店:189店、DVD販売店等:73店、古物商:30店、カラオケボックス:58店、まんが喫茶・インターネットカフェ:65店、雑誌等自動販売機調査:36台) ・青少年健全育成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈(青少年健全育成功労者等:73人・7団体、感謝状贈呈:75人・5団体) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数:903人、調査店舗数:6,161店)	○東京都青少年健全育成審議会の運営:年12回開催 ・優良映画等の推奨:4本 ・不健全図書の指定:25冊 ○青少年健全育成条例の運用 ・立入調査等(書店・コンビニ等図書類販売店:169店、DVD販売店等:27店、深夜ポウリング場:2館、古物商:21店、カラオケボックス:41店、まんが喫茶・インターネットカフェ:37店、雑誌等自動販売機調査:38台) ・青少年健全育成功労者等表彰及び青少年育成協力者等感謝状贈呈(青少年健全育成功労者等:72人・8団体、感謝状贈呈:85人・2団体) ・青少年健全育成協力員制度の推進(委嘱者数:878人、調査店舗数:6,087店)	
319	☆インターネットの利用環境の整備	都民安全推進本部		インターネットやスマートフォン等の利用に伴うトラブルから身を守るため、青少年をはじめ保護者等を対象に、ネット上のトラブルや危険性、その防止策等についての講座を開催する。	○ファミリールール講座の開催:649回(参加者:63,934人) ○生徒自身による自主ルール支援事業:10校 ○大学生と考えるグループワーク:23校	○ファミリールール講座の開催:592回(参加者:111,129人) ○生徒自身による自主ルール支援事業:10校 ○大学生と考えるグループワーク:19校	○ファミリールール講座の開催:599回(参加者数 103,802人) ○生徒自身による自主ルール支援事業:10校 ○大学生グループワーク:10校	○ファミリールール講座の開催:59回(累計 491回、累計参加者数 23,683人) ○出前講演会の開催:480回(累計 3,101回、累計参加者数 512,007人) ○生徒自身による自主ルール支援事業:10校	ファミリールール講座の開催:82回(累計 432回、累計参加者数 20,407人) 出前講演会の開催:493回(累計 2,621回、累計参加者数 421,436人) 生徒自身による自主ルール支援事業:11校

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
320	☆ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営	都民安全推進本部		青少年やその保護者等を対象に、インターネットやスマートフォン等に関する各種トラブルに気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」の運営や、相談内容の分析、都民に対する啓発や広報活動などを行っている。運営にあたっては、教育庁や福祉保健局など関係部局と連携して取り組んでいる。	相談件数：2,822件（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）	相談件数：1,746件（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで） ※LINE相談の本格実施（福祉保健局、教育庁と統一アカウント）	相談件数：1,757件（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで） ※フリーダイヤル化の実施、LINE相談の試行的実施	相談件数：924件（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）	相談件数：1,405件（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
321	情報教育に関する啓発・指導	教育庁		児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行う。 ○児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、スマートフォンの急速な普及やSNS等の利用状況について把握する。 ○学校非公式サイト等の監視等を実施し、監視結果を都立学校・区市町村教育委員会に情報提供する。 ○SNS東京ノート等を都内全公立学校に配布し、児童・生徒の主体的な情報モラル教育に関して啓発を行う。	○利用状況調査を実施 ・児童・生徒の利用状況を把握することができた。 ○学校非公式サイト等の監視を実施 ・不適切な書き込み等について、関係する都立学校・区市町村教育委員会に情報提供を行い、情報モラルを考慮する指導に役立てることができた。 ○SNS東京ノート等を都内全公立学校に配布 ・児童・生徒の主体的な話し合いを啓発することができた。	○利用状況調査を実施 ・児童・生徒の利用状況を把握することができた。 ○学校非公式サイト等の監視を実施 ・不適切な書き込み等について、関係する都立学校・区市町村教育委員会に情報提供を行い、情報モラルを考慮する指導に役立てることができた。 ○SNS東京ノート等を都内全公立学校に配布 ・児童・生徒の主体的な話し合いを啓発することができた。	○SNS東京ルールを取組により、学校、家庭、民間事業者等が一体となって、子供たちの適正なSNS利用に向けた取組を推進 ○学校非公式サイト等の監視を通し、いじめ等の問題への早期対応、未然防止を実現 ○様々な情報を理解し、必要な情報や情報手段を選択して主体的に活用していく情報活用能力を育成 ○児童・生徒のインターネット利用状況調査によりインターネット利用状況やトラブル等について分析	児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行う。 ○児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、スマートフォンの急速な普及やSNS等の利用状況について把握する。 ○学校非公式サイト等の監視等を実施し、監視結果を都立学校・区市町村教育委員会に情報提供する。 ○SNS東京ノート等を都内全公立学校に配布し、児童・生徒の主体的な情報モラル教育に関して啓発を行う。	○東京都独自の情報モラル用補助教材「SNS東京ノート」を作成 ○学校非公式サイト等の監視について、監視頻度を年間4回（3カ月に1回）から6回（2カ月に1回）に変更 ○児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施（平成28年12月） ○情報モラル推進校の取組をフォーラムや報告書を通して全部に発信
322	学校における安全教育の推進	教育庁		幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成していく。 ○教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配布 ○高等学校における交通安全教育の充実を図るため、教師用指導資料「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を作成し「安全教育プログラム」に掲載し、高等学校等に配布 ○幼児・児童・生徒に、危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成できる指導者を養成する「学校安全教室指導者講習会」を開催	【安全教育プログラム】 ○都内公立学校全教職員に配布（令和2年3月）71,500部 ○令和2年度版安全教育プログラム（第12集）では、新学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の特質に応じた実践事例を充実させるとともに、「日常的な安全指導」の充実を図るため、「一声指導」の事例一覧を掲載した。また、避難訓練の事例や近年全国各地で発生している風水害に備える事例の掲載、年間指導計画の中に教員研修や保護者・地域との連携を記載することにより、家庭や地域との連携を図り、生涯を通して健康・安全で活力のある生活の基礎が培われるようになった。 【安全教育推進校】 ○10校（幼1、小1、中2、小中連携1校、高4、特支1）（令和2年度は感染症対策として2校の辞退を可とした） ○「安全教育プログラム」に沿った実践を公開し、実践について資料作成を行った。	【安全教育プログラム】 ○都内公立学校全教職員に配布（平成31年3月）71,500部 ○平成31年度版安全教育プログラム（第11集）では、新学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の特質に応じた実践事例を充実させるとともに、「日常的な安全指導」の充実を図るため、「一声指導」の事例一覧を掲載した。また、避難訓練の事例の掲載、年間指導計画の中に教員研修や保護者・地域との連携を記載することにより、家庭や地域との連携を図り、生涯を通して健康・安全で活力のある生活の基礎が培われるようになった。 【安全教育推進校】 ○12校（幼1、小3、中2、高5、特支1） ○「安全教育プログラム」に沿った実践を公開し、実践について資料作成を行った。	【安全教育プログラム】 ○都内公立学校全教職員に配布（平成31年3月）71,000部 ○平成31年度版安全教育プログラム（第11集）では、新学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の特質に応じた実践事例を充実させるとともに、「日常的な安全指導」の充実を図るため、「一声指導」の事例一覧を掲載した。また、避難訓練の事例の掲載、年間指導計画の中に教員研修や保護者・地域との連携を記載することにより、家庭や地域との連携を図り、生涯を通して健康・安全で活力のある生活の基礎が培われるようになった。 【安全教育推進校】 ○12校（幼1、小3、中2、高5、特支1） ○「安全教育プログラム」に沿った実践の公開及び資料作成予定	【安全教育プログラム】 ○都内公立学校全教職員に配布（平成30年3月）66,000部 ○平成30年度版安全教育プログラム（第10集）では、安全教育の実践事例や避難訓練の事例を充実させた。また、本時のねらいにせまるための手だてを明確にした学習指導案を掲載し、本プログラムを活用した教育が一層推進されるようにした。 【安全教育推進校】 ○12校（幼1、小3、中2、高5、特支1） ○「安全教育プログラム」に沿った実践の公開及び資料作成予定	【安全教育プログラム】 ○都内公立学校全教職員に配布（平成29年3月）66,000部 ○平成29年度版安全教育プログラム（第9集）では、安全教育の実践事例や避難訓練の事例を充実させた。また、本時のねらいにせまるための手だてを明確にした学習指導案を掲載し、本プログラムを活用した教育が一層推進されるようにした。 【安全教育推進校】 ○12校（幼1、小4、中2、高4、特支1） ○「安全教育プログラム」に沿った実践の公開及び資料作成予定
323	学校における安全体制の推進	教育庁		公立学校の安全体制を推進するため、以下のことに取り組む。 ○地域ぐるみの学校安全体制整備の推進 ○公立学校の校門等への防犯カメラの設置・更新の支援	19区市が当該補助制度を利用し、287校で約23,000人が見守り活動に参加した。 11区市町で新規設置又は更新を行った。 幼稚園 1区 5園 小学校（特別支援学校を含む。）8区市 94校 中学校 7区市町 20校	20区市が当該補助制度を利用し、293校で約24,000人が見守り活動に参加した。 10区市で新規設置又は更新を行った。 幼稚園 1区 1園 小学校（特別支援学校を含む。）8区市 35校 中学校 2区市 5校	20区市が当該補助制度を利用し、311校で約24,500人が見守り活動に参加した。 24区市町で新規設置又は更新を行った。 幼稚園 3区 8園 小学校（特別支援学校を含む。）18区市町 132校 中学校 12区市町 61校	22区市が当該補助制度を利用し、325校で約30,000人が見守り活動に参加した。 22区市町、184園・校で新規設置又は更新を行った。 幼稚園 1区 3園 小学校（特別支援学校を含む。）17区市町 111校 中学校 16区市町 70校	21区市が当該補助制度を利用し、296校で約29,000人が見守り活動に参加した。 21区市町、368園・校で新規設置又は更新を行った。 幼稚園 5区 17園 小学校（特別支援学校を含む。）20区市町 243校 中学校 13区市 108校

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
324	☆薬物乱用防止対策	教育庁		<p>青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。</p> <p>○薬物乱用防止教室の実施 ○啓発パンフレット、リーフレット等の作成・配布 ○危険ドラッグに関する教員研修</p>	<p>薬物乱用防止高校生会議(福祉保健局主催の事業)の取組を通して、高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、配布し、薬物乱用防止に係る指導の徹底を図った。</p>	<p>薬物乱用防止高校生会議(福祉保健局主催の事業)の取組を通して、高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、配布し、薬物乱用防止に係る指導の徹底を図った。</p>	<p>薬物乱用防止高校生会議(福祉保健局主催の事業)の取組を通して、高校生会議に参加した生徒が中心となり、薬物乱用防止に関するリーフレットを作成、配布し、薬物乱用防止に係る指導の徹底を図る。</p>	<p>○薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校(都立石神井高校、都立井草高校) 活動の成果として160,000部リーフレットを作成し、都内高校1年生に配布 ○体育健康教育・オリンピック・パラリンピック教育担当指導主事連絡協議会において、薬物乱用防止に係る指導の徹底及び指導資料の活用の依頼を行った。</p>	<p>○薬物乱用防止ポスター・標語の募集 応募数 ポスター:11,738点、標語:41,552点 ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校(都立足立高校、都立足立西高校) 活動の成果としてリーフレットを160,000部作成し、都内高校1年生に配布 ○啓発用パンフレット、リーフレット等の整備 「今こそストップ!薬物乱用」(中学生・高校生・一般都民用)(150,000部)(表紙・内容の更新・増刷) 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」(小学校高学年・中学生用) 「海外旅行をするみなさんへ」(渡航者用) ○有職少年・無職少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 ポスター掲示依頼 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 53校、標語の部 92校、高校生会議参加校 2校 ○街頭ビジョン、電車内モニター・インターネット等における危険ドラッグ乱用防止啓発動画の放映 ○大学構内での無料コピー広告(7~8月、1~2月) ○都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に向けた検討のための情報提供を国</p>

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
324	☆薬物乱用防止対策	福祉保健局	青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。 ○薬物乱用防止教室の実施 ○啓発パンフレット、リーフレット等の作成・配布 ○危険ドラッグに関する教員研修	○薬物乱用防止ポスター・標語の募集(ポスター11,834作品、標語41,247作品) ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校(都立葛飾野高等学校、都立芦花高等学校) 活動の成果として150,000部リーフレットを作成し、都内高校1年生に配布 ○啓発用DVD、パンフレット、リーフレット等の整備 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」(小学校高学年・中学生用) 90,000部 「御存じですか不正大麻・けし撲滅運動」20,000部 「海外旅行に行くみなさんへ」渡航者用40,000部 ○学校に通っていない青少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 SNS、インターネット等において薬物乱用防止啓発動画を放映 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 40校、標語の部 73校、高校生会議参加校 2校 ○都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に向けた検討のための情報提供を国に先駆けた。(17物質) ○試買調査等危険ドラッグ検査件数:140品目(うち法・条例指定薬物検出:9品目)	○薬物乱用防止ポスター・標語の募集(ポスター11,834作品、標語41,247作品) ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校(都立葛飾野高等学校、都立葛飾商業高等学校) 活動の成果として150,000部リーフレットを作成し、都内高校1年生に配布 ○啓発用DVD、パンフレット、リーフレット等の整備 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」(小学校高学年・中学生用) 110,000部 「STOP!薬物乱用～断わる勇氣～」(高校生から30歳代まで)20,000部 「危険ドラッグにはダメされない!!近づかない!!」60,000部 「今こそストップ!薬物乱用」40,000部 ○学校に通っていない青少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 街頭ビジョン、電車内モニター、インターネット等における危険ドラッグ乱用防止啓発動画の放映 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 49校、標語の部 88校、高校生会議参加校 2校 ○都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に向けた検討のための情報提供を国に先駆けた。(15物質)	○薬物乱用防止ポスター・標語の募集(ポスター11,410作品、標語44,719作品) ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校(都立八王子拓真高等学校、都立富士森高等学校) 活動の成果として135,000部リーフレットを作成し、都内高校1年生に配布 ○啓発用DVD、パンフレット、リーフレット等の整備 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」(小学校高学年・中学生用) 130,000部 「STOP!薬物乱用～断わる勇氣～」(高校生から30歳代まで)60,000部 「危険ドラッグにはダメされない!!近づかない!!」130,000部 「今こそストップ!薬物乱用」70,000部 ○学校に通っていない青少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 街頭ビジョン、電車内モニター・インターネット等における危険ドラッグ乱用防止啓発動画の放映 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 51校、標語の部 91校、高校生会議参加校 2校 ○都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に	○薬物乱用防止ポスター・標語の募集(ポスター12,533作品、標語42,907作品) ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校(都立石神井高校、都立井草高校) 活動の成果として160,000部リーフレットを作成し、都内高校1年生に配布 ○啓発用DVD、パンフレット、リーフレット等の整備 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」(小学校高学年・中学生用) 130,000部 「海外旅行をするみなさんへ」渡航者用(内容更新予定)60,000部 「STOP!薬物乱用～断わる勇氣～」(高校生から30歳代まで)(DVD:1500枚、ポスター4,000部、リーフレット60,000部) 「危険ドラッグにはダメされない!!近づかない!!」70,000部 ○有職少年・無職少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 ポスターの部 53校、標語の部 92校、高校生会議参加校 2校 ○薬物乱用防止活動率先校の公表 ポスターの部 55校、標語の部 92校、高校生会議参加校 2校 ○街頭ビジョン、電車内モニター・インターネット等における危険ドラッグ乱用防止啓発動画の放映 ○都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に	○薬物乱用防止ポスター・標語の募集(ポスター11,738点、標語:41,552点) ○薬物乱用防止高校生会議 都立高校2校(都立足立高校、都立足立西高校) 活動の成果としてリーフレットを160,000部作成し、都内高校1年生に配布 ○啓発用パンフレット、リーフレット等の整備 「今こそストップ!薬物乱用」(中学生・高校生・一般市民用)(150,000部)(表紙・内容の更新・増刷) 「健康に生きる 恐ろしい薬物乱用」(小学校高学年・中学生用) 「STOP!薬物乱用～断わる勇氣～」(高校生から30歳代まで)(DVD:1500枚、ポスター4,000部、リーフレット60,000部) 「危険ドラッグにはダメされない!!近づかない!!」70,000部 ○有職少年・無職少年を視野に入れた啓発拠点の拡大 ポスターの部 53校、標語の部 92校、高校生会議参加校 2校 ○街頭ビジョン、電車内モニター・インターネット等における危険ドラッグ乱用防止啓発動画の放映 ○都で発見又は海外で流行していた未規制薬物について、国に先駆けて都知事指定薬物として指定するとともに、医薬品医療機器等法規制に	
325	チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発	警視庁	子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。 ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図る。 ○チャイルドシート着用講習会を実施する。	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
326	交通安全教育の推進	都民安全推進本部	(都民安全推進本部) 小学生等を対象とした交通安全教育として、「歩行者シミュレータ」等を活用した参加・体験型の交通安全教室を実施	歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象):90回 体験者7,597人	歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象):113回 体験者11,265人	歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象):84回 体験者7,886人	歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象):開催96回 体験者9,443人	歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象):開催72回 体験者7,378人	歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象):開催72回 体験者7,378人
326	☆交通安全教育の推進	警視庁	(警視庁) 子供が正しい交通安全知識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。	交通安全教育実施状況 ○幼児等 50,775人 ○小学生 295,638人 ○中学生 48,865人 ○高校生 17,484人 ※実施人数は、交通安全教室、自転車教室、講習会等の合計	交通安全教育実施状況 ○幼児等 145,825人 ○小学生 543,200人 ○中学生 77,654人 ○高校生 46,576人 ※実施人数は、交通安全教室、自転車教室、講習会等の合計	交通安全教育実施状況 ○幼児等 145,825人 ○小学生 502,074人 ○中学生 83,515人 ○高校生 52,221人 ※実施人数は、交通安全教室、自転車教室、講習会等の合計	交通安全教育実施状況 ○幼児等 139,820人 ○小学生 463,098人 ○中学生 83,347人 ○高校生 63,022人 ※実施人数は、交通安全教室、自転車教室、講習会等の合計	歩行者シミュレータを活用した交通安全教室(小学生等対象):開催72回 体験者7,378人	

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
327	信号機の導入・整備	警視庁		<p>○歩車分離式信号機の導入 子供の利用機会が多い交差点を対象に、歩行者と車両の通行を時間的に分離する。</p> <p>○歩行者感应式信号機の導入 子供の利用機会が多い主要幹線道路上の道路幅員が広い信号を対象に、歩行速度の遅い子供を横断歩道上で感知した場合に安全に横断できるよう歩行者信号の青時間を延長させる。</p>	<p>(歩車分離式信号機の導入) 南大井六丁目(品川区)含む6箇所を実施。</p> <p>(歩行者感应式信号機の導入) 西馬込交番前(大田区)を実施。</p>	<p>(歩車分離式信号機の導入) 深川高校前交差点(江東区)含む1箇所を実施。</p> <p>(歩行者感应式信号機の導入) 飛田給駅入口(調布市)含む4箇所を実施。</p>	<p>(歩車分離式信号機の導入) 市場青果門交差点(中央区)を含む16か所に整備</p> <p>(歩行者感应式信号機の導入) 清川二丁目西交差点(台東区)に整備</p>	<p>(歩車分離式信号機の導入) 神田警察署前交差点(千代田区)を含む24か所に整備</p> <p>(歩行者感应式信号機の導入) 金町二丁目交差点(・飾区)を含む7か所に整備</p>	<p>(歩車分離式信号機の導入) 南貝取小学校入口交差点(多摩市)を含む35か所に整備</p> <p>(歩行者感应式信号機等の導入) 方南一丁目横断路(杉並区)を含む8か所に整備</p>
328	☆自転車の安全利用の推進	都民安全推進本部		<p>(都民安全推進本部) ○「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等の理念に基づき、小学生用、幼稚園・保育園の園児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータを活用した参加・体験型の自転車安全教室を、教育庁等との連携により学校等で開催する。</p> <p>(都民安全推進本部、警視庁) ○自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策を推進する。 ○ヘルメットの着用を促進する。</p> <p>(警視庁) ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○中学生以上に対して、スタントマンによる交通事故再現スタントを中心とした自転車安全教室を実施し、交通ルールの遵守意識の向上を図る。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用して、自転車の安全利用について広報啓発を推進する。</p>	<p>○リーフレットの作成、配布:都内の幼・小・中・高等学校等の児童・生徒などへ175万部配布 ○小学校、中学校、高校等における自転車シミュレータ安全教室の開催:127回</p>	<p>○リーフレットの作成、配布:都内の幼・小・中・高等学校等の児童・生徒などへ183万部配布 ○小学校、中学校、高校等における自転車シミュレータ安全教室の開催:120回</p>	<p>○リーフレットの作成、配布:都内の幼・小・中・高等学校等の児童・生徒などへ167万部配布 ○小学校、中学校、高校等における自転車シミュレータ安全教室の開催:118回 ○児童及びその保護者などに対してヘルメットの着用に関する広報啓発活動を実施</p>	<p>○都内の幼・小・中・高等学校等の児童・生徒などへリーフレットの作成・配布:約129万部 ○小学校、中学校、高校等における自転車シミュレータ交通安全教室:108回 ○スポーツタイプ等の自転車利用者を主な対象にヘルメットの着用に関する広報啓発活動を実施</p>	<p>○自転車教室実施状況 ・幼児等 2,704人 ・小学生 165,046人 ・中学生 73,192人 ・高校生 42,937人 ○都内の幼・小・中・高等学校等の児童・生徒などへリーフレットの作成・配布:約126万部 ○小学校、中学校、高校等における自転車シミュレータ交通安全教室:77回</p>

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
328	☆自転車の安全利用の推進	警視庁		<p>子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。</p> <p>(警視庁) ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○中学生以上に対して、スタントマンによる交通事故再現スタントを中心とした自転車安全教室を実施し、交通ルールの遵守意識の向上を図る。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用して、自転車の安全利用について広報啓発を推進する。</p> <p>(警視庁、都民安全推進本部) ○自転車の幼児用座席に乘車させた幼児の安全対策の推進 ○幼児用ヘルメットの着用促進</p>	<p>自転車教室実施状況</p> <p>○ 幼児等・・・31回、 144人 ○ 小学生・・・819回、 83,150人 ○ 中学生・・・142回、 41,192人 ○ 高校生・・・41回、 13,103人</p>	<p>自転車教室実施状況</p> <p>○ 幼児等・・・94回、 2,099人 ○ 小学生・・・1,569回、 153,240人 ○ 中学生・・・265回、 69,928人 ○ 高校生・・・89回、 27,447人</p>	<p>自転車教室実施状況</p> <p>○ 幼児等・・・159回、 4,166人 ○ 小学生・・・1,730回、 174,009人 ○ 中学生・・・303回、 72,195人 ○ 高校生・・・117回、 32,250人</p>	<p>自転車教室実施状況</p> <p>○ 幼児等・・・143回、 4,382人 ○ 小学生・・・1,818回、 162,738人 ○ 中学生・・・320回、 73,955人 ○ 高校生・・・131回、 45,883人</p>	<p>自転車教室実施状況</p> <p>○ 幼児等 2,704人 ○ 小学生 165,046人 ○ 中学生 73,192人 ○ 高校生 42,937人</p>
329	☆地域幹線道路の整備	建設局		<p>幹線道路の整備が進んでいないエリアでは、周辺道路の渋滞のため、地域に用事のない通過交通が生活道路に流入している。このため、地域幹線道路を整備し、安心で安全なまちを実現する。</p>	<p>補助第230号線、西東京3・4・9などで整備を推進。</p>	<p>補助第230号線、西東京3・4・9などで整備を推進。</p>	<p>補助第74号線、八王子3・4・28などで整備を推進。</p>	<p>補助第230号線、八王子3・4・28などで整備を推進。</p>	<p>浜町北砂町線(岩井橋)、東村山3・4・18などで整備を推進。</p>
330	☆連続立体交差事業	建設局		<p>歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却する。</p>	<p>西武新宿線、京王京王線など5路線6箇所まで整備を推進。</p>	<p>西武新宿線、京王京王線など4路線5箇所まで整備を推進。</p>	<p>○西武新宿線、京王京王線など4路線5箇所まで整備を推進。</p>	<p>○西武新宿線、京王京王線など4路線5箇所まで整備を推進。</p>	<p>○西武新宿線、京王京王線など6路線8箇所まで整備を推進。</p>
331	☆子育て世代への情報発信・普及啓発	生活文化局		<p>乳幼児の事故防止ガイドの作成のほか、子育て世代が多く集まる各種イベント、東京消防庁防災館、区市町村が開催する消費生活展等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供服の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていく。</p>	<p>○「年齢の異なる子供のいる家庭での乳幼児の事故防止ガイド」作成・配布(45,000部) ○「防水スプレーを安全に使いましょう」の注意喚起リーフレット作成・配布(6万部) ○「くらしフェスタ東京」(10月9日～12月9日WEB開催)に出席し、生活の中で起こった事故事例やヒヤリハット事例及び事故を防ぐポイントを紹介し、日常生活の中で起きる事故への注意喚起を実施 ○区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の貸出しを実施(1市)</p>	<p>○「帛省先などの自宅とは異なる住まいでの乳幼児の事故防止ガイド」作成・配布(45,000部) ○ベビゲート等の安全な使用の注意喚起リーフレット作成・配布(10万部) ○本所防災館「おやこぼうさいたいけん」において子供の生活事故防止に関する講演を実施するとともに、模型・啓発パネルを展示(5月) ○「丸の内キッズジャンボリー」(8月)、「くらしフェスタ東京」(10月)に出席し、家の中や子供服の危険に関する模型・啓発パネルや、高齢者に係る家の中の危険パネル、防災製品等を展示 ○区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の貸出しを実施(1区、コロナ対応により展示は中止)</p>	<p>○「乳幼児の寝ているときの事故防止ガイド」作成・配布(45,000部) ○啓発誌「Safe Kids-子供を事故から守るために-」作成・配布(7,500部) ○電気ポットによる子供のやけどの注意喚起リーフレット作成・配布(10万部) ○本所防災館「おやこぼうさいたいけん」において子供の生活事故防止に関する講演を実施するとともに、模型・啓発パネルを展示(5月) ○「丸の内キッズジャンボリー」(8月)、「くらしフェスタ東京」(10月)、「子育て応援Tokyoプロジェクト」(7月、1月)に出席し、家の中や子供服の危険に関する模型・啓発パネル等を展示 ○区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の展示を実施(6区市等)</p>	<p>○啓発誌「Safe Kids-子供を事故から守るために-」作成・配布(10万部) ○子供のベランダからの転落事故の注意喚起リーフレット作成・配布(10万部) ○本所防災館「おやこぼうさいたいけん」において子供の生活事故防止に関する講演を実施(5月) ○立川・本所防災館で家の中や子供服の危険に関する模型・パネル等を展示(本所4～5月、立川2月) ○「丸の内キッズジャンボリー」(8月)、「くらしフェスタ東京」(10月)、「子育て応援Tokyoプロジェクト」(10月、～3月)に出席し、家の中や子供服の危険に関する模型・啓発パネル等を展示 ○区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の展示を実施(8区市)</p>	<p>○「乳幼児の家庭内の水回り事故防止ガイド」作成・配布(6万5千部) ○乳幼児の歯みがき中の喉突き事故防止の注意喚起リーフレット作成・配布(10万部) ○本所防災館「おやこぼうさいたいけん」において子供の生活事故防止に関する講演を実施(5月) ○立川・本所防災館で家の中や子供服の危険に関する模型・パネル等を展示(本所4～5月、立川2月) ○「丸の内キッズジャンボリー」(8月)、「くらしフェスタ東京」(10月)、「子育て応援Tokyoプロジェクト」(10月、～3月)に出席し、家の中や子供服の危険に関する模型・啓発パネル等を展示 ○区市町村が実施する消費生活展等で模型・パネル等の展示を実施(8区市)</p>
332	災害用ミルク等の確保	福祉保健局		<p>乳幼児用の調製粉乳と哺乳瓶4日分(災害発生後の最初の3日分は区市町村、都は以降の4日分)をランニングストック方式で備蓄する。</p>	<p>備蓄量(令和3年3月31日時点) 粉ミルク:12,915,600g(内、アレルギー児用ミルク592,400g) 哺乳瓶:10,000本</p>	<p>備蓄量(令和2年3月31日時点) 粉ミルク:19,375,472g(内、アレルギー児用ミルク592,400g) 哺乳瓶:10,000本</p>	<p>備蓄量 粉ミルク:19,375,472g(内、アレルギー児用ミルク592,400g) 哺乳瓶:10,000本</p>	<p>備蓄量 粉ミルク:19,375,472g(内、アレルギー児用ミルク592,400g) 哺乳瓶:10,000本</p>	<p>備蓄量 粉ミルク:19,375,472g(内、アレルギー児用ミルク592,400g) 哺乳瓶:10,000本</p>

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
333	☆安全な商品の普及	生活文化局		事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、商品のPR強化、事業者による安全な商品の開発・製造・販売・流通拡大の促進、商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を図る。	○セーフティグッズフェアは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ○第14回キッズデザイン賞における審査料補助:18件	○「令和元年度セーフティグッズフェア」の実施 ・令和2年1月24～25、2月1日 ・会場 1月24、25日 北子住会場 2月1日 武蔵村山会場 ・主催 東京都 ・(特非)キッズデザイン協議会 ・内容 キッズデザイン賞受賞商品展示・販売、子供の危険に関する模型・啓発パネルの展示、企業向けセミナー、親子で学べるワークショップ ○第13回キッズデザイン賞における審査料補助:24件	○「平成30年度セーフティグッズフェア」の実施 ・平成31年1月25～26、2月2日 ・会場 1月25日、26日 二子玉川 2月2日 京王聖蹟桜ヶ丘 ・主催 東京都 ・(特非)キッズデザイン協議会 ・内容 キッズデザイン賞受賞商品展示・販売、子供の危険に関する模型・啓発パネルの展示、企業向けセミナー、親子で学べるワークショップ ○第12回キッズデザイン賞における審査料補助:25件	○「平成29年度セーフティグッズフェア」の実施 ・平成30年1月20、26～28日 ・会場 20日 京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンターアウラホール 26日 豊洲文化センター 27,28日 ららぽーと豊洲 ・主催 東京都 ・(特非)キッズデザイン協議会 ・内容 キッズデザイン賞受賞商品展示・販売、子供の危険に関する模型・啓発パネルの展示、企業向けセミナー、親子で学べるワークショップ ○第11回キッズデザイン賞における審査料補助:31件	○「セーフティグッズフェアwithサイエンスアゴラ2016」の実施 ・平成28年11月4日(金)～6日(日) ・会場:東京都立産業技術研究センター(1階・3階) ・主催:東京都、(地独)東京都立産業技術研究センター、(特非)キッズデザイン協議会、(国研)産業技術総合研究所 ・内容:キッズデザイン賞受賞商品展示・販売、子供の安全に関する模型・パネルの展示、企業向けセミナー、親子で学べるワークショップ ○第10回キッズデザイン賞における審査料補助:24件
334	住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施	住宅政策本部		住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽選制度」を活用し、一般より優先・優遇的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 2年度募集戸数 4,703戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 2年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 2年度割当て戸数 52戸 ○若年・夫婦子育て世帯向け期限付き入居制度 2年度募集戸数 1,511戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 元年度募集戸数 4,600戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 元年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 元年度割当て戸数 52戸 ○若年・夫婦子育て世帯向け期限付き入居制度 元年度募集戸数 1,500戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 30年度募集戸数 4,600戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 30年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 30年度割当て戸数 52戸 ○若年・夫婦子育て世帯向け期限付き入居制度 30年度募集戸数 1,500戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 29年度募集戸数 3,510戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 29年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 29年度割当て戸数 52戸 ○若年・夫婦子育て世帯向け期限付き入居制度 29年度募集戸数 1,500戸	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 28年度募集戸数 3,050戸(世帯向け募集全体) ○ポイント方式による募集 28年度募集戸数 2,580戸(ポイント方式募集全体) ○母子生活支援施設転出者向け特別割当て 28年度割当て戸数 52戸 ○多子世帯向け期限付き入居制度 28年度募集戸数 20戸
335	小学校就学前の子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部		都営住宅における、小学校就学前の子供のいる世帯を優遇抽選制度により一般優先的に都営住宅に入居できるよう、平成19年度から入居者の選定を実施する。	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 2年度募集戸数 4,703戸(世帯向け募集全体)	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 元年度募集戸数 4,600戸(世帯向け募集全体)	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 30年度募集戸数 4,600戸(世帯向け募集全体)	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 29年度募集戸数 3,510戸(世帯向け募集全体)	○都営住宅の当選倍率の優遇制度 28年度募集戸数 3,050戸(世帯向け募集全体)
336	地域開発整備事業	住宅政策本部		都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき、整備することにより、良好な市街地の形成や生活環境の向上を図る。	保育所等子育て支援施設の実績なし	保育所等子育て支援施設の実績なし	辰巳一丁目住宅 保育所	東大泉三丁目第4住宅 保育所	北青山三丁目住宅 保育所 豊洲四丁目住宅 保育所
337	公社住宅における子育て世帯への入居支援	住宅政策本部		○優先入居の実施 子育て世帯の入居機会を確保し、居住の安定が図られるよう、新築募集における「子育て世帯倍率優遇制度」、空き家先着順募集における「子育て世帯等優先申込制度」の利用を促進する。 ○近居の支援 世代間で助け合いながら安心して生活できるよう、子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援するため、新規募集における「近居世帯倍率優遇制度」とともに、空き家募集において事前に登録することで優先的に入居できる「近居であんしん登録制度」を実施する。	○新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 令和元年度募集戸数150戸(子育て世帯27世帯が当選) ○あき家先着順募集における優先申込み 令和元年度募集戸数2,106戸(子育て世帯788世帯が成約) ○あき家先着順募集における事前登録による優先あつせん 令和元年度成約件数107件(うち子育て世帯15世帯)	○新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 令和元年度募集戸数150戸(子育て世帯27世帯が当選) ○あき家先着順募集における優先申込み 令和元年度募集戸数2,106戸(子育て世帯788世帯が成約) ○あき家先着順募集における事前登録による優先あつせん 令和元年度成約件数107件(うち子育て世帯15世帯)	○新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 平成30年度募集戸数326戸(子育て世帯127世帯が当選) ○あき家先着順募集における優先申込み 平成30年度募集戸数1,994戸(子育て世帯751世帯が成約) ○あき家先着順募集における事前登録による優先あつせん 平成30年度成約件数98件(うち子育て世帯20世帯)	○新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 平成29年度募集戸数18戸(子育て世帯11世帯が当選) ○あき家先着順募集における優先申込み 平成29年度募集戸数1,796戸(子育て世帯571世帯が成約) ○あき家先着順募集における事前登録による優先あつせん 平成29年度成約件数48件(うち子育て世帯8世帯)	○新築(建替)住宅募集における当選倍率の優遇 平成28年度募集戸数27戸(子育て世帯22世帯が当選) ○あき家先着順募集における優先申込み 平成28年度募集戸数985戸(子育て世帯249世帯が成約)
338	☆子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	住宅政策本部	■	子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定するなど、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進する。	認定戸数 延べ1,261戸	認定戸数 延べ1,253戸	認定戸数 延べ1,189戸	認定戸数 延べ440戸	認定戸数 280戸

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
339	シックハウス対策	福祉保健局		化学物質による子供の健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」等により、各局が連携し、「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」や「健康・快適居住環境の指針(平成28年度 改定版)」等を活用した室内環境保健対策を推進する。 また、子供が利用する施設の担当者を対象とした「化学物質健康問題に関する講習会」の開催や、区市町村保育担当者会等におけるガイドライン等の周知及び包括補助事業を活用した化学物質の測定実施の促進等の取組を進める。	○区市町村担当者への保育事務説明会において、ガイドラインの周知及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用した化学物質の測定等の実施促進に関する説明(令和2年度 書面配布) ○区市町村の保育園等の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「令和元年度 化学物質健康問題に関する講習会」の開催(令和3年3月25日から動画配信) ○リーフレット「施設で決める換気のルール」や新生児を迎える家庭向けのリーフレット「赤ちゃんのための室内環境」等を活用し、化学物質低減の普及啓発を実施 ○庁内連絡会議の開催(3月12日～19日書面開催)	○区市町村担当者への保育事務説明会において、ガイドラインの周知及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用した化学物質の測定等の実施促進に関する説明(令和元年6月27日、278名) ○区市町村の保育園等の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「令和元年度 化学物質健康問題に関する講習会」の開催(令和元年9月24日、108名) ○リーフレット「施設で決める換気のルール」や新生児を迎える家庭向けのリーフレット「赤ちゃんのための室内環境」等を活用し、化学物質低減の普及啓発を実施 ○庁内連絡会議の開催(新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ中止)	○区市町村担当者への保育事務説明会において、ガイドラインの周知及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用した化学物質の測定等の実施促進に関する説明(平成30年6月22日、276名) ○区市町村の保育園等の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「平成30年度 化学物質健康問題に関する講習会」の開催(平成30年7月11日、131名) ○リーフレット「施設で決める換気のルール」や新生児を迎える家庭向けのリーフレット「赤ちゃんのための室内環境」等を活用し、化学物質低減の普及啓発を実施 ○庁内連絡会議の開催(平成31年2月21日)	○区市町村担当者への保育事務説明会において、ガイドラインの周知及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用した化学物質の測定等の実施促進に関する説明(平成29年6月26日、244名) ○区市町村の保育園等の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「平成29年度 化学物質健康問題に関する講習会」の開催(平成29年7月3日、82名) ○リーフレット「施設で決める換気のルール」や新生児を迎える家庭向けのリーフレット「赤ちゃんのための室内環境」等を活用し、化学物質低減の普及啓発を実施 ○庁内連絡会議の開催(平成30年2月23日)	○区市町村担当者への保育事務説明会において、ガイドラインの周知及び子供家庭支援区市町村包括補助事業を活用した化学物質の測定等の実施促進に関する説明(平成28年6月10日、249名) ○区市町村の保育園等の子供が利用する施設の所管担当者や設計・施工等の関係者を対象とした「平成28年度 化学物質健康問題に関する講習会」の開催(平成28年6月27日、91名) ○リーフレット「施設で決める換気のルール」や新生児を迎える家庭向けのリーフレット「赤ちゃんのための室内環境」等を活用し、化学物質低減の普及啓発を実施 ○庁内連絡会議の開催(平成29年3月28日)
340	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	福祉保健局		子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進める。	整備か所数:16か所(計1,543か所)(6か所廃止)	整備か所数:37か所(計1,533か所)(15か所廃止)	整備か所数:53か所(計1,511か所)(16か所廃止)	整備か所数:55か所(計1,474か所)(41か所廃止)	整備か所数:106か所(計1,460か所)(7か所廃止)
341	☆水辺空間の魅力向上	建設局		子供連れでも安全に安心して散策できるテラス等の水辺散策路を早期に整備するとともに、水辺空間の緑化を推進する。 「水の都」東京の再生に向け、隅田川・日本橋川等の河川において、人の流れや賑わいの創出、情報の発信、住民が主役となった河川利用の仕組み作りを推進する。	隅田川など、スーパー堤防を整備(累計で42地区の概成) 大栗川、乞田川など0.5haを緑化	隅田川など、スーパー堤防を整備(累計で40地区の概成) 新河岸川、乞田川など0.7haを緑化	隅田川など、スーパー堤防を整備(累計で35地区の概成) 呑川、境川など1.5haを緑化	隅田川など、スーパー堤防を整備(累計で34地区の概成) 呑川、境川など0.8haを緑化	隅田川など、スーパー堤防を整備(累計で31地区の概成) 中川、乞田川など1.1haを緑化
342	☆緑の拠点となる公園の整備	建設局		都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。	・舎人公園外8公園を新規整備 ・新規開園面積3.9ha (平成27～令和2年度 延べ31.6ha)	・旧岩崎邸庭園外9公園を新規整備 ・新規開園面積4.1ha (平成27～令和元年度 延べ27.7ha)	・旧岩崎邸庭園外7公園を新規整備 ・新規開園面積6.2ha (27～30年度 延べ23.6ha)	・東伏見公園外12公園を新規整備 ・新規開園面積2.9ha (27～29年度 延べ17.4ha)	・東伏見公園外13公園を新規整備 ・新規開園面積7.0ha (27～28年度 延べ14.5ha)
343	☆ここから育てる活動体験(野外体験・里山体験)の活動広場拠点づくり	建設局		都市化や家族形態の変化により、都市生活の中では得られなくなった野外体験や里山体験を親子連れ、高齢者など、多くの都民が都立公園で楽しめる広場を整備する。 野外体験や里山体験を通じて自然と親しむ機会を提供し、快適さを備えた公園整備を行うことにより、都心や丘陵地の公園に來園する都民が増加し楽しめる公園の整備をする。	・狭山公園で工事着手に必要な調査および関連部署との調整を実施(現在、上記1か所で事業を進めており、これをモデルケースとして検証した後、残りの公園へ展開していく。)	・狭山公園で工事着手に必要な調査を関連部署と実施(現在、上記1か所で事業を進めており、これをモデルケースとして検証した後、残りの公園へ展開していく。)	・狭山公園管理所改修実施設計が完了(現在、上記1か所で事業を進めており、これをモデルケースとして検証した後、残りの公園へ展開していく。)	狭山公園で基本設計実施	委託検討の成果をもとに、事業計画を検討
344	☆心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援	福祉保健局		心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどして、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援することで、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進する。	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった9区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった14区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった16区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった15区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった12区市に対し補助を実施。

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
345	☆情報バリアフリーの充実への支援	福祉保健局		地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する。	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった8区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった11区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった10区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった10区市に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の中でメニュー化。 協議申請のあった9区市に対し補助を実施。
346	心と情報のバリアフリーに向けた普及推進	福祉保健局		小中学生を対象とした心のバリアフリーに関する広報活動や、障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発に取り組みるとともに、ユニバーサルデザインに関する情報サイト「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の活用促進を図り、サイトを通じて心と情報のバリアフリーに係る普及啓発を行う。	・障害者等用駐車区画の普及啓発の実施 ・とうきょうユニバーサルデザインナビの運営 ・だれでもトイレ情報のオープンデータ化	・心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクールの実施 ・障害者等用駐車区画の普及啓発の実施 ・とうきょうユニバーサルデザインナビの運営 ・だれでもトイレ情報のオープンデータ化	・心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクールの実施 ・障害者等用駐車区画の普及啓発の実施 ・とうきょうユニバーサルデザインナビの運営 ・だれでもトイレ情報のオープンデータ化	・心と情報のバリアフリー研究シンポジウムの実施 ・「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブックの作成 ・心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクールの実施 ・障害者等用駐車区画の普及啓発の実施 ・とうきょうユニバーサルデザインナビの運営	
347	東京都福祉のまちづくり条例の運用等	福祉保健局		○建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設又は改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 ○区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。※所管行政庁：独自条例制定による適用除外8区市を除く区市町村	(令和2年実績) 整備基準適合証の交付 4件 届出の受理 990件	(令和元年度実績) 整備基準適合証の交付 7件 届出の受理 1,234件	整備基準適合証の交付 6件 届出の受理 1,216件	整備基準適合証の交付 10件 届出の受理 1,217件	整備基準適合証の交付 10件 届出の受理 1,244件
348	区市町村福祉のまちづくりに関する基盤整備事業 〔地域福祉推進区市町村包括補助事業〕	福祉保健局		区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共施設、道路、公園等の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対し支援を行う。	「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。 協議申請のあった32区市町村に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。 協議申請のあった32区市町村に対し補助を実施。 (交付決定ベース)	「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。 協議申請のあった27区市町村に対し補助を実施。	「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。 協議申請のあった29区市町村に対し補助を実施。	「地域福祉推進包括補助事業」の予算の範囲内で補助。 協議申請のあった30区市町村に対し補助を実施。
349	福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈	福祉保健局		東京都の福祉のまちづくりの推進について顕著な功績のあった個人または団体に感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組を広く普及させる。	感謝状贈呈件数 2件 (受賞団体) 特定非営利活動法人日本バリアフリー協会 認定特定非営利活動法人トラッソス	感謝状贈呈件数 5件 (受賞団体) 八王子自助具工房フレンズ 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社りそな銀行 すみだ布の絵本の会「花」 西東京市障がい者福祉をすすめる会	感謝状贈呈件数 1件 (受賞団体) 鳥山駅前通り商店街振興組合	感謝状贈呈件数 5件 (受賞団体) 生活協同組合コープみらい 株式会社京王電業社 佐藤工機株式会社 志水 勇祐 特定非営利活動法人リープ・ウィズ・ドリーム	感謝状贈呈件数 3件 (受賞団体) ひの手話サークル 朗読サークル「ひの」 台東区友愛訪問員協議会
350	☆ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業	福祉保健局		障害者等を含めた住民参加による建築物や公園等の点検調査を行い、その意見を踏まえた改修を行う区市町村を支援する。	協議申請のあった36区市町村に対し補助を実施。	協議申請のあった47区市町村に対し補助を実施。	協議申請のあった45区市町村に対し補助を実施。	協議申請のあった33区市町村に対し補助を実施。	
351	☆心のバリアフリーサポート企業連携事業	福祉保健局		心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施等に自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業を「心のバリアフリーサポート企業」として登録し、取組状況を公表する。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び企業等への負担軽減を考慮して募集を見送り。 令和元年度好事例企業のパネル展示を第一本庁舎1階で実施。	登録数 115社	登録数 150社		

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
352	鉄道駅総合バリアフリー推進事業(バリアフリー基本構想等作成費補助)	都市整備局		地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー新法に基づきバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。	実績 ・協議会等を通じ、区市町村に基本構想及び促進方針作成の技術的支援を実施 ・基本構想等作成費補助事業を実施(基本構想1区1市、促進方針1区) 〈参考〉バリアフリー基本構想を作成した区市町村の数30区市(21区9市)、移動等円滑化促進方針を作成した区市町村の数1区	実績 ・協議会等を通じ、区市町村に基本構想及び促進方針作成の技術的支援を実施 ・基本構想作成費の補助はなし ・〈参考〉バリアフリー基本構想を作成した区市町村の数30区市(21区9市)、移動等円滑化促進方針を作成した区市町村の数1区	実績 基本構想作成費補助事業を実施(2区) 〈参考〉バリアフリー基本構想を作成した区市町村の数30区市(21区9市)	実績 基本構想作成費補助事業を実施(3区) 〈参考〉バリアフリー基本構想を作成した区市町村の数 30区市(21区9市)	実績 基本構想作成費補助事業を実施(4区) 〈参考〉バリアフリー基本構想を作成した区市町村の数 29区市(20区9市)
353	☆鉄道駅総合バリアフリー推進事業(鉄道駅エレベーター等整備事業)	都市整備局		エレベーター等の整備を促進し鉄道駅における円滑な移動を確保するため、区市町村と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う。なお、鉄道駅エレベーター等整備事業(東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)については、エレベーター等の整備を行う鉄道事業者に対し補助を行う。(交通局・東京メトロを除く。)	補助実績 4駅 〈参考〉281駅(事業開始からの各年度の補助実績合計)	補助実績 8駅 〈参考〉277駅(事業開始からの各年度の補助実績合計)	補助実績 8駅 〈参考〉269駅(事業開始からの各年度の補助実績合計)	補助実績 9駅 〈参考〉261駅(事業開始からの各年度の補助実績合計)	補助実績 5駅 〈参考〉252駅(事業開始からの各年度の補助実績合計)
354	☆鉄道駅総合バリアフリー推進事業(ホームドア等整備促進事業)	都市整備局		ホームドアの整備を促進し鉄道駅における安全性を確保するため、区市町村と連携してホームドアの整備に対する補助を行う。なお、ホームドア等整備促進事業(東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)については、ホームドア等の整備を行う鉄道事業者に対し補助を行う。(交通局・東京メトロを除く。)	補助実績 ホームドア整備 16駅 に対して補助を実施	補助実績 ホームドア整備 10駅 内方線付き点状ブロック整備 1駅 に対して補助を実施	補助実績 ホームドア整備 17駅 内方線付き点状ブロック整備 5駅 に対して補助を実施	補助実績 15駅	補助実績 6駅
355	☆地下高速鉄道建設助成	都市整備局		地下高速鉄道の建設促進を図るため、交通局及び東京メトロが施行する、地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良(ホームドア、エレベーター等整備含む。)に対する補助を行う。	・東京都交通局及び東京地下鉄株式会社におけるエレベーター等による1ルート整備率 令和元年度末 96%	・東京都交通局及び東京地下鉄株式会社におけるエレベーター等による1ルート整備率 平成30年度末 92%	・東京都交通局及び東京地下鉄株式会社におけるエレベーター等による1ルート整備率 平成30年度末 92% ※東京都福祉のまちづくり条例整備基準外設備を利用するルートは除外	・東京都交通局及び東京地下鉄株式会社におけるエレベーター等による1ルート整備率 平成29年度末 90% ※東京都福祉のまちづくり条例整備基準外設備を利用するルートは除外	・東京都交通局及び東京地下鉄株式会社におけるエレベーター等による1ルート整備率(福祉保健局データより) 平成28年度末 88% ※東京都福祉のまちづくり条例整備基準外設備を利用するルートは除外
356	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	都市整備局		民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。	9両	20両	45両	36両	85両
357	☆道路のバリアフリー化	建設局		東京2020大会の会場や観光施設周辺等の都道、多くの人が日常生活で利用する主要駅や生活関連施設を結ぶ都道等について、バリアフリー化を推進する。	○競技会場周辺等 16km整備完了 ○令和元年に国が指定した特定道路 9km整備完了 【参考・内訳】 競技会場周辺 2km整備完了 観光地周辺 3km整備完了 避難道路 1km整備完了 主要駅周辺 10km整備完了 特定道路 9km整備完了	○競技会場周辺等 39km整備完了 【参考・内訳】 競技会場周辺 15km整備完了 観光地周辺 7km整備完了 避難道路 6km整備完了 主要駅周辺 11km整備完了	○競技会場周辺等 30km整備完了 【参考・内訳】 競技会場周辺 15km整備完了 観光地周辺 6km整備完了 避難道路 1km整備完了 主要駅周辺 8km整備完了	○競技会場周辺等 21km整備完了 【参考・内訳】 競技会場周辺 13km整備完了 観光地周辺 2km整備完了 主要駅周辺 6km整備完了	○競技会場周辺等 21km整備完了 【参考・内訳】 競技会場周辺 13km整備完了 観光地周辺 3km整備完了 主要駅周辺 5km整備完了

事業No.	事業名	主管局	数値目標	事業概要	令和2年度実績	令和元年度実績	平成30年度実績	平成29年度実績	平成28年度実績
358	歩道の整備・改善	建設局		歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、安全で快適な歩行空間の形成を図る。 また、現道の補修に併せ、歩道の拡幅や段差・勾配の改善などにより、歩行空間の確保・改善を行う。	○歩道整備整備済延長 1,507km ○歩道改善整備済延長 259km	○歩道整備整備済延長 1,505km ○歩道改善整備済延長 257km	○歩道整備整備済延長 1,504km ○歩道改善整備済延長 253km	○歩道整備整備済延長 1,503km ○歩道改善整備済延長 250km	○歩道整備整備済延長 1,501km ○歩道改善整備済延長 247km
359	地下鉄車両へのフリースペース導入	交通局		新型車両に更新する際には、各車両にフリースペースを設置する。 また、小さなお子様連れのお客様が安心して気兼ねなく電車を利用できるように、大江戸線の一部の車両に子育て応援スペースを試験導入している。	浅草線7編成、大江戸線4編成導入。 子育て応援スペースは都民や利用者に対して調査を実施し、今後の方向性を検討。	7編成導入済み	8編成導入済み	1編成導入する計画だったが、試験・調整に時間を要したため、平成30年度に導入することとした。	新型車両製造に着手、導入についてプレスリリース
360	トイレの改修(グレードアップ)	交通局		老朽化している浅草線、三田線、新宿線のトイレについて、出入口の段差解消、ペーパーチェア・ペーパーシートの増設、パウダーコーナーの設置など、機能性と清潔感を備えたトイレにグレードアップする。	3か所のグレードアップ竣工	6か所のグレードアップ竣工	4か所のグレードアップ竣工	4か所のトイレのグレードアップを行った。	9か所の工事に着手
361	マタニティマークの普及への協力	交通局		出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を引き続き行う。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努める。	マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出	マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出	マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出	マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出	マタニティマークの無償配布、ステッカー及びシールの電車・バス車内掲出
362	◆改札通過メール配信サービスの実施	交通局		予め登録したICカードで駅の自動改札機を通過した際、保護者等に通過情報をメールで配信するサービスを導入する。	子ども見守りサービス「まもれール」の導入(令和2年4月1日～)				
363	子育て応援とうきょうパスポート事業	福祉保健局		社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成する本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等の善意により、18歳未満の子ども、妊娠中の方がいる世帯に様々なサービスを提供する。	○サイト及びアプリ登録者数 134,570人(令和3年3月末時点) ○協賛店 5,362店(令和3年3月末時点)	○サイト及びアプリ登録者数 83,571人(令和2年3月末時点) ○協賛店 4,638店(令和2年3月末時点)	○サイト及びアプリ登録者数 49,898人(平成31年3月末時点) ○協賛店 4,297店(平成31年3月末時点)	○平成30年2月よりアプリを配信 ○サイト及びアプリ登録者数 11,466人(平成30年3月末時点) ○協賛店2,384店(平成30年3月末時点)	